

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」フォローアップ

平成22年7月27日現在

## 目 次

第1	身近な犯罪に強い社会の構築	.....	1
第2	犯罪者を生まない社会の構築	.....	18
第3	国際化への対応	.....	24
第4	犯罪組織等反社会的勢力への対策	.....	30
第5	安全なサイバー空間の構築	.....	38
第6	テロの脅威等への対処	.....	42
第7	治安再生のための基盤整備	.....	51

施策名	省庁名	実施状況
<b>第1 身近な犯罪に強い社会の構築</b>		
<b>1 防犯ボランティア活動等の促進</b>		
① 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実	内閣官房 内閣府	i ◎防犯対策の推進等も含めた「地域のつながり再生プログラム」において、地域の自主的な防犯対策を推進している。なお、本プログラムを含む地域再生基本方針について、平成22年4月23日に一部変更の閣議決定を行い、引き続き、地方公共団体の行う地域再生計画に基づく取組を支援することによりプログラムの推進に努めている。
	警察庁	i ○平成21年度に引き続き、平成22年度においても「防犯ボランティアフォーラム」を開催し、全国の防犯ボランティア団体に対して効果的な活動事例の情報提供を行うことにより、全国の防犯ボランティア活動の高揚を図る予定。 ii ○平成21年度に引き続き、平成22年度においても「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」を実施し、安全・安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより、安全・安心なまちづくりに関する優れた取組を広く普及させる予定。 iii ◎平成22年度において、安全・安心なまちづくり関係功労者表彰・防犯ボランティアフォーラムに係る経費(2百万円)を措置した。 iv ◎活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援するための「地域安全安心ステーション」推進事業を実施しており、平成21年度においても、新たに200地区を選定し、合計800地区とした。 v ◎平成22年度において、若い世代の自主防犯活動への参加促進を図るため、防犯ボランティア支援事業に係る経費(18百万円)を措置した。 vi ◎警察庁ウェブサイト内の自主防犯ボランティア支援サイトを活用して、団体、好事例等を紹介し、防犯ボランティア団体の士気高揚と活性化を図っている。 vii ◎平成21年度において、自主防犯ボランティア活動支援サイトのサーバー統合に係る経費(3百万円)を措置した。 viii ◎平成22年度において、全国地域安全運動に係る経費(6百万円)を措置した。 ix ◎平成22年度において、子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業に係る経費(40百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎民間団体、ボランティア等による沿岸監視等の活動に対し、一層の活発化を支援することで、犯罪の未然防止等に努めている。
② 地方公共団体による自主防犯活動に対する支援の充実	警察庁	i ○平成22年度において、(財)社会安全研究財団主催の自治体による防犯ボランティア団体への支援や防犯まちづくり等に関する先進的な取組の発表を内容とする「安全・安心なまちづくりワークショップ」を通じ、地方公共団体による自主防犯活動への支援に関する知見を提供する予定。 ii ◎「地域安全安心ステーション」推進事業団体の構成員及びその活動地域の周辺住民に対して行ったアンケート意識調査を取りまとめ、地方公共団体に配布し、知見を提供した。
	総務省	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う。
③ 的確な犯罪情報・地域安全情報の提供	内閣府	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う。
	警察庁	i ◎平成19年12月、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進上の留意事項について」を都道府県警察に発出し、犯罪情報発信活動の推進等を図るよう指示するなど、的確な犯罪情報の提供を推進している。 ii ◎平成22年度地方財政計画において、地域住民への防犯情報の提供に係る経費を措置した。
④ 企業等による自主的な犯罪抑止対策の促進	警察庁	i ◎企業等により社会貢献活動の一環として取り組まれている犯罪抑止活動が、より一層促進されるよう働き掛けを推進している。 ii ◎平成18年から(社)日本フランチャイズチェーン協会内の安全対策委員会に参加し、犯罪情勢及び防犯対策について討議を行っている。 iii ◎平成21年4月の「タクシー強盗防犯対策会議」で決定した新たな「タクシーの防犯基準」に基づき、犯罪抑止対策に取り組むよう関係機関・団体に要請した。 iv ◎平成21年8月及び平成22年4月、主要なコンビニエンスストアのフランチャイズ本社に対して防犯基準の徹底及び一層の対策強化を依頼した。
	経済産業省	i ◎日本経済団体連合会、中部経済連合会、関西経済連合会等の経済団体及び個別企業への働き掛けを通して、企業等の犯罪抑止対策への自主的な取組を促した。
<b>2 犯罪に強いまちづくりの推進</b>		
① 官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりの推進	内閣官房 内閣府	i ◎(再掲:第1-1-1-①-官府-i)「地域のつながり再生プログラム」の推進。
	警察庁	i ◎国土交通省と共に、建築・防犯の関係団体が策定した「防犯優良マンション標準認定基準」を活用した認定制度の全国展開を関係機関と連携して促進し、防犯性能の高い共同住宅の普及を図っている。

施策名	省庁名	実施状況	
		ii	◎平成19年12月、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進上の留意事項について」を都道府県警察に発出し、官民協働による防犯対策の推進等を図るよう指示するなど、官民協働による犯罪の発生しにくいまちづくりを推進している。
		iii	◎平成22年度地方財政計画において、防犯教室・講座の開催に係る経費を措置した。
		iv	◎平成18年12月、「警備業者の営業所等に対する適切な立入検査の実施の推進について」を都道府県警察に発出し、実効ある立入検査を実施するよう指示するなど、警備業の質の向上を図っている。
		v	◎平成22年度において、警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者に対する講習及び検定試験に必要な警備業務における高度な業務知識・技能を有する専門家の養成に係る経費(6百万円)を措置した。
		vi	◎平成20年12月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進上の留意事項について」を都道府県警察に発出し、各種取締りの強化、街の新たな魅力づくりの連携協働等の関係機関・団体との連携により、総合的な取組を推進するよう指示した。
		vii	◎各都道府県警察において、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗事件等に対する防犯対策として、管理者等に対し「防犯基準」に基づく防犯指導を行っている。
		viii	◎平成22年4月、「犯罪が起きにくい社会づくりの推進について」を都道府県警察に発出し、警察から安全・安心に役立つ情報をタイムリーに提供等するためのネットワークを社会各分野の各層にきめ細かく整備する「重層的な防犯ネットワークの整備」の取組や、万引き等のいわゆる「ゲートウェイ犯罪」に対する総合的な抑止対策、少年の居場所づくりや高齢者世帯への支援活動の推進といった「社会の規範意識の向上と絆の強化」のための取組を推進している。
		i	◎防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議において、一定の防犯性能がある建物部品(CP部品)を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表し、CP部品の普及を促進した。(平成22年4月末現在の掲載品目総数:合計17種類3,988品目)
	i	◎関係省庁と建物部品関連の民間団体との間で、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品(CP部品)の普及を促進している。	
	ii	◎商店街等ににぎわいを創出し活性化を図るために、商店街振興組合等が行う、安全・安心等の社会課題に対応する商業活性化の取組に対し、中小商業活力向上事業により支援を行った。その中で、平成21年度は防犯カメラや街路灯等の設置を22ヶ所実施した。平成22年度も同様の取組への支援を実施している。	
	i	◎地域住民の安全性の向上を図るため、農山漁村における集落道等において、附帯施設として照明施設、防護柵等の設置を推進している。	
	i	◎社会資本整備総合交付金を活用した防犯灯・防犯カメラの設置、住民参加による防犯パトロールの展開等の取組を支援している。	
	ii	◎侵入犯罪の防止を図るため、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を設置し、建物部品の防犯性能試験の試験結果に基づき、「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表した。また、普及促進のため、試験合格品が共通して使用できる標章(CPマーク)を定めた。同会議では、試験を継続し、目録を随時更新している。	
	iii	◎平成18年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」等における取組や、近年の防犯設備の普及状況等を踏まえ、「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を改正し、公表した。	
iv	◎(財)ベターリビング、(財)全国防犯協会連合会及び(社)日本防犯設備協会に協力し、「防犯優良マンション標準認定基準」の策定(平成18年4月)を推進した。都道府県において認定制度の実施を推進し、防犯性に優れた共同住宅の普及を図っている。		
② 個人の住まいへの防犯カメラ等の普及促進	警察庁	i	◎地方公共団体等に対し、都道府県警察や関係団体等を通じ、防犯性能の高い建物部品(CP部品)等に関する情報を提供している。
	経済産業省	i	◎今後、検討する予定。
	国土交通省	i	◎社会資本整備総合交付金の活用により、住宅における防犯カメラの設置を推進している。
③ 道路周辺の映像を表示するサービスに係る防犯対策等の検討	内閣官房	i	◎防犯上の問題点等の有無について検討している。
	警察庁	i	◎各都道府県警察に対して調査を実施することにより、実在する道路周辺の映像をインターネット上で立体的に表示するサービスを悪用した犯罪の実態把握を行っている。
	総務省	i	◎「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、インターネット上の道路周辺映像サービスの法的問題等について検討を行い、平成21年8月に第一次提言を公表した。引き続き、道路周辺映像サービスについては注視していくこととしている。

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	i ◎実在する道路周辺の映像をインターネット上で立体的に表示するサービスについて、プライバシーへの配慮等の対応を要請した。
④ 学校における防犯活動の推進	警察庁	i ◎平成22年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示した。
		ii ◎平成18年1月、「スクールサポーター制度の拡充について」を都道府県警察に発出し、スクールサポーターの任務として、学校における児童等の安全確保、犯罪被害防止教育の支援、地域安全情報の提供等を定めるとともに、制度の普及を推進するよう指示するなど、スクールサポーター制度を活用した子供の安全確保に関する取組の強化を図っている。
		iii ◎平成22年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に係る経費を措置した。
	文部科学省	i ◎平成21年度において、各学校の安全対策の充実のため、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業、防犯教室の推進、教職員向け資料の作成等に取り組む「子ども安心プロジェクト」(137百万円及び14,261百万円の内数)を実施した。22年度においても、事業継続のための経費(156百万円及び13,093百万円の内数)を措置した。
⑤ 安全・安心な子どもの居場所づくり	内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 文部科学省	i ◎平成21年1月、「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、関係府省庁や民間団体が互いに連携を深め、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等に取り組むための「子どもを見守り育てるネットワーク推進宣言」を採択した。さらに、22年7月、同宣言に基づき、子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化を図るため、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を策定した。
		i ◎平成21年度において、放課後等に小学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域住民の参画を得ながら、体験・交流活動等を推進する「放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)」を全国の8,761か所で実施した。22年度は、引き続き、事業推進のため必要な経費(13,093百万円の内数)を措置した。
⑥ 「子ども110番の家」に対する支援	警察庁	i ◎平成18年4月、「子ども110番の家」に対する支援と活性化について」を都道府県警察に発出し、不審者情報等の提供、警察官による立ち寄りの励行、対応マニュアルの作製・配布等の支援を推進するよう指示するなど、「子ども110番の家」に対する支援を図っている。
		ii ◎平成22年度地方財政計画において、「子ども110番の家」への支援に係る経費を措置した。
	経済産業省	i ◎平成20年度において5億円を措置し、「子ども110番の家」(防犯協力事業)等から構成される地域事業環境整備支援事業を29の都道府県石油組合で実施した。21年度においても5億円を措置し、同事業を31の都道府県石油組合で実施している。
⑦ 地域警察活動の強化	警察庁	i ◎平成19年4月までに交番勤務員の不在が常態化する「空き交番」は解消されたところであるが、今後も治安情勢の変化等により「空き交番」が生じないよう、都道府県警察に対し、地方警察官の増員に伴う人員配置及び交番配置の見直しを始め、交番相談員及びパトカーの効果的運用等を指示した。
		ii ◎警察庁から示した指針(「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について」(平成20年12月24日付け通達))に基づき、都道府県警察において、通信指令の機能、人材育成の強化等の警察通信指令を強化するための各種施策を強力に推進している。
		iii ◎平成21年9月、警察通信指令に関し、活動及び権限、通信指令室の運用、人材育成、都道府県警察間の連携等の基本的事項を定める「警察通信指令に関する規則」(平成21年国家公安委員会規則第9号)が制定され、同年10月1日に施行されたところであり、その適切な運用に努めている。
		iv ◎地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問技能の伝承と向上を目的とした各種研修を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する職務質問技能指導者による実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能を向上させる取組を推進している。
		v ◎国民の身近な不安を感じさせる街頭犯罪等を解消するため、管内の犯罪発生状況を分析し、犯罪の多発する繁華街等の地域や時間帯に重点を置くなど犯罪の発生実態に即した、きめ細かい・見せるパトロール及び立番・駐留警戒の強化等により、犯罪の抑止及び被疑者の検挙に努めるなど街頭活動強化に向けた施策を推進している。
⑧ 悪質交通違反の取締り等の強化	内閣府	i ◎平成22年春の全国交通安全運動において、「飲酒運転の根絶」を全国重点に掲げ、関係機関・団体の協力・協賛の下、広報啓発活動を行った。また、常習飲酒運転者飲酒運転行動の抑止に総合的に取り組むため、総合的な常習飲酒運転者対策について多角的に調査研究を実施した。さらに、21年11月26日に広島県及び広島市との共催により第29回交通安全シンポジウムを開催し、飲酒運転の根絶をテーマに有識者による基調講演やパネルディスカッション等を行った。
	警察庁	i ◎平成22年1月から3月までの間に飲酒運転を9,287件、無免許運転を8,292件、最高速度違反を436,859件、信号無視を163,598件取り締まった。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成21年6月、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間の上限及び酒気帯び運転に対する違反点数を引き上げた。また、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という国民の規範意識の強化を図るべく、ポスター、チラシ等を活用して、処分強化の内容、飲酒運転の危険性及び飲酒運転による交通事故の実態を周知するための広報啓発を推進するとともに、参加・体験型の交通安全教育を推進した。また、酒の製造・販売、酒類提供飲食店、ホテル・旅館等の関係業界に対し、警察庁で作成した飲酒運転根絶チラシの配布について協力を依頼したほか、飲酒運転防止のための取組を要請した。
⑨ 重要無線通信妨害対策の推進	総務省	i ◎重要無線通信妨害対策の推進のため、電波監視体制充実・強化3カ年計画(平成21～23年度)を策定し、デジタル化を含む電波利用の高度化に対応した体制整備及び電波監視施設の高度化を検討している。
		ii ◎重要無線通信妨害対策強化のため、平成22年4月から関東総合通信局において、重要無線通信妨害申告の24時間受付を開始した。
		iii ◎平成22年度において、重要無線通信妨害申告受付強化(24時間化)のため、要員の増員(2人)及び24時間化に必要な機器整備に係る経費を措置した。
		iv ◎電波監視施設の性能向上・設備更改を実施した。平成22年度も引き続き、性能向上・設備更改を実施していく。
		v ◎毎年6月の電波利用に関する周知啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、警察及び海上保安庁と連携し、不法無線局の取締りを強化している。
3 振り込み詐欺対策の強化		
① 総合的な振り込み詐欺被害防止対策等の推進	金融庁	i ◎平成21年1月、2月、4月、10月及び22年2月、業界団体等との意見交換会において、ATM周辺における顧客に対する声掛け等の積極的な振り込み詐欺被害防止対策を促すとともに、振り込み詐欺救済法の運用に当たり、被害者救済に向けた対応に努めるよう要請した。
		ii ◎平成21年5月、振り込み詐欺の被害に遭わないための注意喚起と振り込み詐欺救済法の具体的な手続等を政府広報で周知した。
	警察庁	i ◎巡回連絡、交通安全教育等警察職員が高齢者と直接向き合う機会を増加させ、犯行手口、注意点等を解説し、広報啓発活動に努めている。
		ii ◎各種イベント、防犯関係の集い等あらゆる機会を活用し、広報啓発活動を継続している。
		iii ◎金融機関団体との協議の結果、振り込み詐欺に利用され凍結された預貯金口座の名義人リストを金融機関へ提供し、当該リストに登録された者が金融機関の窓口で口座開設のために訪れた際に当該金融機関において口座開設を謝絶するとともに、警察において当該金融機関からの情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築した。平成21年1月から当該運用を開始し、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図っている。
		iv ◎金融機関窓口及びATM設置場所における声掛けの励行のほか、振り込み詐欺に悪用されている口座を監視するための金融機関のシステムの改善等の予防システムの導入の促進を図っている。
		v ◎総合的な振り込み詐欺対策を推進するため、各都道府県警察の実情に即して、専従のスタッフの設置や事務局の設置・充実等を図っている。
		vi ◎預金口座等の凍結依頼、金融機関への情報提供等を適切に行い、振り込み詐欺救済法の的確な運用に努めている。
		vii ◎平成20年10月、21年2月及び同年10月15日から11月14日までの間を「振り込み詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」とし、警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動を推進した。
		viii ◎平成22年度において、振り込み詐欺等広域知能犯罪への対策強化のため、装備資機材の整備等に係る経費(2百万円)を措置した。
	総務省	i ◎平成20年度以降、振り込み詐欺対策のため、ATMにおいて携帯電話等通話抑止装置を使用する無線局(6局)の免許を付与した。引き続き、金融機関等からの当該無線局の免許申請及び相談等に対応することとしている。
	法務省	i ◎日本司法支援センター(法テラス)のコールセンターにおいて、振り込み詐欺を含む消費者被害者等からの問い合わせに対し、法制度や相談窓口情報の提供等を行っているほか、法テラスのウェブサイトにおいても、振り込み詐欺に関するよくある質問と答え(FAQ)を掲載している。また、コールセンターに寄せられた振り込み詐欺の手口をマスコミに提供し、被害の実態報道にも貢献している。
		ii ◎平成20年度において、法テラス埼玉は、さいたま市との共催により振り込み詐欺を始めとする消費者被害防止等に関する講演会を開催し、法テラス岩手は、地元情報誌に振り込み詐欺の注意喚起を内容とする「振り込み詐欺撲滅キャンペーン」の協賛広告を掲載した。
		iii ◎法テラスの各事務所に、金融庁・財務省・警察庁等において作成された「振り込み詐欺防止ポスター」及び「チラシ」を備え置いて、一般の方々に配布し、注意喚起をして、同種被害の防止を図っている。

施策名	省庁名	実施状況
② 振り込め詐欺の徹底検挙		iv ◎検察当局において、検察・警察間で派遣研修を行ったり、関係諸機関と情報・意見交換を密に行うなどして、関係諸機関との連携の強化を図るとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確なはく奪を図っている。
		v ◎平成22年度において、検察における国際・組織犯罪等対策経費(646百万円)を措置した。
	警察庁	i ◎(再掲:第1-3-①-警-v)専従のスタッフの設置、事務局の設置・充実等。
		ii ◎各部門の捜査力を結集して取締りに当たることはもとより、都道府県警察間の積極的な共・合同捜査を推進して、警察の総力を挙げた取締りを強化している。
		iii ◎携帯電話や預貯金口座等の不正契約・開設、不正売買といった振り込め詐欺を助長する行為について、携帯電話不正利用防止法、犯罪収益移転防止法等の関係法令を駆使して検挙を図っている。
		iv ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。
		v ◎携帯電話事業者団体との協議の結果、携帯電話の契約申込者から本人確認書類として提示された運転免許証が偽変造されたものと疑われる場合に、警察において携帯電話事業者から情報提供を受けて所要の捜査を行う枠組みを構築した。平成20年12月から当該運用を開始し、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図っている。
		vi ◎(再掲:第1-3-①-警-vii)「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」における警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動の推進。
		vii ◎(再掲:第1-3-①-警-viii)平成22年度における振り込め詐欺等広域知能犯罪への対策強化のための装備資機材の整備等に係る経費の措置。
		viii ◎平成21年度において、振り込め詐欺捜査に関する諸対策を推進するため、警察庁に振り込め詐欺の捜査に関する事務をつかさどる「振り込め詐欺対策官」を新設した。
	法務省	i ◎検察当局において、警察等関係機関と連携協力の上、受理したこれら事案について、厳正な捜査及び処理を行っている。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
総務省	i ◎平成20年12月の改正携帯電話不正利用防止法の施行により、本人確認義務が強化されたレンタル携帯電話事業者に対して、説明会等を通じ、改正法の正確な周知に取り組むとともに、引き続き、携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督を徹底している。	
③ 携帯電話、預貯金口座等の犯罪への利用の遮断	金融庁	i ◎当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施している。
		ii ◎平成15年9月以降、預金口座の不正利用に関する情報提供件数を取りまとめており、22年4月28日、同年3月末現在の情報提供件数を公表した。
	警察庁	i ◎平成22年度において、インターネット上の違法情報・有害情報対策を推進するため、ホットライン業務の外部委託等に係る経費(194百万円)を措置した。
		ii ◎金融機関団体及び携帯電話事業者団体と協議を進めた結果、それぞれ同一名義人による口座の常時累計開設数及び携帯電話の常時累計回線契約数を一定数に抑制することとされ、順次実施されている。
		iii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合に警察において携帯電話事業者から情報提供を受け、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。
		v ◎(再掲:第1-3-②-警-viii)「振り込め詐欺対策官」の新設。
	総務省	i ◎平成22年度において、携帯電話の無断譲渡の広告等のインターネット上の違法情報へのプロバイダ等による削除等の対応を支援するため、インターネット上の違法・有害情報相談対応業務請負費用(39百万円)を措置した。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
④ 振り込め詐欺に係る「道具屋」の徹底検挙	警察庁	i ◎インターネット等を利用して携帯電話や預貯金口座等の不正売買を誘引する者に対し、捜査員が顧客を装い接触して検挙する、いわゆる「誘き出し捜査」を駆使するなどして検挙を図っている。
		ii ◎(再掲:第1-3-②-警-iii)振り込め詐欺を助長する行為に対する関係法令を駆使した検挙。
		iii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みを構築・運用。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合に警察において携帯電話事業者から情報提供を受け、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みを構築・運用。
		v ◎(再掲:第1-3-①-警-vii)「振り込め詐欺撲滅のための取締活動及び予防活動の強化推進期間」における警察の総力を挙げた取締活動及び官民一体となった予防活動の推進。
		vi ◎(再掲:第1-3-①-警-viii)平成22年度における振り込め詐欺等広域知能犯罪への対策強化のための装備資機材の整備等に係る経費の措置。
		vii ◎(再掲:第1-3-②-警-viii)「振り込め詐欺対策官」の新設。
	総務省	i ◎(再掲:第1-3-②-総-i)携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督の実施。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。	
⑤ 本人確認の徹底	警察庁	i ◎振り込め詐欺の被害を防止するため、金融機関に対し、本人確認の徹底を要請している。
ii ◎(再掲:第1-3-①-警-iii)凍結口座名義人リストを金融機関へ提供し、警察において金融機関から情報提供を受け、不正口座の開設防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。		
iii ◎携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律に基づき、警察署長による契約者確認の求めや貸与時本人確認義務違反の取締りを推進している。		
iv ◎(再掲:第1-3-②-警-v)偽変造の疑いのある運転免許証が提示された場合に警察において携帯電話事業者から情報提供を受け、携帯電話の不正契約の防止及び検挙の推進を図る枠組みの構築・運用。		
v ◎平成19年9月以降、運転免許の申請時に、住民票の写しの添付等に加え、健康保険証等の本人確認書類の提示を求め、本人確認を強化している。		
総務省	i ◎(再掲:第1-3-④-総-i)携帯電話不正利用防止法に基づく携帯電話事業者等への指導・監督の実施。	
法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。	
ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。		
iii ◎外国人登録法第15条第1項により、外国人登録証明書等の交付を含む同法に定める申請等の手続について、本人の出頭主義を採用しており、厳格に本人確認を行うこととしている。また、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。		
4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化		
① 食の安全・安心に係る事犯等への対策及び違法行為の監視の強化	警察庁 消費者庁 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	i ◎平成20年12月、内閣官房内閣審議官を議長とし、関係省庁の課長級を構成員とする「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」を設置し、同ワーキングチームにおいて「消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化」の具体的推進方策が検討され、その結果が21年6月に取りまとめられた。関係省庁において同検討結果を受けた対策を推進している。
	消費者庁	i ◎食品表示連絡会議を開催し、不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する食品表示に関連する法律に基づく処分等適切な対応が、迅速かつ円滑に実施されるよう、関係省庁と連携を図るとともに、食品表示監視協議会の一層の活性化及び消費生活センターの加入の支援について依頼し、更なる監視体制の充実に取り組んでいる。
		ii ◎平成20年9月、「消費者安全情報総括官制度」を創設し、消費者の生命又は身体に生ずる被害に関する情報を集約し、共有体制や緊急時の即応体制の強化を推進している。
		iii ◎国民生活センターと共同し、消費者事故情報を一元的に集約することを目的として、事故情報データベースの運用を平成22年4月から開始した。
		iv ◎消費者被害の発生・拡大を防ぐことを目的として、消費者事故情報の中から要注意情報を抽出し、追跡調査や原因究明を推進している。
	警察庁	i ◎都道府県警察に対して、食の安全に係る事犯の取締りに関して指示するなどし、同事犯の取締りを推進している。
		ii ◎「食品表示連絡会議」や関係省庁との意見交換会を随時開催し、関係省庁との情報共有や連携強化を図った。
		iii ◎警察庁生活安全局に生活経済対策管理官を新設し、体制の強化を図った。
	法務省	i ◎食の安全・安心に係る事犯や健康被害をもたらす事犯について、検察当局においては、厳正な捜査及び処理を行っている。

施策名	省庁名	実施状況
	外務省	i ◎我が国の輸入相手国上位国や食の安全問題にかかわりの深い国際機関等を所管する在外公館において「食の安全担当官」を指名し、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制強化等に取り組んでいる。
	厚生労働省	i ◎問題発生時の二国間協議や現地査察に加え、問題発生時の未然防止を図るための輸出国における衛生対策に関する情報収集を実施している。 ii ◎検疫所における輸入食品のモニタリング検査の充実等を図るとともに、加工食品の残留農薬検査を強化した。また、検査件数の増加等に対応するため、輸入食品監視システムの改善を行うなど検査体制の強化を図った。
	農林水産省	i ◎平成20年度において、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で「食品表示監視協議会」を設置し、食品の不適合表示に関する関連情報を共有し、取締りを強化するとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関係省庁の間で「食品表示連絡会議」を設置した。22年度も、同連絡会議及び同協議会を開催し、関係情報の共有を進め、引き続き、取締りを強化している。 ii ◎全国に配置している「食品表示Gメン」(約1,700人)に加えて、広域・重大案件に対して機動的に調査を実施する「食品表示特別Gメン」(20名)を東京、大阪及び福岡に配置し、迅速な対応を行っている。 iii ◎平成21年度において、立入検査能力及び情報収集能力向上のため、全国に配置している「食品表示Gメン」を対象とした研修を行った。22年度も、同様の研修を行うこととしている。 iv ◎広く国民から情報提供を受け付けるホットラインである「食品表示110番」や委嘱を受けた消費者が日常的にモニタリングを行う「食品表示ウォッチャー」からの情報に基づく不適正な食品表示に対し、迅速かつ的確に対応している。 v ◎平成22年4月、米穀の横流しの防止等を目的とした改正食糧法が施行されたことを受け、各地方農政局等において、米穀の適正流通を確保するため、立入検査等を実施している。
② 事業者に対する指導監督等の強化	消費者庁	i ◎平成22年1月、公益通報者保護制度の周知徹底や理解の向上等により、制度の円滑かつ実効性のある運用を図るため、全国5か所で説明会を開催し、制度の運用に関する情報収集・調査研究及び相談・通報体制の整備促進等を行っている。
	警察庁	i ◎(再掲:第1-4-①-警-iii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
	警察庁 消費者庁 農林水産省 経済産業省 農林水産省	i ◎(再掲:第1-4-①-警消財厚農-i)「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討結果を受けた対策を実施。 ii ◎平成21年度において、食品業界のコンプライアンス向上に向け、食品事業者による自主的な行動規範等の策定を促すためのセミナーを全国で合計41回開催した。22年度においても研修会を開催し、行動規範等の策定の推進を図る。
	経済産業省	i ◎(再掲:第1-4-①-農)米穀の横流しの防止等を目的とした改正食糧法の施行を受け、立入検査等を実施。 i ◎消費生活用製品安全法、電気用品安全法等の運用において、適時適切に事業者を指導している。具体的には、技術基準に違反した製品を製造・輸入しているという情報提供を端緒とした事業者のヒアリング、製品の試買テスト、(独)製品評価技術基盤機構による立入検査等により、違反の事実が確認された場合、事業者を指導している。
③ 悪質商法による消費者被害の防止	警察庁 消費者庁 金融庁	i ◎平成22年6月に消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて申し合わせた「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」のとおり、犯罪利用預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供を実施している。
	消費者庁 警察庁 金融庁 経済産業省 金融庁	i ◎「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、貴金属や未公開株の取引等を利用するなど多様化・高度化した手口による詐欺的商法による消費者被害の防止を図るための対策を検討し、平成22年3月、検討結果を取りまとめた。関係省庁等において、同検討結果に盛り込まれた施策を実施している。 ii ◎無登録で金融商品取引業を行う者等が関与する未公開株取引等の問題に対して、ウェブサイトでの注意喚起やリーフレットの作成・配布等、被害の未然防止に向けた取組を実施するとともに、無登録業者に対する警告書の発出と当該業者名の公表や警察当局との連携等の被害の拡大防止への取組を実施している。
	警察庁	i ◎被害拡大防止及び被害回復支援のために、悪質商法に利用された預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供を徹底するよう都道府県警察に指示している。
		ii ◎悪質商法による消費者被害を防止するため、警察庁ウェブサイト「悪質商法の被害にあわないために」と題する広報資料を掲載し、具体的な被害防止対策等を紹介しているほか、政府広報を利用した広報活動を推進した。

施策名	省庁名	実施状況
		<p>iii ◎都道府県警察に対して、国の地方機関、都道府県消費生活センター等と連携した悪質商法被害防止広報及び悪質業者の取締りの推進について指導している。</p> <p>iv ◎集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会において、集団投資スキームを利用した詐欺的な事件等について関係機関との情報交換を行い、関係省庁・機関の更なる連携強化を図った。</p> <p>v ◎国民の悪質商法被害を防止するため、平成21年10月、(社)全国消費生活相談員協会のリーフレット「もうけ話には裏がある!!」の作成に協力し、同協会から全国の防犯協会へ同リーフレットを配布した。</p> <p>vi ◎(再掲:第1-4-①-警-iii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。</p>
警察庁 金融庁	i	◎「資産形成事犯対策ワーキングチーム」を設置し、ファンドを利用した詐欺的商法事犯について関係機関と情報交換を行い、問題のあるファンドに関し、各関係機関の権限及び役割に応じて効果的・効率的な取組を行っている。
金融庁 警察庁 消費者庁 法務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 総務省	i	◎(再掲:第1-4-①-警消財厚農-i)「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討結果を受けた対策を実施。
	i	◎地上デジタル放送の工事関連の詐欺等の悪質商法等による被害の防止のため、リーフレット、ウェブサイト、説明会等を通じた注意喚起を継続して実施している。また、悪質商法等が発生した場合は、関係省庁・機関等と情報を速やかに共有し、連携して悪質商法等による被害の拡大防止に努めている。その他、デジサポ(総務省テレビ受信者支援センター)の高齢者世帯向け戸別訪問活動に当たっては、統一したユニフォーム、腕章及び身分証を着用し、訪問を受けた世帯が悪質商法と混同することのないよう配慮している。
法務省	i	◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	ii	◎日本司法支援センター(法テラス)において、若年層が巻き込まれやすいインターネット被害を例に法テラスの利用方法を紹介した子ども向けパンフレットを作成し、全国の小中学校等へ配布しているほか、法テラスのウェブサイトにおいても、悪質商法に関するよくある質問と答え(FAQ)を掲載している。
農林水産省 経済産業省	i	◎取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制(許可制)を導入するとともに、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)を原則禁止する商品先物取引法が平成21年7月10日に公布された。同法の施行(公布日より1年6月以内)後は、同法の迅速かつ適正な執行を行うこととしている。
国土交通省	i	◎平成18年度以降、地域の相談窓口及び都道府県住宅リフォーム推進協議会の活動支援、情報提供ツールの作成、消費者向け講習会の実施等を行っている。22年2月現在、地域の相談窓口は1,613か所設置、都道府県住宅リフォーム推進協議会は設置済み26県、設置予定4県である。また、引き続き、建設企業への指導・監督を適切に実施している。
	ii	◎平成22年度において、住まいの安心確保のための地域ごとの相談体制等の整備のため、経費(100百万円)を措置した。
消費者庁 経済産業省	i	◎悪質商法に対しては、特定商取引法により厳正に対処している。平成21年9月1日の消費者庁の創設により、特定商取引法は消費者庁が一元的に執行することとなり、地方における執行は、消費者庁長官から権限委任を受けた各経済産業局長が消費者庁長官の指揮監督の下で行うこととされた。また、同年12月1日に改正特定商取引法が施行され、訪問販売、電話勧誘販売及び通信販売については別法で消費者被害の是正ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う取引を規制対象とする「指定商品・指定役務制の廃止」、訪問販売事業者に当該契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることを禁止する「再勧誘の禁止」、訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除を可能とする「過量販売規制」、通信販売において、返品可否・条件・送料の負担を広告に表示していない場合は、8日間、送料消費者負担で返品(契約等の解除)が可能となる「返品特約の表示」の導入等の規制強化を行った。さらに、特に悪質な事案については警察への告発を行うなど、警察との連携強化を図っている。
④ ヤミ金融事犯対策の推進	警察庁 消費者庁 金融庁	◎(再掲:第1-4-③-警消金-i)犯罪利用預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供を実施。

施策名	省庁名	実施状況	
	金融庁 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎(再掲:第1-4-①-警消法財厚農-i)「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討結果を受けた対策を実施。</li> </ul>	
	金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎「多重債務者問題改善プログラム」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局(金融庁・財務局・都道府県)において、無登録業者による貸付けや取立ての被害に関する苦情を受け付けた場合には、当該無登録業者に警告等を行うほか、捜査当局への積極的な情報提供を行っている。</li> </ul>	
	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎各都道府県警察に設置していた「ヤミ金融事犯集中取締本部」を維持し、ヤミ金融撲滅に向けて、徹底した摘発の強化を推進している。</li> <li>ii ◎平成22年度において、警視庁に10県の若手捜査員を派遣し、首都圏におけるヤミ金融事犯の事件捜査を通じて、捜査能力の向上を図るための「生活経済事犯捜査長期実務研修」を実施している。</li> <li>iii ◎多重債務者問題改善プログラムに基づき、被害者の保護のための電話警告や携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求めを積極的に行うとともに、被害拡大防止及び被害回復支援のため、ヤミ金融に利用された預金口座等の口座凍結のための金融機関に対する情報提供を徹底するよう都道府県警察に指示している。なお、契約者確認の求めを効果的に推進するためシステムの簡素化及び迅速化を図った。</li> <li>iv ◎ヤミ金融事犯に関する相談対応マニュアルを貸金業法改正の施行に合わせて改訂し、現場の警察官に配布するなど、相談に対する適切な対応について更なる周知徹底を図り、相談への誠実な対応を徹底している。</li> <li>v ◎国民のヤミ金融被害を防止するため、平成21年11月、(社)全国消費生活相談員協会のリーフレット「ヤミ金融警報発令中!!」の作成に協力し、同協会から全国の防犯協会へ同リーフレットを配布した。</li> <li>vi ◎(再掲:第1-4-①-警-iii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。</li> </ul>	
	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。</li> </ul>	
	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎金融経済教育に関する内容の充実を図った小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(いずれも平成20年3月改訂)の趣旨の周知・徹底を図るとともに、21年3月に高等学校学習指導要領を改訂し、金融経済教育に関する内容の充実を図った。また、学生の消費者被害防止のための取組の充実を大学等に促した。さらに、成人への消費者教育・金融経済教育について、関係団体・自治体等による主体的な取組を促した。</li> <li>ii ◎平成22年度において、学校教育における消費者教育推進のために必要な経費(27百万円)及び大学・社会教育における消費者教育推進のために必要な経費(44百万円)を措置した。</li> </ul>	
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎労働金庫による消費者向け啓発冊子等の作成・配布及び相談事業並びに自治体連携社会福祉資金貸付制度として応急的な生活対策資金等を貸し付ける労働者生活資金貸付制度について、その適正な実施を監督・指導している。</li> <li>ii ◎低所得者等に対して必要な経費等の資金の貸付けと必要な援助指導を行う生活福祉資金貸付制度について、広報・周知に取り組みつつ、実施している。</li> <li>iii ◎母子家庭及び寡婦に対して、相談・指導を行いつつ、必要な資金について貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金を実施しており、平成22年度においては、必要な経費(5,040百万円)を措置した。</li> </ul>	
	⑤ 模倣品・海賊版対策の推進	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎「知的財産推進計画2008」(平成20年6月18日知的財産戦略本部決定)、「知的財産推進計画2009」(21年6月24日知的財産戦略本部決定)に基づき、国内外における模倣品・海賊版被害を低減させるべく、外国市場対策の強化、取締りの強化、インターネット上での対策の強化、国民啓発活動等、関係省庁が一体となって取り組んだ。「知的財産推進計画2010」(22年5月21日知的財産戦略本部決定)においては、特に、世界中で深刻化する模倣品・海賊版の被害状況を踏まえ、ACTA交渉の早期妥結及び妥結後の加盟国拡大や、二国間協議を通じた知的財産権侵害対策の強化、その他違法コンテンツ対策として、アクセスコントロール回避規制の強化、プロバイダによる侵害対策措置の促進等に取り組むこととしている。</li> </ul>
		警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎知的財産権侵害事犯の取締りを推進している。</li> <li>ii ◎知的財産権犯罪に関する法執行機関会議や二国間会議において、中国、韓国、タイ等アジア・太平洋地域の法執行機関と情報交換するなど、外国捜査機関との連携を強化した。</li> <li>iii ◎警察庁ウェブサイト「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて!!」に知的財産権侵害事犯の検挙状況、特徴、主要検挙事例等を掲載し、模倣品・海賊版対策に関する国民の理解を促進している。</li> <li>iv ◎不正商品対策協議会主催の「アジア知的財産権シンポジウム」を後援するなど、権利者団体と連携した国民への啓発活動を推進した。</li> <li>v ◎(再掲:第1-4-①-警-iii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。</li> </ul>

施策名	省庁名	実施状況
	内閣官房 警察庁 法務省 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	◎(再掲:第1-4-①-警、消、法、財、厚、農-i)「消費生活侵害事犯対策ワーキングチーム」における検討結果を受けた対策を実施。
	総務省	◎現在、模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の2010年中の妥結を目指して、関係省庁と共に関係各国と交渉している。また、現在、総務省がオブザーバーとして参加している民間団体の違法音楽配信対策協議会において違法な携帯電話向け音楽配信に対する実効性の高い対策を講じるための検討を行っている。
	法務省	◎違法な著作物の私的使用の制限等に関する著作権法の改正案に関する協議に対応したほか、模倣品・海賊版対策についての関係省庁との必要な協議や照会の回答、「総合窓口年次報告書」についての必要な協議に応じた。
	外務省	<p>◎我が国が提唱した模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)について、平成20年6月から条約案文をベースとした交渉を開始し(於スイス)、7月(於米国)、10月(於東京)、12月(於フランス)、21年7月(於モロッコ)、11月(於韓国)、22年1月(於メキシコ)及び4月(於ニュージーランド)に交渉会合を開催した。我が国は、ACTAの早期実現に向けて、ACTA提唱国として関係国との協議に参画し、議論を積極的にリードし、主導的な役割を果たしてきた。また、22年度において、ACTA政府間協議諸経費(5百万円)、ACTAを含む模倣品・海賊版対策等に関する調査費(2百万円)を措置した。</p> <p>◎海外における模倣品・海賊版対策の強化を図るため、全在外公館に知的財産担当官を任命しているが、在外公館の機能向上のため、平成21年10月にリオデジャネイロにて南米の知的財産担当官を、22年2月にニューデリーにて南西アジアの知的財産担当官を対象に知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、JETRO及び民間企業との間で情報交換を行い連携を強化した。また、22年度において、知的財産担当官会議諸経費(2百万円)を措置した。</p> <p>◎G8、APEC、OECD、WIPO等における多数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的な働き掛けを行っている。具体的には、G8については、平成20年は議長国として、G8知財専門家会合等を通じ、模倣品・海賊版対策を含む知的財産イシューの議論をリードし、模倣品・海賊版対策の取組を強化するとともに、21年においても同会合等を通じ、引き続き、当該議論に貢献した。APECについては、「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」の各ガイドライン等の着実な実施に向け、各エコノミーに働き掛けを行った。OECDについては、「模倣品・海賊版による経済影響に関する調査」や「模倣品・海賊版に関する理事会勧告」の議論に積極的に参加した。WIPOについては、エンフォースメント諮問委員会における議論に積極的に参加した。</p> <p>◎日米、日EU、日中、日韓間等で知的財産を議題として取り上げ、二国間対話を行っている。日米間では、平成21年5月に日米規制改革イニシアティブ上級会合で知的財産権の保護等を取り上げた。日EU間では、22年3月の日EU知的財産対話で知的財産の保護等を取り上げた。日中間では、21年6月の日中ハイレベル経済対話において、知的財産権執行強化の方策について協議した。日韓間では、同年10月の日韓ハイレベル経済協議において、知的財産権の保護について協力を要請した。</p>
	財務省	<p>◎不正薬物、銃器、知的財産侵害物品等の水際取締りに関する各国税関との協力が重要であることから、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んだ2国間税関相互支援協定等の締結に努めている。</p> <p>◎平成21年8月、第3回日中韓知的財産作業部会を開催し、知財保護に関する情報交換や啓蒙活動を強化することに合意した。また、同年9月に開催した第3回日中韓3か国税関局長・長官会議において、知的財産侵害物品取締り等における3か国の税関当局の協力について議論を行うとともに、3か国税関間の協力を推進するための中・長期的な行動計画である「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」について議論し、署名により承認した。</p> <p>◎「日中税関密輸情報交換実務者会合」、「日韓税関密輸情報交換実務者会合」及び「日中韓3か国税関密輸情報交換実務者会合」において、模倣品・海賊版の密輸防止に向けた情報交換及び3か国税関間での協力の在り方についての意見交換を行っている。</p> <p>◎平成21年9月に中国及びASEAN諸国の税関職員を対象に、22年2月にASEAN諸国の税関職員を対象に、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りに関する受入研修を実施した。</p> <p>◎税関ウェブサイト税関の知的財産侵害物品取締りに関するサイト(認定手続や申立手続等を案内)を作成し掲載している。</p> <p>◎海外旅行者に向けて、知的財産侵害物品を輸入しないよう注意を呼び掛けるポスター及びリーフレットを作成し、国際空港等において掲示・配布するとともに、侵害発生国を対象とする旅行ガイドブックにも広告を掲載している。</p> <p>◎財務省税関研修所において、専門事務研修「知的財産コース」を実施するなど職員の能力向上を図っている。</p>

施策名	省庁名	実施状況
		viii ◎平成22年度において、外部専門家を活用した侵害認定経費や税関職員的能力向上を図るための知的財産担当職員研修外部委託経費、知的財産侵害物品持込防止啓発経費等、知的財産侵害物品取締対策経費(39百万円)を措置した。
		ix ◎平成22年度において、途上国税関職員的能力構築のため、知的財産侵害物品取締り等に関する二国間援助経費及びWCO(世界税関機構)への模倣品・海賊版拡散防止拠出金(222百万円)を措置した。
	文部科学省	i ◎平成21年度において、二国間協議による侵害発生国への取締り強化の要請、途上国対象の研修事業等の実施、我が国権利者の侵害発生国での権利執行の支援、官民の連携の強化等を実施した。22年度においても、同様の事業を実施すべく、「海賊版対策事業」実施のための経費(42百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年度において、世界知的所有権機関(WIPO)と連携し、主としてアジア地域諸国を対象とした著作権法制度の整備、集中管理団体の育成及び著作権のエンフォースメントの充実を目的として、国際シンポジウム、研修等の開催等を実施した。22年度においても、WIPOからの要請により同様の事業を実施するため、「アジア地域著作権制度普及促進事業費」の経費(52百万円)を措置した。
	農林水産省	i ◎平成22年度において、我が国オリジナル品種の権利保護のための環境整備に向け、農産物の輸出に取り組む産地等に対して、DNA品種識別技術の開発及び妥当性の検証を支援する事業(50百万円)を実施した。また、育成者権侵害が発生して早急な対応が必要な品目について、登録品種の標本・DNAを保存する事業や、税関の水際差し止めDNA品種識別技術を活用するため、開発されたDNA品種識別技術の妥当性の検証(24百万円)を実施した。
	経済産業省	i ◎中国商務部等との政府間定期協議や官民合同での訪中ミッションの派遣等を通じて、中国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を要請した。また、JETRO等を活用し、現地取締機関職員を対象とするセミナーの開催等の人材育成支援事業を行うとともに、日本国内の消費者を対象とした啓発活動を実施している。
		ii ◎平成16年8月、知的財産推進計画2004に基づき、経済産業省内に政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、21年3月末までに1,140件の相談を受理した。
		iii ◎平成20年度において、模倣品・海賊版対策として、アジアを中心とした各国における知的財産関連行政庁等関係者の人材育成支援、海外における我が国企業の模倣品被害実態調査・分析の実施等のための経費(1,708百万円)を措置した。21年度においても、同事業の実施のための経費(1,754百万円)を措置した。
		iv ◎平成17年グレンイーグルスサミットにおいて、小泉首相(当時)から模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)構想を提唱した。自動車部品・医薬品等の危険な模倣品から消費者の健康・安全を守るため、知的財産保護に関心の高い国を中心に20年6月より交渉を開始し、以降6回にわたり会合を開催した。
	5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進	
① ストーカー・配偶者からの暴力対策の推進		
	内閣府	i ◎平成21年度において、「女性に対する暴力をなくす運動」として、運動期間中、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が連携して、女性に対する暴力根絶のための広報啓発を実施するとともに、内閣府が作成した啓発用ポスターを関係機関に配布した。22年度も同様に実施予定。
		ii ◎平成21年度において、将来において暴力の加害者及び被害者となることを防止するため、若年層に対する予防啓発教材を作成し、さらに、指導者等が同教材を活用して講義等を行う際に参考となる資料を作成した。22年度は、同教材を関係機関及び教育機関等全国へ普及し、同教材を活用した効果的な予防教育を行えるよう、指導者研修を実施予定。
		iii ◎平成21年度において、配偶者からの暴力の被害者が支援等に関する情報を入手しやすくするため、全国統一のダイヤルから最寄りの相談窓口の電話番号を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」において転送サービスを開始し、相談体制を強化した。
	警察庁	i ◎平成18年12月、「警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について」を都道府県警察に発出するなど、ストーカー規制法及び配偶者暴力防止法に基づく警察本部長等の援助を被害者に対し実施するとともに、刑罰法令に抵触する場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置を講じ、抵触しない場合についても、適切な自衛・対応策の教示、関係機関の紹介、相手方への指導・警告等により、事案に応じた適切な措置を講ずるよう努めている。さらに、21年8月に「ストーカー事案等男女間のトラブルに起因する事案への的確な対応について」を、22年4月に「男女間トラブルに起因する相談事案の対応について」を、それぞれ都道府県警察に発出し、事案の特性を踏まえた対応を徹底するよう指示した。
		ii ◎ストーカー・配偶者暴力事案の的確な対応に資するため、平成21年3月にストーカー対策マニュアルを、同年5月に配偶者暴力対策マニュアルを、それぞれ作成し、都道府県警察に示した。
		iii ◎平成22年度において、「警察安全相談及び相談業務専科」に係る経費(2百万円)を措置した。
		iv ◎平成22年度において、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等へ厳正に対処するため、「ストーカー・配偶者暴力対策専科」に係る経費(7百万円)を措置した。
		v ◎平成22年度において、配偶者暴力対策として「監視警戒システム」に係る経費(4百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		vi ◎平成21年度において、保護命令に係る情報を全国的に共有するため、「配偶者暴力管理業務」構築に係る経費(172百万円の内数)を措置し、22年3月から同システムの運用を開始している。
		vii ◎平成22年度地方財政計画において、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品(GPS機能付き通報装置)の貸出しに要する経費を措置した。
	法務省	i ◎〔再掲:第1-3-②-法-i〕検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	厚生労働省	i ◎平成22年度において、配偶者からの暴力対策として、婦人相談所における休日・夜間電話相談事業や弁護士等による法的な調整、援助等を行う法的対応機能強化事業等に係る経費(児童虐待・DV対策等総合支援事業2,508百万円の内数)を措置した。
		ii ◎平成21年度において、婦人相談所が被害者等を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員の配置に係る経費を措置した。22年度においても、同事業に係る経費(婦人保護事業費2,145百万円の内数)を措置した。
② 児童虐待防止対策の推進	警察庁	i ◎平成22年2月から、子どもや女性を守るための匿名通報事業の対象に児童虐待を加え、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に向けた取組みを推進している。
	厚生労働省	i ◎「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」の法定化、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化、里親制度の改正、施設内虐待の防止等の内容が盛り込まれた改正児童福祉法が平成21年4月から施行された。
		ii ◎平成21年3月、「子ども虐待対応の手引き」、「児童相談所運営指針」等の通知の改正を行い、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応等を促した。
		iii ◎平成22年度において、児童虐待の発生予防の観点から「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」、早期発見・早期対応の観点から「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」に係る経費(次世代育成支援対策交付金36,100百万円の内数)を措置した。
		iv ◎平成22年度において、児童虐待防止対策支援事業の実施に係る経費(児童虐待・DV対策等総合支援事業2,508百万円の内数)を措置した。
		v ◎児童相談所の人的体制の強化を図るため、地方財政措置において、児童福祉司を標準団体人口170万人当たり平成20年度は1名、21年度は更に1名の増員を措置した。22年度においても、引き続き増員の要望を行っている。
		vi ◎平成21年度において、一時保護施設の定員不足解消等のため、定員超過の状態の一時保護施設を有する自治体に対し「緊急整備計画の策定」を求めた。22年度は、子ども子育てビジョンにおいて、児童相談所を設置しているすべての自治体における「個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善」を目標に掲げ、推進している。
		vii ◎平成22年3月、文部科学省と協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、児童虐待防止のための取組の一層の推進を図った。
	文部科学省	i ◎平成21年度において、身近な地域における家庭教育支援を推進するため、地域の子育て経験者や専門家の連携による「訪問型家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や企業を訪問しての情報や学習機会の提供及び相談対応を実施した。
		ii ◎平成21年度において、身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材の養成や、多くの親が集まる様々な機会を活用した学習機会の提供等、地域の主体的な取組を支援した。22年度においても、引き続き、事業推進のために必要な経費(13,093百万円の内数)を措置した。
		iii ◎平成21年度において、家庭教育に関するヒント集(家庭教育手帳)を電子コンテンツで作成し、各教育委員会等に提供するとともに、家庭教育に関する学習機会等での活用を促した。
		iv ◎平成21年度において、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」における成果を基に、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた方策及びその効果を活用し、全国的な普及啓発を実施した。22年度においても、引き続き、事業推進のために必要な経費(99百万円)を措置した。
		v ◎平成21年1月、児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図るため、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」を作成・配布した。同年5月、同研修教材CD-ROM版を作成・配布するなどし、教育委員会に対し、学校等における児童虐待防止のための取組の一層の推進を依頼した。

施策名	省庁名	実施状況
		<p>vi ◎平成21年1月、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、厚生労働省と連携し、「児童相談所と教育委員会の連携」について説明するとともに、宮城教育大学教授関口博久氏からの「児童虐待防止への取組について」をテーマとした基調講演を実施し、参加者による「児童虐待防止への取組」をテーマとした研究協議を実施した。また、同年6月、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、厚生労働省雇用均等・児童家庭局に依頼し、「児童虐待防止対策について」の説明を実施し、学校等における児童虐待防止のための取組の一層の推進を図った。</p> <p>vii ◎平成22年3月、厚生労働省と協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成するとともに、「児童虐待の防止のための学校、教育委員会等の的確な対応について」を学校・教育委員会等に発出した。</p> <p>viii ◎平成21年度において、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退の未然防止、早期発見、早期対応等、児童生徒の支援を行うための効果的な取組について調査研究を行う「問題を抱える子ども等の支援事業」に係る経費(956百万円)を措置した。また、22年度においては、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等の解決に役立つと思われる取組を推進し、その有効性を検証して成果を普及するための経費(生徒指導・進路指導総合推進事業491百万円の内数)を措置した。</p>
③ 児童ポルノ対策等の推進	警察庁	<p>i ◎平成20年度総合セキュリティ対策会議において、「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策」をテーマに議論を行い、21年3月に、児童ポルノ流通防止に向けた取組の方向性等について、報告書に取りまとめた。なお、同報告書を受け、同年6月、有識者等で構成される「児童ポルノ流通防止協議会」が発足し、児童ポルノの流通防止に係る具体的な課題について検討を行っている。</p> <p>ii ◎（再掲：第1-3-3-③-警-i）平成22年度におけるホットライン業務の外部委託等に係る経費の措置。</p> <p>iii ◎平成22年6月、「全国児童ポルノ事犯捜査共助責任者会議」を開催し、児童ポルノ事犯の捜査共助等についての指示・教養を実施し、捜査力の向上を図った。</p> <p>iv ◎平成22年5月、「全国少年課長等会議」を開催し、児童ポルノ事犯の徹底取締りについて指示した。</p> <p>v ◎平成22年6月、家出少年及び福祉犯被害少年等の発見・保護活動の強化について、福祉犯の積極的な取締り等を都道府県警察に指示した。</p> <p>vi ◎平成21年6月、インターネット上に氾濫する児童ポルノを根絶し、深刻な人権侵害を受けて将来にわたり苦しむ被害児童をなくすため、取締り、流通防止対策及び被害児童支援の三点を柱とする「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ根絶に向けた総合的な対策を推進している。</p> <p>vii ◎平成22年4月、児童ポルノ対策を更に推進するため、少年課に児童ポルノ対策官を設置した。</p> <p>viii ◎平成22年2月、「全国児童ポルノ等被害児童支援担当者研修会」を開催し、児童ポルノ事犯等の被害児童の支援等について指示・教養を実施し、被害児童に対する支援の向上を図った。</p> <p>ix ◎平成21年11月にイタリアで、22年2月及び4月にカナダで、それぞれ開催された「G8ローマ・リヨン・グループ会合」に警察庁幹部が出席し、児童ポルノ等の性的搾取による被害児童の支援について議論を行った。また、同会合において被害者支援・保護方策の検討及び好事例集の作成の新規プロジェクトを提案し、承認された。</p> <p>x ◎平成22年度において、少年福祉犯罪打合会議の開催等に係る経費(6百万円)を措置した。</p> <p>x i ◎平成22年度において、CSEC東南アジア国外犯情報交換会議の開催に係る経費(5百万円)を措置した。</p> <p>x ii ◎平成22年度において、児童ポルノ対策に関する調査研究に係る経費(6百万円)を措置した。</p> <p>x iii ◎平成22年度において、児童ポルノの根絶に向けた重点プログラムに基づく児童ポルノ対策の推進に係る経費(27百万円)を措置した。</p>
	総務省	<p>i ◎総務省の有識者研究会において、児童ポルノサイトのブロッキング(閲覧防止措置)に関し、通信の秘密や表現の自由といった重要な利益にも注意しながら、その法的整理や、アドレスリストの作成・管理の在り方、技術的課題等について取りまとめを行ったことを踏まえ、実施に向けた課題の検討を行った。電気通信事業者等の関係者が、平成22度中に自主的取組としてブロッキングを開始することができるよう、引き続き環境整備に努める。</p>
	法務省	<p>i ◎児童ポルノ禁止法の、児童ポルノ提供の罪、児童ポルノ提供目的製造、所持等の罪、児童に姿態をとらせた児童ポルノ製造の罪等の処罰規定に基づき、厳正な科刑の実現に努めている。</p> <p>ii ◎平成22年度において、刑事基本法制整備経費(69百万円)を措置した。</p>
	外務省	<p>i ◎平成20年11月、リオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」に出席し、児童ポルノを含む児童の性的搾取の問題に、国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。</p> <p>ii ◎平成21年5月に確定した成果文書「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」を踏まえ、関係省庁との協力の下、同文書の周知に努め、取組を強化していく予定。</p>

施策名	省庁名	実施状況
④ 少年を取り巻く有害環境の浄化	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省 内閣府	i ◎青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(以下「青少年インターネット環境整備基本計画」という。)に基づき、関係府省庁が連携して、関係施策を推進している。
	i	◎「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」(子ども向け及び保護者向け)の作成・配布等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等を広報啓発している。
	ii	◎平成21年度において、青少年インターネット環境整備法の施行状況を把握するための基礎データを収集するため、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施した。
	iii	◎平成22年度において、青少年インターネット環境整備法の施行状況を把握するための基礎データを収集するため、青少年のインターネット利用環境実態調査経費(18百万円)を措置した。
	iv	◎平成22年度において、諸外国におけるインターネット上の違法・有害情報の現状、関連の法制度、民間による自主的取組等を調査するため、諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査経費(15百万円)を措置した。
	v	◎平成22年度において、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等を周知するため、青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報啓発経費(2百万円)を措置した。
	vi	◎平成22年度において、青少年を取り巻く有害環境の改善・浄化を図るため、青少年有害環境モニター事業を始めとした青少年有害環境対策推進事業費(14百万円)を措置した。
	警察庁	i ◎平成20年12月1日に全面施行された改正出会い系サイト規制法に基づき、21年中、禁止誘引行為について348件、届出義務違反について4件の検挙を行うなど、出会い系サイト規制法の適正な運用を行っている。
	ii	◎コミュニティサイトを始めとする出会い系サイト以外に起因する児童被害の防止を徹底するため、平成21年5月に行った児童被害の多いサイト事業者に対する要請に加え、同年8月、児童被害が増加傾向にあるサイト事業者に対し、児童の被害を防止するための自主的な取組を推進するよう要請した。
	iii	◎平成22年度において、広報啓発活動を推進するため、出会い系サイト犯罪抑止対策資料等に係る経費(8百万円)を措置した。
	iv	◎出会い系サイトを利用した犯罪から児童を守るため、「出会い系サイトにかかる犯罪予防ホームページ」を公開しているほか、出会い系サイト犯罪抑止対策資料を176万部作成し、平成21年6月、都道府県警察本部に配布した。
	v	◎平成22年2月、「学年末及び新学期における少年非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、有害図書類の少年に対する販売等の制限に係る指導、有害図書類等の自動販売機の撤去運動、ピンクビラ等の違法広告物の撤去活動等の強化及び飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動を指示した。
	vi	◎平成22年4月、都道府県警察に発出した「未成年者の喫煙防止に向けたたばこ小売販売に係る関係業界への働き掛け(再要請)の実施について」に基づき、未成年者喫煙防止のためのたばこ小売販売者に対する働き掛けの強化及び悪質な販売業者に対する的確な取締りを推進している。
	vii	◎平成22年度において、サイバーボランティア謝金等に係る経費(3百万円)を措置した。
	viii	◎平成22年度において、歓楽街等における環境浄化対策講師謝金に係る経費(13百万円)を措置した。
	ix	◎平成22年度において、有害図書購入に係る経費(3百万円)を措置した。
	x	◎平成21年3月以降、部外有識者等からなる風俗行政研究会を開催し、同年7月、いわゆる出会い系喫煙の規制の在り方及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上のラブホテル等営業の要件の見直し等について提言が取りまとめられたところ、当該提言等を踏まえ、22年7月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の改正を行った。
	総務省	i ◎平成21年3月、関係省庁や民間事業者等が連携し、青少年インターネット環境整備法の施行に先駆けて、フィルタリング普及キャンペーンを実施した。
	ii	◎平成20年4月に行われた総務大臣からの携帯電話事業者等へのフィルタリングサービスの改善等に関する要請に基づき、携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組が進められている。
	⑤ 子どもや女性を対象とする犯罪の未然防止対策等の推進	警察庁

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎全国の都道府県警察の本部において、子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等について、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動を専門的かつ継続的に行うための専従の対策班を設置している。
		iii ◎平成22年度において、子どもと女性を犯罪から守るための先制・予防的活動の推進に係る経費(1百万円)を措置した。
		iv ◎平成22年度において、女性・子どもを犯罪から守るための施策等に係る費用(11百万円)を措置した。
		v ◎〔再掲：第1-1-1-①-警-ix〕平成22年度における子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業に係る経費の措置。
		vi ◎平成22年度において、電車内における痴漢防止対策の促進に向けた取組に係る経費(6百万円)を措置した。
<b>6 自動車盗等身近な窃盗事犯への対策の推進</b>		
① 自動車盗難防止装置の普及及び盗難車両に関する情報共有の推進・効率化	警察庁	i ◎自動車盗難等防止に関する官民合同プロジェクトチームの活動を延長し、継続して自動車盗難防止装置の普及等に取り組んでいる。
		ii ◎盗難車両の不正な名義変更等を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から国土交通省へ提供している。
		iii ◎盗難自動車の不正輸出を防止するため、盗難自動車に関する情報を警察庁から財務省(税関)へ提供している。
	警察庁 経済産業省 国土交通省	i ◎イモビライザが搭載された盗難自動車の手口分析を行い、その分析結果を、より盗難被害に遭いにくい装置の開発に資するため、(社)日本自動車工業会に提供している。
	i ◎平成16年7月より、警察庁から盗難自動車情報の提供を受け、これを自動車登録検査業務電子情報処理システムに記録し、盗難車の不正な登録の防止に努めている。	
② 自動二輪車等及び自転車の盗難防止対策等の促進	警察庁	i ◎関係機関が実施する自動二輪車、原動機付自転車盗難の調査・研究等について、犯罪情報を提供するなどの協力を図ることで、盗難防止対策を推進している。
		ii ◎〔社〕全国二輪車安全普及協会等と連携し、自動二輪車、原動機付自転車販売店の協力を得て、利用者に対する広報啓発のほか、グッドライダー・防犯登録の登録率向上を図っている。
		iii ◎各都道府県警察において、自転車軽自動車商協同組合、防犯協会等と連携し、自転車販売店の協力を得て、防犯登録の登録率の向上を図るための広報啓発等に取り組んでいる。
		iv ◎施錠した自転車の盗難が全体の6割を占めたことから、(財)自転車産業振興協会に対し、シリンダー錠等不正開錠に強い施錠への規格改正を要請した結果、平成21年6月20日、自転車錠の日本工業規格(JIS規格)につき、プレス錠からシリンダー錠に変更するなどの改正がなされた。
経済産業省	i ◎平成20年度日本標準調査会において、強靱な錠への改善とその標準装備化を図るための「自転車の錠」(JIS D 9456)改正案の審議を終了し、21年5月官報に公示した。	
③ 車上ねらい・部品ねらい対策の推進	警察庁 経済産業省	i ◎車上ねらいの中でも、カーナビの盗難被害が急増したことに伴い、平成19年8月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)に対して、製品へのセキュリティ機能の搭載等の盗難被害対策を要請している。
④ 各種防犯システム等の普及促進	警察庁	i ◎万引き防止対策として、各都道府県警察では、経営者等による自主防犯対策としての防犯カメラ等の防犯設備の設置、警備員の配置等が一層推進されるよう防犯指導を強化している。
		ii ◎自動販売機ねらい対策として、各都道府県警察では、製造業者に対し、破壊や盗難に強い機器の開発・普及等を働き掛け、販売機設置業者に対し、売上金の早期回収、定期的な点検等の自主警戒の徹底を指導している。
<b>7 犯罪被害者の保護</b>		
① 総合的な犯罪被害者支援体制の確立	内閣府	i ◎犯罪被害者等施策推進会議及び基本計画策定・推進専門委員会等において、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の実施状況の検証・評価・監視を行っている。
		ii ◎平成22年度において、犯罪被害者等への国民の理解を深めるため、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)の期間中、「国民のつどい」の開催に係る経費(9百万円)を措置した。
		iii ◎平成22年度において、地域社会全体における犯罪被害者支援を促進する気運を醸成するための取組を促進するため、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を柱としたモデル事業の実施に係る経費(37百万円)を措置した。
		iv ◎平成22年度において、地方公共団体の犯罪被害者等施策にかかわる窓口部局の職員の基礎的知識を向上させるため、地方公共団体職員向け研修に係る経費(19百万円)を措置した。
		v ◎平成22年度において、犯罪被害者等に対する国民理解の一層の増進を図るため、啓発資料の作成等に係る経費(3百万円)を措置した。
		vi ◎平成22年度において、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その時々ニーズを適時適切に把握するための情報交換を行うため、犯罪被害者団体等との情報交換の実施に係る経費(3百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
		vii ◎平成22年度において、国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議開催に係る経費(0.4百万円)を措置した。
		viii ◎犯罪被害者支援組織を含む民間非営利団体からの特定非営利活動促進法に基づく法人格の取得申請に対し、適切な対応を行っている。
	警察庁	i ◎平成21年度において、学生を対象とした犯罪被害者支援に係る講義、犯罪被害者等による「命の大切さを学ぶ教室」の実施等の「社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪被害者も加害者も出さない街づくり事業」の推進に係る経費(4百万円)を措置した。
		ii ◎平成22年度において、民間被害者支援団体に対する業務委託等に係る経費(213百万円)を措置した。
		iii ◎犯罪被害者等に接する職員に対して、犯罪被害者等の立場・心情への配慮や具体的対応の在り方、カウンセリング技術等についての教育を各級警察学校や職場において推進している。
		iv ◎平成22年度において、性犯罪被害者対応拠点モデル事業に係る経費(5百万円)を措置した。
		v ◎関係機関・団体が連携の上、全国で、中高生を対象にした「命の大切さを学ぶ教室」、大学生を対象にした被害者支援に関する講義、被害者支援フォーラム等の広報啓発活動を実施し、こうした活動の中で犯罪被害者等による講演等も取り入れるなどすることにより、犯罪被害者等の実態、命の大切さ等についての理解を深めることで、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進している。
	法務省	i ◎保護処分を受けた加害者の処遇状況を通知する被害者等通知制度について、引き続き、円滑に活用されるよう啓発・指導に努めている。
		ii ◎法務省として全省的に法教育を推進するために、法教育プロジェクトチームを設置し、関係機関の職員が行う法教育の在り方について検討を行い、平成21年11月からは、学校や地域の求めに応じて関係機関の職員を派遣するなどして、法教育の実践に当たっている。
		iii ◎刑事手続や被害者等通知制度等を分かりやすく説明した犯罪被害者等向けパンフレットを更新し、被害者が刑事裁判に参加する制度や少年審判を傍聴する制度等の新しい制度について盛り込むなど、内容をより一層充実させたほか、同パンフレットの英語版を作成した。同パンフレットについては、検察庁や警察署等において被害者等に配布したり、法務省ウェブサイトに掲載するなどしている。
		iv ◎平成22年度において、犯罪被害者パンフレット等作成経費(16百万円)を措置した。
		v ◎検察庁においては、被害者等通知制度により、被害者等に対して事件の処理結果や受刑者の出所情報等を通知しており、平成19年に被害者等通知制度が拡充された後は、有罪判決確定後の加害者の処遇状況等についても通知している。また、再被害防止のため、受刑者の釈放前に釈放予定時期等を通知している。
		vi ◎平成22年度において、犯罪被害者等事件処理結果等通知経費(8百万円)を措置した。
		vii ◎犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を検察庁に配置している。また、被害者支援担当者中央研修を開催し、被害者支援員等に対し、被害者支援に必要な知識等の習得を図っている。
		viii ◎平成22年度において、被害者支援員配置経費等(194百万円)を措置した。
海上保安庁	i ◎各部署の海上保安官から犯罪被害者等支援主任者を指定し、犯罪被害者等への必要な助言、情報提供を行うなど支援体制を構築している。	
② 刑事手続等における被害者施策の推進	警察庁	i ◎「被害者の手引」の配布、被害者連絡制度による情報提供を実施しているほか、性犯罪事件捜査における女性警察官の活用、被害者用事情聴取室の整備、指定被害者支援要員による付き添い支援等、捜査過程における被害者の負担を軽減するための施策を推進している。
	ii ◎都道府県警察に対して、「被害者の手引」を作成等する場合には少年事件の処理の流れを分かりやすく示すよう指示するとともに、そのモデル案を示し、少年犯罪の被害者に向けた情報提供の充実を推進している。	
	iii ◎平成21年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、被害者支援用車両の増強等に係る経費(113百万円)及び犯罪被害者等に対する調査に係る経費(5百万円)を措置した。	
	iv ◎犯罪被害者の遺族の捜査過程における精神的負担の軽減等を図るため、遺体搬送等に係る費用の公費負担を推進するとともに、都道府県警察に対して、検視・司法解剖について説明したパンフレットの作成・遺族への交付を指示するなど、遺族に対して適切な情報提供を実施するための施策を推進している。	
	v ◎平成22年度において、犯罪被害者保護のため、性犯罪捜査証拠採取セット等刑事手続における被害者支援に係る経費(14百万円)を措置した。	
	vi ◎平成22年度において、犯罪被害者の精神的・経済的被害の軽減を図るため、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(155百万円)及び遺体搬送等に係る経費(94百万円)を措置した。	

施策名	省庁名	実施状況		
	法務省	i	◎平成20年12月、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度が施行されたことに伴い、日本司法支援センター(法テラス)では、被害者参加人から選定請求を受けて、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士候補の指名通知を行うなどの業務を実施している。被害者参加人からの選定請求件数は、22年3月末現在233件である。	
		ii	◎裁判員裁判制度においては、被害者参加弁護士の重要性がより一層高まることが考えられることから、国選被害者参加弁護士契約弁護士の更なる確保と制度の周知を行っている。	
		iii	◎犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律等により、被害者参加制度、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、被害者国選弁護制度が創設され、平成20年12月1日から各制度の運用が始まり、犯罪被害者等と検察官との意思疎通を十分図りつつ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図っている。	
		iv	◎平成22年度において、検察における犯罪被害者等の保護に係る経費(255百万円)を措置した。	
		v	◎(再掲:第1-7-①-法-v)「被害者等通知制度及び再被害防止のための通知制度」の実施。	
		vi	◎(再掲:第1-7-①-法-vi)平成22年度における犯罪被害者等事件処理結果等通知経費の措置。	
		vii	◎更生保護における犯罪被害者等施策運用上配慮すべき点について、地方更生保護委員会及び保護観察所の担当職員を協議員とする協議会において共有を図るなどして、その適切な実施に努めている。	
		viii	◎平成22年度において、更生保護における犯罪被害者等施策の適切かつ着実な実施のための経費(108百万円)を措置した。	
	海上保安庁	i	◎被害者への刑事手続の概要説明、捜査の過程その他被害者等の救済、不安の解消に資すると認められる事項(捜査状況、被疑者の逮捕及び送致状況)の通知を行っている。	
		ii	◎性犯罪捜査時において、女性海上保安官による事情聴取等、被害者の心情に配慮した捜査活動を実施している。	
		iii	◎部署における事情聴取について、被害者の心情に配慮した事情聴取室を確保し実施している。	
		iv	◎犯罪被害者の遺族の経済的・精神的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体搬送費等の費用を公費により一部負担するとともに、被害に係る診断書等の作成費用を公費負担している。	
		v	◎被害者への刑事手続や法的救済措置等の概要、海上保安庁の被害者対策等を被害者に周知するため、リーフレットを作成している。	
	③ 二次被害の防止	警察庁	i	◎民間被害者支援団体と連携して街頭キャンペーン、シンポジウム等の広報啓発活動を実施しているほか、広報用パンフレット、ポスター、犯罪被害者支援広報用ウェブサイト等の活用による広報啓発活動を推進している。
			ii	◎平成22年度において、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成等に係る経費(1百万円)を措置した。
iii			◎犯罪被害後における犯罪被害者等の安全の確保を図るため、状況に応じた一時的又は中長期的な避難場所の確保のほか、身辺警戒の強化等の再被害防止措置を適切に講じている。	
iv			◎平成22年度において、犯罪被害直後の避難場所確保に係る経費(32百万円)を措置した。	
法務省		i	◎啓発冊子を用いた研修会・講演会の実施等を通して、犯罪被害者等の置かれている現状及び犯罪被害者等の人権問題に関する広報啓発活動を推進している。	
		ii	◎全国の法務局等に設置している人権相談所において犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な解決に努めている。	
海上保安庁		i	◎被疑者等に当該犯罪被害者の氏名を告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じている。	
④ 犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進	内閣府	i	◎平成22年度において、犯罪被害者支援の活動を行う民間団体が実施する研修への支援を行うため、研修カリキュラム・モデル案に基づいた自学自習用の教材の作成に係る経費(40百万円)を措置した。	
		ii	◎平成21年度において、地方公共団体等における相談業務の質の向上を図るため、地方公共団体等の相談担当者を対象として、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を5回開催した。22年度は6回開催予定。	
		iii	◎平成21年度において、配偶者暴力相談支援センター等に専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、相談員等に対し、効果的な助言、指導を行う「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を全国で186回実施した。22年度も同様に実施予定。	
		iv	◎平成21年度において、配偶者からの暴力防止と被害者支援にかかわる官民担当者が一堂に会する「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し、必要な情報の共有、官民連携の更なる強化等を行った。22年度も同様に開催予定。	
		v	◎平成21年度において、地域において生活している被害者の自立を支援するプログラムを全国6か所において試行し、全国に普及させる「配偶者からの暴力被害者自立支援モデル事業」を実施した。22年度も同様に実施予定。	

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	vi ◎(再掲:第1-5-①-府-iii)「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」における相談体制の強化。	
		i ◎犯罪被害給付制度を適正に運用するとともに、都道府県警察におけるカウンセリングに関する専門的知識・技術を有する職員の配置や精神科医等の外部の専門家との連携を推進することにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制の整備を図っている。	
		ii ◎(再掲:第1-7-②-警-i)「被害者の手引」の配布、被害者連絡制度による情報提供を実施。	
	法務省	iii ◎平成22年度において、犯罪被害給付制度の運用等に係る経費(1,820百万円)を措置した。	
		i ◎日本司法支援センター(法テラス)のコールセンターに設けた「犯罪被害者支援ダイヤル」では、犯罪被害者支援の知識や経験を持った担当者を配置し、犯罪被害者の心情に配慮しながら、関係機関窓口や刑事手続に関する情報の提供を行っている。同ダイヤルへの21年度における問い合わせ件数は10,429件である。	
		ii ◎全国の法テラス地方事務所では、平成21年度において、15,616件の犯罪被害者等からの問い合わせを受け、このうち、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は898件であった。	
		iii ◎犯罪被害者等の生活状況を考慮し、資力の要件等を満たすときは、弁護士費用等に関して民事法律扶助制度を始めとする各種援助制度を利用できる場合があることから、法テラスでは、必要に応じ当該制度を犯罪被害者等に案内するなど、適切な支援を行っている。	
		iv ◎民事法律扶助制度を始めとする弁護士費用等に関する各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪の被害に遭ってから刑事手続を経て民事手続に移行するまで一連の法的手続に対応することができることから、これら各種援助制度の契約弁護士の確保と制度の周知を行っている。	
		v ◎財産犯等の犯罪行為により被害者から犯人が得た財産等について、一定の場合にその没収・追徴を行うことが可能となったことにより、検察庁では、「犯罪被害財産支給手続」又は「外国譲与財産支給手続」を開始する決定をするなどし、没収・追徴された犯罪被害財産等を被害者に被害回復給付金として支給するための手続を行っている。	
		vi ◎「被害者支援員」を検察庁に配置し、犯罪被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをしているほか、犯罪被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。	
	vii ◎(再掲:第1-7-①-法-viii)平成22年度における被害者支援員配置経費等の措置。		
	厚生労働省	i ◎(再掲:第1-5-①-厚-i)婦人相談所における休日・夜間電話相談事業及び弁護士等による法的対応機能強化事業の実施。	
		ii ◎(再掲:第1-5-①-厚-ii)婦人相談所が被害者等を一時保護委託するための経費の充実及び婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員の配置。	
	文部科学省	i ◎平成21年度において、子どもの日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題等について早期発見・早期対応を図ることができるよう、子どもの心のケアの問題への取組に係る経費(7百万円)を措置した。22年度においても、事業継続のための経費(7百万円)を措置した。	
	国土交通省	i ◎犯罪被害者等の公営住宅への優先入居及び公営住宅の目的外使用を認めているほか、DV被害者については単身入居を認めている。	
	海上保安庁	i ◎海上保安庁ウェブサイト及びリーフレットにより、犯罪被害者等の支援制度に関する取組の紹介及び情報提供を行い、犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減に努めている。	
	<b>第2 犯罪者を生まない社会の構築</b>		
	<b>1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進</b>		
	<b>① 少年の規範意識の向上</b>		
内閣府	警察庁	i ◎平成22年度において、引き続き、青少年の規範意識の醸成を趣旨に掲げ、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を実施している。	
		i ◎スクールサポーターの導入を促進し、学校等と連携した非行防止教室等の開催を推進している。	
		ii ◎小学生を対象とした規範意識醸成用DVDを制作し、少年サポートセンターへ配布している。	
		iii ◎(再掲:第1-2-④-警-i)非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示。	
		iv ◎平成22年5月、少年の規範意識を向上させるとともに、少年と社会との絆を強化するため、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会機運の醸成等に取り組み、「非行少年を生まない社会づくり」を推進するよう都道府県警察に対して指示した。	
		v ◎平成22年度において、少年非行防止資料等の作成に係る経費(4百万円)を措置した。	
	vi ◎平成22年度において、少年非行防止及び規範意識向上のための対策の強化に係る経費(5百万円)を措置した。		

施策名	省庁名	実施状況	
	法務省	i ◎法務省ウェブサイトで公表している「法教育推進協議会の状況について」と題する中間取りまとめに従い、また、学習指導要領の改訂を踏まえつつ、生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・充実に向けた検討を行っている。平成21年度において、広報・啓発活動の一環として、仙台市でシンポジウムを開催した。	
		ii ◎(再掲:第1-7-①-法-ii)法教育の実践。	
		iii ◎「学校連携担当保護司」による非行防止教室、問題を抱えた生徒の指導についての保護司と教師との協議等、少年の規範意識の向上を目的とした保護司と中学校との行動連携を進めている。	
		iv ◎平成22年度において、「中学生サポート・アクションプラン」推進のための経費(53百万円)を措置した。	
	文部科学省	i ◎平成22年度において、少年の規範意識等を育むなど、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するための経費(706百万円)を措置した。	
		ii ◎平成21年6月、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集める会議において、学校現場での非行防止教室の取組を充実させることについて周知を図った。	
		iii ◎平成21年度において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教室の推進、シンポジウムの開催及び広報啓発活動の推進に係る経費(37百万円)を措置した。また、22年度においても、事業継続のための経費(34百万円)を措置した。	
② 少年を見守る地域社会の構築	内閣府	i ◎平成22年度において、子ども・若者支援地域協議会で社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を関係機関・団体等と連携して個別的・継続的に支援する体制を整備し、その効果を普及するための子ども・若者支援地域協議会体制整備モデル事業の経費(136百万円)を措置した。	
		警察庁	i ◎全都道府県警察に設置した少年サポートセンターを中心に、関係機関と連携した少年相談、街頭補導、立ち直り支援等を推進している。
	警察庁	ii ◎平成22年2月、「学年末及び新学期における少年非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、カラオケ店等における補導活動の強化を指示した。	
		iii ◎カラオケ業界の全国組織である日本カラオケスタジオ協会が行う講習を通じたカラオケ店に対する青少年の深夜利用防止等の要請を推進する。	
		iv ◎平成22年度において、全国少年相談協議会の開催等に係る経費(6百万円)を措置した。	
		v ◎平成22年度において、少年サポートセンターの部外施設への移転に係る費用(30百万円)を措置した。	
		法務省	i ◎少年非行の未然防止のため、保護司や更生保護女性会員、BBS会員による地域住民からの犯罪や非行に関する相談への対応等、地域社会における非行防止のための取組の推進を図っている。
	法務省	ii ◎平成22年度において、地域社会における非行防止のための取組の推進強化のための経費(521百万円)を措置した。	
		文部科学省	i ◎平成21年度において、教育相談等を必要とする児童生徒が適切な教育相談を受けることができるようスクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業の経費(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」14,261百万円の内数)を措置した。22年度においても、両事業の経費(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」13,093百万円の内数)を措置し、小学校におけるスクールカウンセラーの配置を拡充するなど、教育相談体制の充実を図っている。
	内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省	i ◎(再掲:第1-2-⑤-内警法文厚-i)「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」の設置。	
	③ 社会適応上支援を必要とする少年の居場所づくりと就業・就学支援	内閣府	i ◎(再掲:第2-1-①-府-i)「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施。
			警察庁
警察庁		ii ◎平成22年度において、非行少年対策ブロック別研修会の開催に係る経費(3百万円)を措置した。	
		iii ◎(再掲:第2-1-②-警-v)平成22年度における少年サポートセンターの部外施設への移転に係る経費の措置。	
		iv ◎平成22年度において、少年柔剣道教室に係る経費(7百万円)を措置した。	
		法務省	i ◎地域の保護司が、警察や児童相談所等関係機関・団体からなる少年サポートチームの一員として、非行少年の立ち直りや非行防止のための活動を行っている。
法務省		ii ◎無職少年について、保護司や更生保護女性会員、BBS会員と共に社会参加活動を実施するなどして、その社会性の涵養に努めるとともに、ハローワークと連携して、個人の希望等を踏まえた就労支援を実施している。	
		iii ◎平成22年度において、無職少年に対する社会参加活動及び就労支援の充実強化のための経費(76百万円)を措置した。	

施策名	省庁名	実施状況	
	文部科学省	i ◎平成21年度において、児童生徒の社会性及豊かな人間性を育むため、指定校において、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、他校のモデルとなる様々な体験活動を推進し、その成果を全国に普及するための「豊かな体験活動推進事業」に係る経費(1,079百万円)を措置した。22年度においては、小学校で3泊4日以上の自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援するための経費(「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」13,093百万円の内数)を措置した。	
		ii ◎〔再掲:第1-5-②-文-viii〕問題を抱える子ども等の支援事業の実施。	
		iii ◎平成21年度において、非行等問題を抱える青少年に対して、新たな社会活動の場を開拓する取組や地域全体で立ち直りを支援する体制づくりに関する「非行等青少年のための立ち直し支援推進事業」を実施した。	
	厚生労働省	i ◎社会適応上支援を必要とする少年のうち少年院出院者や保護観察対象者等に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施している。	
④ 少年補導活動の強化による非行少年の早期発見・早期措置	内閣府	i ◎〔再掲:第1-2-⑤-内警法文厚-i〕「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」の設置。	
	警察庁	i ◎平成22年度において、地域において牽引的な役割を担っている青少年育成指導者、青少年センター職員等に対して研修を行い、中核的指導者層を育成するため、青少年育成のための地域連携推進事業を行う予定。 ii ◎〔再掲:第2-1-②-警-i〕少年サポートセンターを中心とした少年相談、街頭補導、立ち直し支援等の実施。 iii ◎〔再掲:第1-2-④-警-i〕非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示。 iv ◎平成22年度において、少年補導職員研修会の開催に係る経費(46百万円)を措置した。 v ◎平成22年度において、少年警察ボランティア謝金等に係る経費(167百万円)を措置した。	
⑤ 児童相談所等における少年非行への対応力の強化	厚生労働省	i ◎〔再掲:第1-5-②-厚-v〕平成22年度における地方財政措置における児童福祉司の増員及び増員要望。 ii ◎虐待を受けた子どもと非行児童の一時保護所における混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を推進している。 iii ◎児童自立支援施設に入所中の児童への対応を充実させるため、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)、心理療法担当職員や進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)の配置等を引き続き進めている。	
		警察庁	i ◎平成22年度において、少年警察実践塾の開催に係る経費(3百万円)を措置した。 ii ◎平成21年度において、触法調査等部内教養用視聴覚教材の製作に係る経費(3百万円)を措置した。 iii ◎「暴走族対策関係省庁会議における申合せ」(平成13年2月)を踏まえ、違法行為の指導取締りを行っている。 iv ◎道路交通法、道路運送車両法等の各種法令を適用した暴走族取締りを引き続き推進し、暴走族の解体や構成員の脱退に向けた取組を図っている。 v ◎暴走族の各種不法事案を抑止し、不正改造車を排除するため、毎年6月を「暴走族取締強化期間」及び「不正改造車排除強化月間」として警察と運輸支局の合同街頭検査等を実施している。
		法務省	i ◎非行事実を十分に解明し、少年に適切な保護を加えるため、検察当局において、所要の捜査を行った上、家裁に送致するなど、適切な処分を行っている。
⑥ 少年事件捜査と少年を取り巻く犯罪対策の推進	厚生労働省	i ◎〔再掲:第2-1-⑤-厚-iii〕家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)、心理療法担当職員や基幹的職員(スーパーバイザー)の配置等の促進。	
	文部科学省	i ◎平成21年度において、次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を推進する「青少年体験活動総合プラン」を実施した。22年度においても、同事業の継続に必要な経費(138百万円)を措置した。	
⑦ 青少年の体験活動の推進	内閣府 警察庁	i ◎〔再掲:第2-1-①-府-i〕「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の実施。 ii ◎〔再掲:第2-1-①-警-i〕スクールサポーターの導入促進及び学校等と連携した非行防止教室等の開催。 iii ◎〔再掲:第1-2-④-警-i〕非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示。 iv ◎〔再掲:第2-1-①-警-ii〕小学生を対象とした規範意識醸成用DVDの制作及び少年サポートセンターへの配布。 v ◎平成22年度において、非行防止教室会場借上げに係る経費(10百万円)を措置した。 vi ◎〔再掲:第2-1-①-警-v〕平成22年度における少年非行防止資料等の作成に係る経費の措置。 vii ◎〔再掲:第1-5-④-警-vii〕平成22年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。	
		i ◎〔再掲:第2-1-①-警-i〕スクールサポーターの導入促進及び学校等と連携した非行防止教室等の開催。	
		ii ◎〔再掲:第1-2-④-警-i〕非行防止教室等の少年の規範意識の向上に資する活動の強化について指示。	
		iii ◎〔再掲:第2-1-①-警-ii〕小学生を対象とした規範意識醸成用DVDの制作及び少年サポートセンターへの配布。	
		iv ◎平成22年度において、非行防止教室会場借上げに係る経費(10百万円)を措置した。	
		v ◎〔再掲:第2-1-①-警-v〕平成22年度における少年非行防止資料等の作成に係る経費の措置。	
vi ◎〔再掲:第1-5-④-警-vii〕平成22年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。			

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	vii ◎(再掲:第2-1-①-警-vi)平成22年度における少年非行防止及び規範意識向上のための対策の強化に係る経費の措置。
		viii ◎交通違反を行った者に対する処分者講習等において、交通ルール等の教育を実施している。
		ix ◎関係機関及び交通ボランティア団体等と連携し、学校教育、各種イベント、高齢者世帯の訪問指導等の機会において参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を積極的に推進した。
		i ◎(再掲:第2-1-①-法-i)法教育の推進。
		ii ◎(再掲:第1-7-①-法-ii)法教育の実践。
		iii ◎検察庁において、検察に関する説明・質疑応答を行う移動教室、出前教室等を実施しているほか、法務省ウェブサイト及び検察庁ウェブサイトにおいても、少年層を対象としたコーナーを作成している。
	文部科学省	iv ◎社会を明るくする運動を通じて、更生保護制度に関する理解を促進し、犯罪・非行防止のための環境を醸成するとともに、中学校との連携を通じて、少年の規範意識の向上を図っている。
		v ◎平成22年度において、犯罪防止のための取組を推進するための経費(54百万円)を措置した。(再掲:第2-1-①-法-iv、第2-1-②-法-iiの一部)
		i ◎(再掲:第2-1-①-文-ii)非行防止教室の実施の推進。
		⑨ 孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進
内閣府	i ◎平成22年4月1日、教育、福祉、雇用等各関連分野における子ども・若者に対する施策の総合的推進や、困難を有する子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを内容とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。	
	ii ◎平成21年度において、中高年の社会活動の意義・内容が広く周知され、心豊かな高齢社会の構築に寄与することを目的として、中高年に求められる社会参加活動を主テーマとした高齢社会フォーラム(7月、10月)を実施した。22年度も、同フォーラムを東京と仙台で実施することとしている。	
警察庁	i ◎(再掲:第2-1-②-警-i)少年サポートセンターを中心とした少年相談、街頭補導、立ち直り支援等の実施。	
	ii ◎(再掲:第2-1-④-警-iv)平成22年度における少年警察ボランティア謝金等に係る経費の措置。	
	iii ◎平成22年度において、被害少年サポーター謝金等に係る経費(105百万円)を措置した。	
	iv ◎(再掲:第1-5-④-警-vii)平成22年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。	
法務省	i ◎平成22年度において、社会を明るくする運動を推進し、保護司等の更生保護ボランティアが、住民集会やミニ集会、シンポジウム、子育て支援活動等の各種の地域活動を実施するための経費(521百万円)を措置した。(再掲:第2-1-②-法-ii)	
	ii ○孤立した若者に対する保護司や更生保護女性会員、BBS会員による支援活動の在り方について検討している。	
文部科学省	i ◎平成21年度において、不登校児童生徒等に多様な支援を行うため、不登校児童生徒及び保護者への指導・支援で実績のあるNPO、民間施設、公的施設等に対し、効果的な学習カリキュラム、活動プログラムの開発等の研究を委託することをメニューの一つとした「問題を抱える子ども等の支援事業」に係る経費(956百万円)を措置した。また、22年度においては、不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退等、複雑・多様化する、児童生徒の問題行動等の解決に役立つと思われる取組を推進し、その有効性を検証して成果を普及するための経費(「生徒指導・進路指導総合推進事業」491百万円の内数)を措置した。	
厚生労働省	i ◎民生委員・児童委員は、地域において孤立した若者や高齢者について、実態の把握や福祉ニーズの調査を行った上、それぞれの能力に応じた社会福祉の制度やサービスに積極的につなげることにより、社会参加の支援を行った。	
⑩ 安定的な収入を確保できない者等に対する就労、雇用促進	厚生労働省	i ◎ニート等の若者に対する地域の支援拠点である、地域若者サポートステーションを拡充(92→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援(アウトリーチ)に新たに取り組むなど、ニート等の職業的自立支援を強化している。
		ii ◎平成22年度において、「フリーター等正規雇用化プラン」等の各種施策を推進することにより、若者の雇用・生活の安定と働く意欲の向上を図っている。
⑪ 保護者に対する各種支援の実施	文部科学省	i ◎(再掲:第1-5-②-文-i)「訪問型家庭教育相談体制充実事業」の実施。
		ii ◎(再掲:第1-5-②-文-ii)「家庭教育支援基盤形成事業」の実施。
		iii ◎(再掲:第1-5-②-文-iii)「家庭教育手帳の作成」の実施。
		iv ◎(再掲:第1-5-②-文-iv)「子どもの生活習慣づくり支援事業」の実施。
厚生労働省	i ◎民生委員・児童委員は、問題を抱える保護者を把握、支援するため、担当地区の住民の実態把握や福祉ニーズ調査を行った上、必要に応じた社会福祉の制度やサービスにつなげるとともに、積極的に関係する行政機関、団体等と連携をすることにより、個々の問題に応じた支援を行った。	
2 刑務所出所者等の再犯防止		

施策名	省庁名	実施状況
① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化	法務省	i ◎平成21年度において、刑事施設における薬物事犯者グループミーティング実施庁の拡大を図り、薬物依存離脱指導プログラムの検討・策定及び薬物依存離脱指導効果測定方法の構築・整備を行った。22年度は、開発した同プログラムを指定庁で実施するとともに、薬物依存離脱指導対象者用アセスメントを指定庁において実施している。
		ii ◎平成21年度において、刑事施設における性犯罪者処遇担当者の指導力向上を図るため、指導経験等に応じた指導者研修を拡大するとともに、高度な指導力を有する推進基幹施設職員による巡回指導体制を強化した。
		iii ◎平成22年度において、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の充実を図るための指導用教材作成等の経費(102百万円)を措置した。
		iv ◎平成21年度において、刑事施設における飲酒運転事犯者処遇プログラム実施庁の拡大を図り、依存症治療に効果的な飲酒運転事犯者処遇プログラムを開発した。22年度は、開発した同プログラムを指定庁で実施している。
		v ◎平成22年度において、矯正処遇の効果検証・実証研究体制の整備のための経費(251百万円)を措置した。
		vi ◎平成22年度において、少年鑑別所が再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し、資質鑑別の向上を図るための経費(13百万円)を措置した。
		vii ◎平成22年度において、少年院における再非行防止のための生活指導の充実強化を図るため、関連する保護者に対する指導・助言等の経費(10百万円)を措置した。
② 刑務所出所者等の定住、確実な身元引受け等の推進	法務省 厚生労働省	i ◎平成21年4月、「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」を各都道府県、矯正施設、保護観察所あてに通知し、連絡協議会の開催等により関係機関が相互に連携して、高齢又は障害により自立が困難な刑務所出所者等の社会復帰に向けた体制を構築するよう依頼した。
	法務省	i ◎平成21年4月、地方公共団体、地域生活定着支援センターその他の公共の衛生福祉に関する機関との積極的な連携による高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設、保護観察所に対して指示した。
		ii ◎平成22年度において、高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護・生活環境の調整の充実強化のための経費(537百万円)を措置した。
	厚生労働省	i ◎平成22年度において、矯正施設収容中から、各都道府県の保護観察所と協働して、福祉サービス等につなげる準備を行う「地域生活定着支援センター」を運営する経費(セーフティネット支援対策等事業費補助金24,000百万円の内数)を措置した。
③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施	国土交通省	i ◎高齢者、障害者等については、事業主体の判断により、公営住宅への優先入居又は単身入居が可能となっている。
	法務省 厚生労働省	i ◎(再掲:第2-2-2-②-法厚-1)「刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」を各都道府県、矯正施設、保護観察所あてに通知。
	法務省	i ◎平成21年度において、入所中から福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉の申請手続等の援助を行うため、刑事施設62庁に社会福祉士を配置した(うち8庁には精神保健福祉士を併せて配置)。22年度においては、未配置の刑事施設5庁に社会福祉士を配置するための経費等(337百万円)を措置した。
		ii ◎平成22年度において、出院前から福祉の支援が必要な者の選定とニーズの把握、福祉の申請手続等の援助を引き続き行うため、少年院に社会福祉士、精神保健福祉士を配置するための経費(7百万円)を措置した。
		iii ◎平成21年度において、指定更生保護施設に配置された福祉職員に対する研修を実施した。
		iv ◎平成22年度において、引き続き全国57の更生保護施設において高齢・障害等の問題を抱える刑務所出所者等の一時的受入れを行うための経費(874百万円)を措置した。
		v ◎平成20年度において、更生保護施設のバリアフリー対策のため、更生保護事業(施設整備事業)費補助金(14百万円)を措置した。
厚生労働省	vi ◎(再掲:第2-2-2-②-法-1)高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等の運用について、各矯正施設、保護観察所に対して指示。	
	i ◎(再掲:第2-2-2-②-厚-1)平成22年度における「地域生活定着支援センター」を運営する経費(セーフティネット支援対策等事業費補助金24,000百万円の内数)の措置。	
④ 刑務所出所者等の就労先の確保	法務省	i ◎平成22年度において、引き続き、幅広い産業分野での就労機会の拡大を図るため、刑務所出所者等就労支援推進協議会の設置経費等(13百万円)を措置した。
		ii ◎平成22年度において、就職を希望する保護観察対象者等の就労を促進するため、協力雇用主等データベースの制作経費(58百万円)を措置した。
		iii ◎各保護観察所単位で設置する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」の開催やNPO法人全国就労支援事業者機構等の関係団体と連携・協力し、各地域における刑務所出所者等の雇用や就労支援に対する理解と協力の獲得に努めるとともに、地域の実情を踏まえた幅広い産業分野における就労先の確保を推進している。

施策名	省庁名	実施状況
		iv ○民間団体等との間で、刑務所出所者等の社会復帰支援のためにどのような連携体制の構築が可能かについて協議を行い、必要な施策の検討を行う予定。
	厚生労働省	i ○都道府県単位で設置する刑務所出所者等就労支援事業推進協議会等を通じて関係機関との連携を図っているほか、平成18年度から実施している刑務所出所者等就労支援事業の支援メニューや同事業以外で利用可能な助成金制度の活用を雇用主へ紹介するなどしている。
	農林水産省	i ○新規就農者(刑務所出所者も含む。)を雇用し、実践的な研修を実施する農業法人等に対して、研修経費の一部を支援する「農の雇用事業」を実施している。
⑤ 入所中から出所後まで一貫した就労支援の実施	法務省	i ○平成21年度において、入所中から就労意欲の喚起等を図るため、刑事施設における就労支援スタッフの配置を刑事施設61庁に拡充した。22年度においては、未配置の刑事施設4庁に就労支援スタッフを配置するための経費等(242百万円)を措置した。
		ii ○平成21年度において、社会の雇用ニーズに合った職業訓練を充実するため、新たに建築塗装科、内装施工科、電気通信設備科職業訓練を開設し、既存職業訓練種目である自動車整備科、溶接科、ビル設備管理科の拡充を図った。
		iii ○平成22年度において、社会の雇用ニーズに合った職業訓練を充実するため、建築く体工事科の開設、既存職業訓練種目の自動車整備科及び情報処理技術科を拡充するための経費等(309百万円)を措置した。
		iv ○平成22年度において、少年院出院者の就労支援を充実するため、就労支援スタッフの配置を拡充するための経費等(23百万円)を措置した。
		v ○平成22年度において、引き続き、身元保証人がいないために就職が困難な刑務所出所者等の就労を促進するため、保証手数料について助成する更生保護事業費(35百万円)を措置した。
	厚生労働省	i ○関係省庁と連携して刑務所出所者等就労支援事業を実施しており、職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を行うことにより、刑務所出所者等の就労による自立を図っている。
⑥ 自立更生のための各種施策の推進	法務省	i ○平成19年10月から沼田町就業支援センターを着実に運営しているところ、22年度において、その運営の充実を図るための経費(49百万円)を措置した。
		ii ○平成21年6月、北九州自立更生促進センターの運営を開始した。また、同年9月に茨城就業支援センターの運営を開始し、農業訓練を実施している。そのほか、22年度中に福島自立更生促進センターの運営を開始する予定。
	厚生労働省	i ○法務省において設置した茨城就業支援センターの入所者に対する農業職業訓練を地域の農業者に委託することによって実施している。平成21年10月開講コース:2名修了(定員3名)。22年1月開講コース(定員3名)及び4月開講コース(定員5名)実施中。
		ii ○自立更生支援センター及び就業支援センターの入所者に対しては、刑務所出所者等就労支援事業の各種メニューを活用していくほか、他の支援対象者同様、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施している。
	農林水産省	i ○法務省、厚生労働省と連携し、茨城就業支援センター入所者に対する農業訓練を実施している。
⑦ 刑務所出所者等の社会復帰支援を総合的に推進するための枠組みの設置	内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 警察庁	i ○刑務所出所者等社会復帰支援に関する各府省における関連施策の進捗状況等の情報共有を目的に、「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」を開催している(平成21年中、1月、7月及び9月の合計3回開催)。今後も随時、同会議を開催し、施策の推進に努めていくこととしている。
		i ○平成21年度において、矯正施設と連携した暴力団員の離脱支援や暴力団への加入防止を推進するため、暴力団からの離脱を希望する暴力団員受刑者に対する離脱支援及び暴力団に加入するおそれのある一般人受刑者に対する加入防止を目的とする教養テキストを作成し、矯正施設に配布した。
⑧ 保護観察における処遇の充実強化	法務省	i ○平成22年度において、処遇困難者に対する専門的処遇プログラムの検証(6百万円)及び処遇効果測定システムの開発経費(2年国債(85百万円))を措置した。
⑨ 再犯を防止するために効果的な新たな施策の検討	法務省	i ○平成22年2月24日、法制審議会総会において、懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察における特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えることを内容とする要綱(骨子)が採択され、同日、法務大臣に対しその旨の答申がなされたところであり、答申に基づき、法整備を検討していく。また、GPS発信装置を利用することの可否等再犯を防止するために効果的な新たな施策については、諸外国の制度に関する調査研究を実施しているところであり、引き続き検討する予定。

施策名	省庁名	実施状況
⑩ 効果的な出所者情報の共有	警察庁	ii ◎(再掲:第1-5-③-法-ii)平成22年度における刑事基本法制整備経費の措置。 ○子どもを対象とする暴力的な犯罪に係る出所者情報の効果的な運用等のため、現制度の確実な運用を指導するとともに、問題点を把握する。
	法務省	i ◎関係機関に対し必要な情報の提供を行っている。
第3 国際化への対応		
1 水際対策		
① 海上警備・沿岸警備の強化	内閣府	i ◎漁船を利用した密輸等の犯罪防止に資するため、漁業取締船による操業許可の確認等の取締活動を通じた不審船か否かの見極め、関係機関への迅速な情報提供を実施している。
	農林水産省	i ◎不法出入国事案等に適切に対応するため、沿岸地域における警戒活動を実施している。
	警察庁	i ◎平成21年度において、船舶による不法出入国対策の強化のため、入国警備官12人の増員を措置した。
	法務省	i ◎警察や海上保安庁と連携し、厳格な対応に努めている。
	財務省	i ◎財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体、民間協力者等に対し、不審情報の提供を求めている。
		ii ◎監視艇を活用し、薬物・銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施している。
	海上保安庁	i ◎密輸・密航の水際阻止、不法出入国等の重大犯罪の関与が疑われる不審船・工作船への確実な対処による警備体制を万全とするため、関係機関等との合同パトロール、警戒活動を実施している。また、情報収集、機動的な広域捜査の展開、外国船舶への立入検査の実施を強化している。さらに、海上からの不法入国事案等については、漁業協同組合等関係機関との連携、一般市民からの協力を得て対応している。
		ii ◎平成22年度において、海上警察力の充実強化のための経費(1,327百万円)を措置した。
		iii ◎平成20年に領海等における外国船舶の航行に関する法律を制定し、領海等において外国船舶による正当な理由がない停留、はいかい等の行為を禁止するとともに、同法に基づく立入検査、退去命令を実施している。
	防衛省	i ◎平素から、艦艇や航空機により、我が国周辺の海空域において、警戒監視活動を着実に実施している。また、不審船対処について海上保安庁との連携強化のため、共同訓練を実施している。
② 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進	国土交通省	i ◎国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書の交付を行っている。
		ii ◎平成22年度において、ポートステートコントロールの体制整備等、海事保安体制の整備・強化のための経費(102百万円)を措置した。
		iii ◎保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査を実施している。
	海上保安庁	i ◎国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく本邦の港に入港する船舶に対する規制を適切に実施し、もって船舶や港湾施設等に対するテロ防止に努めている。
		ii ◎平成22年度において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく事前入港通報に対応するための経費(10百万円)を措置した。
③ 社会悪物品等の密輸入の防止等	警察庁	i ◎平成21年中、薬物密輸入事件260件、けん銃等密輸入事件4件を検挙するなど、薬物・銃器の密輸を水際で阻止するため、関係機関等と連携した水際対策を推進した。
	総務省	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う。
	財務省	i ◎X線検査装置(移動式・出力可変式等)及び大型監視艇等を配備し、監視・取締体制の強化を図るとともに、麻薬探知犬、爆発物探知犬及び銃器探知犬を活用し、主要空港等において取締りの強化に努めている。
		ii ◎世界税関機構(WCO)のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所(RILO A/P)や、薬物等の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、薬物等の密輸情報の収集や情報交換に努めている。
		iii ◎平成21年8月、日中韓3か国による第3回密輸情報交換実務者会合を開催し、密輸の情報交換を含めた3か国協力を一層積極的に推進することで一致した。また、同年9月に開催した第3回日中韓3か国関税局長・長官会議において、密輸情報の交換等における3か国の税関当局の協力について議論を行うとともに、3か国税関間の協力を推進するための中・長期的な行動計画である「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」について議論し、署名により承認した。
		iv ◎平成21年8月、マカオと第2回密輸情報交換実務者会合を開催し、両者との間で情報交換を含めた税関間の協力を一層積極的に推進することで一致するなど、外国税関との情報交換を積極的に推進している。
		v ◎各種会議や情報交換等様々な機会を通じて、警察、海上保安庁等関係機関との間で最新の密輸手口及び新たな形態の薬物等に関する情報の共有化を図るとともに、合同船内検査等を実施している。

施策名	省庁名	実施状況	
		vi	◎主としてアジア・大洋州地域の途上国の税関職員を我が国に受け入れ、密輸の取締りに資するため、情報分析能力の強化等を目的とした研修を実施するとともに、我が国税関職員の専門家を海外に派遣して技術協力を実施している。
		vii	◎郵便事業株式会社に対し、薬物及び銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に提示を行うこと、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請するなど連携を図っている。
		viii	◎ワシントン条約の規定の適正な運用を図るため、輸入規制物品に該当するおそれのある貨物については、条約の管理当局である経済産業省に確認するなど、慎重な審査・検査を実施し、輸入規制物品の不正輸入の防止に努めている。
		ix	◎不法に窃取された文化財に該当するおそれのある貨物を発見したときは、「文化財の不法な輸出入等の規制に関する法律」等の所管官庁である文化庁に確認するなど、盗難文化財の輸出入の防止に努めている。
		x	◎密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル(0120-461-961)を積極的に広報し、薬物・銃器等の密輸入情報の提供を一般国民に対し広く呼び掛けている。
		xi	◎税関が摘発した密輸事件に係る報道発表を税関ウェブサイトに掲載するなど、広く一般国民に対し税関における水際取締対策を広報している。
		xii	◎平成22年度において、テロ対策・密輸取締機器整備経費(8,026百万円)を措置した。
		xiii	◎平成22年度において、税関監視取締関係経費(2,639百万円)を措置した。
		xiv	◎平成22年度において、密輸ダイヤルPR等経費(10百万円)を措置した。
		xv	◎(再掲:第1-4-⑤-財-1)税関相互支援協定等の締結への取組の推進。
	外務省	i	◎ワシントン条約については、条約事務局、締約国、国内関係省庁と連携し、同条約により、規制対象となっている種の違法取引の防止に努めている。また、文化財不法輸出入禁止条約(ユネスコ条約)の国内担保法である文化財不法輸出入等規制法等に則り、盗取された外国文化財の国内関係省庁への通知、盗取された国内文化財の外国政府への通知等を行っている。
	経済産業省	i	◎ワシントン条約締約国会議で採択された決議及び議論を踏まえて、国内における適正な手続を確保するとともに、条約事務局、関係国の管理当局等及び国内関係省庁と連携し、適正かつ厳格な輸出入審査を行い、違法取引の防止に努めている。また、ワシントン条約に違反する違法輸出入を防止するためにパンフレットの作成・配布等を行い、さらに、我が国におけるワシントン条約の輸出手続等に関するウェブサイトを整備し、広く啓蒙普及を図っている。
	文部科学省	i	◎平成22年度において、引き続き、特定外国文化財の鑑査作業の充実及び国内の関係機関への周知徹底等を図るため、文化財不法輸出入等防止推進費(4百万円)を措置した。
	海上保安庁	i	◎情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化している。
		ii	◎平成22年度において、薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費(487百万円)を措置した。
iii		◎職員を周辺国等に派遣するなど、国外における情報収集活動を強化している。	
環境省	i	◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反が疑われる業者等への立入検査や実地調査、インターネットでの希少野生動植物種の違法陳列等の有無の確認を行い、必要に応じて指導するとともに、普及啓発パンフレットの作成・配布を実施している。また、関係省庁と連携し、違法取引等についての情報交換、監視、捜査協力等を行っている。	
④ 盗難自動車等の不正輸出の防止	警察庁 経済産業省 財務省 国土交通省	i	◎自動車盗難等防止に関する官民プロジェクトチームにおいて、不正輸出防止を目的として、「埠頭の管理強化マニュアル」を策定し、同マニュアルに沿って、情報交換等を推進している。
		i	◎盗難自動車等の不正輸出を水際で阻止するため、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用し、審査・検査を強化している。また、大型X線検査装置等を活用し、効果的かつ効率的な検査を実施している。
	国土交通省	ii	◎税関においては、中古自動車の輸出申告があった場合、関税法第70条の規定に基づき、道路運送車両法に基づく輸出抹消仮登録証明書等を確認することとしており、その確認がなされない場合は輸出を許可しないこととしている。なお、自動車(自動二輪車及び原動機付自転車を含む)は、船舶乗組員等が携帯して輸出するような簡便な旅具通関扱いをする貨物の範囲から除外しており、通常の輸出通関手続が必要となる。
		i	◎改正道路運送車両法の施行に伴い、平成17年7月以降に国外に輸出する自動車に対して輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の交付を行っている。
		ii	◎平成14年7月より、国土交通省の自動車登録情報を税関において電子的に活用している。

施策名	省庁名	実施状況
	環境省	i ◎解体自動車(いわゆる廃車ガラ)を輸出する場合は、輸出申告時に自動車リサイクル法に基づき解体自動車の全部を利用する方法として廃棄物に該当しないものであることを確認するため、解体自動車の全部利用に係る電子マニフェストの画面印刷物の提出を求める運用を新潟県内4港(平成18年12月)において実施している。北海道小樽港(20年7月)においては輸出しようとする解体自動車の保税地域への搬入時に上記印刷物を確認する体制を構築している。今後、効果的・効率的な不正輸出対策を進めるため、実効ある対策の在り方や役割分担について関係機関と協議しつつ検討していく。
⑤ 国外逃亡被疑者対策の推進	警察庁	i ◎平成21年中、引渡条約に基づき韓国から2人の逃亡被疑者の引渡しを受けたほか、21年11月、外交ルートに基づき、中国から国外逃亡被疑者の身柄引渡しを受けた(中国からの初事例)。引き続き、国外逃亡被疑者の身柄引渡請求及び国外犯処罰規定の適用要請を積極的に実施していくこととしている。
	法務省	i ◎関係機関と連携し、国外逃亡被疑者の身柄確保や逃亡先における国外犯処罰の実現に向け積極的に取り組んでいる。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
	外務省 警察庁 法務省	i ◎平成22年2月、中国との間で犯罪人引渡条約の締結交渉を開始した。
⑥ 関税犯則に関する罰則水準の引き上げの検討	財務省	i ◎社会悪物品等の不正流入を抑止する観点から、関税法の一部を改正し、禁止品輸出入罪等に係る罰則水準の引き上げによる罰則の強化を行った。
⑦ 廃棄物等の不適正な輸出入の防止	財務省	i ◎税関においては、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制に該当するおそれのある貨物が輸出入申告された場合、所管官庁である環境省又は経済産業省に対し、その該非について確認を行うなど、関係省庁と連携・協力の上、慎重な審査・検査を実施し、廃棄物等の不適正な輸出入の防止に努めている。
	環境省	i ◎関係省庁と連携し、事業者向け説明会の開催、個別案件に対する事前相談の実施、立入検査等水際対策の強化等の国内対策を実施した。平成22年3月、廃棄物の冷蔵庫を輸出しようとした業者を無確認輸出未遂の疑いで初めて告発し、当該業者は同年5月に逮捕された。また、有害廃棄物の不法輸出入防止のためのアジアネットワークの構築、コンピュータ機器廃棄物適正管理事業への拠出等の国際的対策を実施した。
		ii ◎平成21年10月の「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、貨物の開披検査への地方環境事務所職員の立会いを実施するとともに、事前相談のあった貨物に対する地方環境事務所職員による現地確認及び輸出入関係事業者に対する廃棄物等輸出入管理制度や事前相談制度に関する周知を行った。
2 新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築		
① 新たな在留管理制度の創設	法務省	i ◎我が国に適法な在留資格をもって中長期に在留する外国人について法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を含む出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布された。公布から3年以内の導入に向けて、省令等の整備、業務・システムの見直し、市区町村との連携の在り方等を検討している。
② 円滑かつ厳格な出入国審査の実施	警察庁	i ◎警察庁では、事前旅客情報システム(APIS)を活用し、指名手配被疑者の取締りを的確かつ確実に推進している。
	法務省	i ◎平成22年度において、厳格かつ円滑な出入国審査の推進のための経費(1,821百万円)を措置するとともに、入国審査官の増員(147人)を措置した。
		ii ◎事前旅客情報システム(APIS)等により得られた情報を活用し、円滑かつ厳格な入国審査を実施した。また、入国審査の際に、ブースの入国審査官が指紋の状態をディスプレイ上で確認できるようにし、さらに、平成21年8月からICPO紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用してより厳格な入国審査を可能とした。
	外務省	i ◎円滑かつ厳格な出入国審査の実施に資するべく、当省としては、人的交流を促進するため円滑な査証発給に努めるとともに、日本社会の安全を確保し、外国人の人権を擁護するという観点から、不法滞在・就労、搾取や人身取引が疑われる査証申請に対して厳格な審査を行っている。
③ 入国・在留審査等に際しての日本語能力の考慮	法務省	i ◎入国・在留審査等において日本語能力を考慮することについて、検討を行っている。
	外務省	i ◎文科審議会国語分科会日本語教育小委員会における「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等についての検討結果を踏まえ、引き続き、関係省庁と連携しつつ検討を行う予定。
	文部科学省	i ◎今後、情勢に応じて、必要な検討を行う予定。
④ 不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化	警察庁	i ◎平成22年1月から4月末までの間に、外国人1,712人(入管法第65条の適用人員671人を含む。)を、入管法違反で検挙等するなど、不法滞在者の摘発強化を推進している。
		ii ◎入国管理局との合同摘発により、平成21年中、外国人登録証等の偽造工場2か所の摘発(愛知県警察・千葉県警察)、80名もの不法滞在者等を稼働させるなどした不法就労助長等事件の摘発(埼玉県警察)を行うなど、各都道府県警察において、積極的に合同摘発を推進している。

施策名	省庁名	実施状況	
	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎平成22年度において、大幅な拡張を控えた羽田空港における水際での摘発・収容等退去強制手続体制の強化のための増員(入国警備官20人)を措置した。</li> <li>ii ◎不法滞在者の地方分散化・居住・稼働の小口化等が続く中、警察等関係機関と連携して積極的な摘発を継続的にやっている。</li> <li>iii ◎依然として、我が国における不法滞在外国人数は高水準で推移しているが、定着化が進み、日本人等と婚姻し、その間に子が出生したなどとして在留特別許可を求めて出頭申告する者等については、書面により審査を行うなど、手続の簡素化・効率化を図っている。</li> </ul>	
⑤ 不法滞在者等の排除のための新たな在留管理制度の効果的な運用	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎外国人や所属機関が届け出た情報についての調査権を新設するとともに、在留資格取消事由を追加し、在留資格取消しの手続を整備してその実効性を確保するための規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布され、公布から3年以内に施行することとされている。</li> </ul>	
⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎平成22年6月、「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間」として、来日外国人犯罪の取締り、国際犯罪組織の実態解明等及び不法滞在・不法就労防止のための指導啓発活動を推進した。</li> </ul>	
	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎(再掲:第3-2-②-法-iの内数及び第3-2-④-法-i)平成22年度における偽変造文書鑑識・退去強制手続体制の強化のための入国審査官及び入国警備官の増員。</li> <li>ii ◎関係機関と連携を図り、迅速・的確な情報交換を行っている。</li> <li>iii ◎在留カードの偽変造等に係る罰則を新設したほか、在留資格の有無等を確認しないなどの過失がある場合に不法就労助長行為を行った者を処罰することができることとする規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布され、公布から3年以内に施行することとされている。</li> <li>iv ◎平成22年3月に開催された警察庁・法務省・厚生労働省からなる「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」において、悪質な不法滞在・不法就労事犯等に対する取締り等を強化し、不法就労外国人対策への取組を推進することを確認した。</li> <li>v ◎平成21年6月、警察庁・法務省・厚生労働省からなる「不法就労外国人対策等協議会」において、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会に対し、同協議会の不法就労外国人問題への取組状況を説明するとともに、不法就労防止に向けた協力要請を行った。</li> <li>vi ◎(再掲:第3-1-①-法-i)船舶による不法出入国対策の強化。</li> </ul>	
	外務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎人権侵害等につながる悪用事例の多い査証申請(研修・技能実習、エンターテイナー等)については、厳格な審査を行っている。</li> </ul>	
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎改正雇用対策法に基づき、雇用管理改善や不法就労防止の観点から、外国人雇用状況届出の義務化等を行っている。</li> </ul>	
	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎平成21年10月より、不法出入国の行われる可能性の高い海岸線を管轄する海上保安部署に不法出入国取締官5名を配置した。</li> </ul>	
3 多文化共生を可能とする社会基盤の整備			
① 適法に在留する外国人の出入国・在留手続に係る利便性の向上	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎在留期間の上限を5年に伸長するとともに、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が出国後1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないものとする規定を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法等の改正法が平成21年7月に公布され、公布から3年以内に施行することとされている。</li> </ul>	
② 総合相談窓口の設置による外国人に対する生活支援の実施	法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎平成21年度において、地方自治体と連携し、外国人住民に対する入国・在留手続、生活相談及び情報提供を一つの窓口で行うワンストップ型の総合相談窓口(以下「ワンストップセンター」という。)を静岡県浜松市、埼玉県及び東京都新宿区に開設した。</li> <li>ii ◎平成22年度において、ワンストップセンターを運営するための経費(14百万円)を措置した。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各地方ブロックごとに地域国際化連絡会議を開催するなど必要な施策の普及を図った。</li> <li>ii ◎すべての地方公共団体を対象に、多文化共生推進指針・計画策定状況を調査し、各地方ブロックごとに開催される地域国際化連絡会議において配布した。</li> <li>iii ◎外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において措置を講じた。</li> </ul>	
③ 地域における多文化共生の推進	総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎「規制改革推進のための3か年計画」及び「外国人台帳制度に関する懇談会」において取りまとめられた報告書を踏まえ、適法に在留する外国人(在留カード交付対象者、特別永住者等)であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」が第171回通常国会に提出され、平成21年7月15日に公布された。</li> </ul>	
	総務省 法務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>i ◎「規制改革推進のための3か年計画」及び「外国人台帳制度に関する懇談会」において取りまとめられた報告書を踏まえ、適法に在留する外国人(在留カード交付対象者、特別永住者等)であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」が第171回通常国会に提出され、平成21年7月15日に公布された。</li> </ul>	

施策名	省庁名	実施状況
	厚生労働省	i ◎日系人集住地域のハローワーク等において、通訳・相談員の配置や市町村と連携したワンストップコーナーの設置等の体制整備を行っている。
		ii ◎厚生年金保険及び健康保険の適用の適正化を図る観点から、従来より、特に日系人等の外国人労働者等が多いと見込まれる業種等で、重点調査を必要とする事業所の調査を実施するなどの対策を講じている。
	文部科学省	i ◎平成21年度において、外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備を行うため、地域における日本語指導、適応指導の充実を図る支援体制モデルの在り方や不就学の外国人の子どもに対する就学促進に関する調査研究を行う「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」(301百万円)を実施した。同事業の取組は、22年度からは「学校運営支援事業等の推進(コミュニティ・スクール等)」(委託事業)(300百万円の内数)及び「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(補助事業)(13,093百万円の内数)として実施する予定。
		ii ◎平成22年度において、日本語教室の設置(89か所採択)及び日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成(42か所採択)を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業にかかる経費を措置した。
		iii ◎平成22年度において、外国人児童生徒への日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの開発等を行う「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」に係る経費(12百万円)を措置した。
④ 外国人支援施策の検討のための枠組みの設置	法務省 各省庁	i ◎「再掲:第3-3-②-法-i」ワンストップ型の総合相談窓口の運営。 i ◎厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系人等の定住外国人への支援を検討するなど、定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため、平成21年3月27日に定住外国人施策推進会議を設置した。
<b>4 国際組織犯罪対策</b>		
① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進	警察庁	i ◎平成22年度において、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進に要する経費(69百万円)を措置した。 ii ◎フィリピン人等犯罪グループによる日系人家族を偽装した組織的不法入国事件において、平成22年4月までに、日系人家族を偽装して不法入国したフィリピン人14人を入管法違反(不法在留)で、不法入国を援助していたブローカー6人を入管法違反(不法在留幫助)等で逮捕するとともに、不法入国したフィリピン人を雇用していた内装業者を入管法違反(不法就労助長)で検挙するなど、外国人犯罪について、組織の全容解明及び関係者の的確な摘発に努めている。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、悪質な外国人犯罪について、厳正に対処している。また、平成22年3月に、悪質な不法滞在・不法就労外国人対策のために策定された「不法就労等外国人対策について」に基づき、関係省庁と連携して諸施策の推進に取り組んでいる。
		ii ◎「再掲:第1-3-①-法-v」平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
		iii ◎薬物不法所持者等の我が国にとって好ましくない外国人の上陸を阻止するとともに、その定着化の防止に努めており、引き続き、不法滞在外国人に対する摘発の強化や関係機関との情報交換の強化等により、確実な退去強制手続を行うことで、外国人に係る薬物事犯の着実な減少に努めていることとしている。また、退去強制手続の過程において、銃器を発見し、又はそれに関する情報を入手した場合には警察等関係機関へ速報することを徹底している。
		iv ◎退去強制手続における違反審査及び口頭審理において、入管法以外の犯罪事実が確認されたときには、関係機関に通報することとしている。
		v ◎関係機関と連携しつつ、退去強制手続を厳格に行うことにより、不法滞在事件について、厳正に対処しており、平成22年度において161百万円を措置した。
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化	警察庁	i ◎平成21年3月、「外国人集住地域総合対策の推進について」を都道府県警察に発出し、外国人集住地域への犯罪組織等による浸透の防止、定住外国人に係る現在又は将来における犯罪誘因の除去を目的とした、各種警察活動の推進、関係行政機関等との協調、実態把握の推進等、外国人集住地域総合対策の基本方針を示した。各都道府県警察では、外国人集住コミュニティに対する防犯教室や交通安全指導教室の開催等各種警察活動を積極的に推進している。 ii ◎平成22年度において、外国人集住地域総合対策の推進に要する経費(2百万円)を措置した。
③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進	法務省	i ◎関係機関と連携を図り、迅速・的確な情報交換を行った。
	警察庁	i ◎平成21年中、地下銀行事案で7件7人、カード偽造犯罪で83件8人を検挙した。引き続き、関係機関との連携により対策を強化していくこととしている。
	財務省	i ◎偽造クレジットカード及び偽造クレジットカード等の原版(原料となるべきカード)について税関における水際での取締りを積極的に実施している。
	経済産業省	i ◎クレジットカードの不正利用及び偽造による犯罪被害防止のため、クレジット関係業界に対し、クレジットカードのICカード化及びICカードの受入れのためのインフラ整備を推進するよう要請している。
		④ 人身取引対策の推進

施策名	省庁名	実施状況	
	警察庁	i	◎平成22年度において、人身取引の被害者に警察が保護する旨を呼び掛ける人身取引被害者連絡票のための経費(1百万円)を措置した。
		ii	◎人身取引事犯の取締りの強化と被害者保護の適正を図るため、平成21年7月に人身取引対策事務担当者による第6回コンタクトポイント会議を開催した。
		iii	◎平成21年度において、人身取引関係事犯対策車の整備のための経費(23百万円)を措置した。
		iv	◎少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を目的として、平成19年10月から、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を受ける「匿名通報ダイヤル」を運用しているが、21年7月からは通報手段の拡充を図り、ウェブサイト上での通報受理も開始した。
	法務省	i	◎啓発冊子やチラシの配布等を通して、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護を含む啓発活動を推進している。
		ii	◎(再掲:第1-7-③-法-ii)人権相談及び人権侵犯事件として対応。
		iii	◎人身取引を取り巻く現状に即して平成21年に改訂された「人身取引対策行動計画2009」に基づき、関係省庁が連携して、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む包括的・総合的な人身取引対策の着実な推進を図っている。
		iv	◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
		v	◎(再掲:第3-2-④-法-iの内数)平成22年度における入国警備官の増員。
		vi	◎人身取引被害者から在留期間更新等の申請があった場合、その者の置かれている状況等に十分配慮してこれを許可し、被害者が退去強制事由に該当している場合は、仮放免した上で退去強制手続を進めるなど、柔軟な運用を行っており、平成21年中には20人の被害者を保護し、また、22年においては4月末までに6人の被害者を保護した。一方、人身取引加害者については、21年中に6人、22年においては4月末までに1人に対して退去強制令書を発付した。
		vii	◎平成22年度において、出入国管理業務に従事する職員を対象とし、人身取引被害者等の人権に絞った人権研修を実施するための経費(1百万円)を措置した。
	外務省	i	◎平成22年3月、米国に人身取引に関する政府協議調査団を派遣し、両国の連携強化に向けて協議したほか、現地のNGO等と意見交換を行った。今後とも引き続き、政府協議調査団の派遣や国際会議を通じて、各国間での情報共有及び人身取引対策に関する連携の促進を図っていく。
	文部科学省	i	◎平成21年度において、(独)国立女性教育会館では、売買春防止に関する教育の充実を図る観点から人身取引に関する調査研究等を実施している。
	厚生労働省	i	◎人身取引被害者等への適切な支援を確保するため、人身取引等に関する専門的な知識を持った専門通訳者を養成する研修を実施している。
		ii	◎婦人保護施設に入所する人身取引被害者を支援するため、医療費や通訳・ケースワーカー(外国人専門生活支援者)の民間団体からの派遣費用を支弁している。
	海上保安庁	i	◎毎年実施する実務者研修において、人身取引の実態や、同被害者保護の重要性等についての講義を行っている。
	⑤ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備	警察庁	i
ii			◎都道府県警察において、高い語学能力を備えた者を警察職員として採用するなど、国際組織犯罪に対する捜査体制を整備している。
iii			◎都道府県警察において、部内通訳人に対して、各種研修会の開催等により、刑事手続等への理解を深められるよう教養を実施するとともに、部外通訳人に対して、各種研修会の開催等により、警察捜査における通訳人の立場と重要性、通訳時の留意事項等の教養を実施している。
iv			◎外国人被疑者等との意思疎通の困難性が円滑な捜査活動の妨げとなっている現状等を踏まえ、平成22年度において、国際組織犯罪に対する捜査体制の整備の一つとして、通訳体制の確立に係る経費(1,195百万円)を措置した。
v			◎平成22年度において、管区警察局単位で、通訳担当者、部内通訳人が参加する通訳能力向上のための講習経費(4百万円)を措置した。
vi			◎ICPOLルートや外交ルートにより、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を実施している。特に、中国公安部との間では、個別協議による緊密な情報交換等による国際捜査共助を実施している。
vii			◎平成22年度において、国際的な犯罪に係る情報交換及び捜査協力の推進のため「国際刑事警察機構憲章」第38条及び第39条に基づく国際会議分担金等に係る経費(786百万円)を措置した。
法務省			i

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎平成21年5月、東京で、日本・米国・香港・韓国・シンガポールの検察官等を対象とした、犯罪収益の没収に関する国際協力セミナーを開催した。
	海上保安庁	iii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。 i ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化。 ii ◎平成22年度において、薬物銃器の密輸入及び不法入国者対策の強化等のための経費(519百万)を措置した。 iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。
⑥ 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備	法務省	i ○「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し、継続審議となっていたが、平成21年7月の衆議院解散に伴って廃案となったことから、条約締結等のためにどのような法整備が必要かという観点から検討している。
	外務省	ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。 i ◎平成15年5月、国際組織犯罪防止条約の締結について国会の承認を得た。引き続き、その締結に向けて必要な検討を行っていく。
⑦ 諸外国との刑事共助条約等の早期締結	外務省 警察庁 法務省	i ◎平成20年11月23日に中国との間で発効した刑事共助条約に基づき、中国との間で刑事共助を実施している。 ii ◎平成18年12月、ロシアとの間で刑事共助条約の締結交渉を開始し、21年5月12日に同条約に署名した。また、22年4月、同条約の締結について国会の承認を得た。 iii ◎平成21年9月24日に香港との間で発効した刑事共助協定に基づき、香港との間で刑事共助を実施している。 iv ◎平成21年4月、EU(欧州連合)との間で刑事共助協定の締結交渉を開始し、4度にわたり正式協議を実施して、同年12月15日に同協定に署名した。また、22年4月、同協定の締結について国会の承認を得た。 v ◎平成21年3月、スイスとの間で刑事共助条約の予備協議を開始し、22年3月には第2回予備協議を行った。 vi ◎平成21年7月、フィリピンとの間で刑事共助条約の非公式協議を実施した。 vii ◎平成21年2月、日中外相会談において、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結交渉を早期に開始することで一致し、22年2月には、日中犯罪人引渡条約の締結交渉を、同年6月には、日中受刑者移送条約の締結交渉を、それぞれ開始した。
	法務省 外務省	i ◎平成21年7月、タイとの間で受刑者移送条約に署名した。また、22年4月、同条約の締結について国会の承認を得た。
⑧ 国際的な枠組みへの継続的参加	法務省 警察庁	i ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。 i ◎平成16年から開催している警察庁と中国公安部との定期協議について、21年1月、東京において5回目の協議を開催し、情報交換等を行った。 ii ◎毎年G8サミット議長国において開催される「G8司法・内務大臣会議」には、国家公安委員会委員長や警察庁幹部が出席しており、テロ対策、国際組織犯罪対策等様々な議題について、積極的に議論を行っている。平成21年は、5月にイタリア・ローマにおいて同会議が開催された。 iii ◎平成21年2月、4月及び11月にイタリアで、22年2月及び4月にカナダで、それぞれ開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁幹部が出席し、国内治安対策の推進を見据えた課題について議論を行うなど積極的に関与した。 iv ◎平成21年5月にベトナム・ハノイで、22年5月にカンボジア・プノンペンで、それぞれ開催されたASEANAPOL(東南アジア警察長官会合)に警察庁幹部が出席し、国際組織犯罪対策等について議論を行った。 v ◎日露間においては、毎年1回、実務者レベルで相互訪問を行い、警察協力に関する意見交換等を行っている。平成21年には、ロシア・ハバロフスクにおいて、警察庁担当職員がロシア極東連邦管区内務総局担当職員と意見交換等を実施した。 vi ◎平成21年11月、カンボジア・シムリアップで開催されたAMMTC+3(ASEAN+3国際犯罪閣僚会議)に警察庁幹部が出席し、国際組織犯罪対策について議論を行った。 vii ◎平成22年3月、警察庁長官が韓国を訪問して韓国警察庁長と会談し、情報交換等を行った。
	外務省	i ◎平成21年10月から開催されている第64回国連総会第3委員会において、日本は「国連犯罪防止刑事司法計画強化」決議案の共同提案国となり、同決議案の審議・採択に貢献した。
第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策		
1 暴力団対策等		
① 組織犯罪情報の収集、分析の更なる強化と利便性の向上	警察庁	i ◎犯罪組織情報の情報管理システムへの入力や同情報の活用を徹底することにより、組織犯罪対策部門における情報の共有を一層推進している。

施策名	省庁名	実施状況	
② 暴力団からの資金剥奪の強化	警察庁	i ◎犯罪収益の剥奪の徹底を図るため、平成21年中、暴力団構成員等が関与した事案につき、組織的犯罪処罰法、麻薬特例法に基づく警察の請求による起訴前の没収保全命令を、それぞれ23件、5件請求するなど、暴力団から剥奪すべき犯罪収益の確実な保全に努めている。	
		ii ◎指定暴力団員による威力利用資金獲得行為に係る不法行為に対し、暴力追放運動推進センター、弁護士会と連携し、損害賠償請求訴訟提起に向けた民事訴訟支援を行った結果、平成22年4月末までに、暴力団対策法第31条の2を適用した山口組組長等を相手方とする損害賠償請求訴訟が3件提起された。	
	総務省	i ◎電話受付代行業者に対し、犯罪収益移転防止法に基づき、指導・監督を行っている。また、疑わしい取引の届出を受け、国家公安委員会委員長に通知を行った。	
	法務省	i ◎疑わしい取引の届出制度等の活用や、関係諸機関との緊密な連携により、資金獲得活動に関する情報を収集するとともに、組織的犯罪処罰法等に基づくマネー・ロンダリング処罰規定や犯罪収益の没収・追徴規定等を活用して犯罪収益の剥奪を図っている。	
		ii ◎（再掲：第1-7-④-法-v）「被害回復給付金の支給」の実施。なお、東京地方検察庁においては、いわゆる五菱会（ごりようかい）ヤミ金融事件に係る被害回復給付金の支給手続を鋭意進めているところ、現在、その支給に関する裁定手続を終えた段階に至っている。	
		iii ◎（再掲：第1-3-①-法-v）平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。	
	財務省	i ◎国有地等の一般競争入札等において、暴力団が売り払われた不動産を利用することを防ぐため、警察庁と財務省が連携し、「暴力団員等に入札資格を与えない」、「落札後の契約において、暴力団事務所等としての利用の禁止等を明記する」等の仕組みを構築し、運用している。	
		ii ◎近年の暴力団排除対策の強化の動き等を動かし、関税法の一部を改正して、保税蔵置場等の許可、AEO（認定事業者）の承認等をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加した。	
	③ 暴力団及び周辺者の経済活動からの排除	金融庁	i ◎銀行業界においては、反社会的勢力排除を推進するため、警察等との連携強化を図っている（全国レベル：警察庁、金融庁、預金保険機構及び全国銀行協会等で構成する反社会的勢力介入排除対策協議会を設置。都道府県単位：都道府県警察、財務局等及び協会加盟の会員等で構成する銀行警察連絡協議会を設置）。なお、全国銀行協会は、反社会的勢力との取引謝絶の根拠となる暴力団排除条項の参考例を制定している（融資取引：平成20年11月、21年9月：普通預金規定等）。また、22年4月、全国銀行協会において、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースが稼働開始した。
			ii ◎証券業界においては、反社会的勢力排除を推進するため、警察等との連携強化を図っている（全国レベル：警察庁、金融庁、証券取引所及び日本証券業協会等で構成する証券保安連絡会を設置。都道府県単位：都道府県警察、財務局等及び協会加盟の会員等で構成する証券警察連絡協議会を設置）。また、平成21年3月、日本証券業協会は、暴力追放運動推進センターとの連携強化等を図るため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する「不当要求情報管理機関」として、国家公安委員会より登録を受けた。さらに、日本証券業協会において、22年5月、暴力団排除条項の義務化等を定めた反社会的勢力との関係遮断に関する規則を制定し、また、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの構築等について検討している。
警察庁		i ◎平成21年3月、国家公安委員会は、証券取引における反社会的勢力に関する情報の収集、集約及び管理並びに証券会社等からの照会対応及び回答を行う機関として日本証券業協会を不当要求情報管理機関に登録した。	
		ii ◎平成21年5月、都道府県警察に対し、公共工事のほか、役務提供等の公共調達等における入札・契約からも暴力団排除を進めるよう地方公共団体に働き掛けをすることを指示し、さらに、暴力団取締等総合対策ワーキングチームにおいて、関係省庁が発注する公共工事等においても同様の施策を講じることを申し合わせるなど、公共工事等からの暴力団排除を推進した。	
		iii ◎警察庁、金融庁及び全国銀行協会等による検討を踏まえ、全国銀行協会が会員銀行等に対して、普通預金取引等における暴力団排除条項の参考例を示すなどして、普通預金取引等からの反社会的勢力の排除を通知した。	
		iv ◎警察、財務局、各地銀行協会等は、相互の連携を強化するため、平成21年6月までに、全国47都道府県において、銀行警察連絡協議会を設立した。	
警察庁 国土交通省		i ◎（社）日本建設業団体連合会に設置された「反社会的勢力排除検討ワーキンググループ」における警察庁及び国土交通省を交えた検討を踏まえ、平成22年4月、同連合会が、暴力団排除条項の参考例を示すなどして、建設工事請負契約からの反社会的勢力の排除を会員に通知し、また、警察庁からの暴力団排除条項の導入と警察との連携強化についての要請に基づいて、同年5月、（社）全国建設業協会が暴力団排除条項の導入等を各都道府県建設業協会に要請するなど、建設業界からの暴力団排除を推進した。	
国土交通省		i ◎国土交通省に設置された中央建設業審議会において、平成22年7月、契約の相手方が暴力団等である場合等における解除権の規定の新設を含む公共工事標準請負契約約款の改正を行った。	

施策名	省庁名	実施状況
	環境省 警察庁	i ◎産業廃棄物処理業からの暴力団排除を徹底するため、産業廃棄物処理業暴力団対策連絡協議会を開き、関係省庁間の連携を図るとともに、環境省において、産業廃棄物処理業への暴力団等反社会勢力の介入実態把握事業として、暴力団不当要求等介入事例実態調査報告書を作成した。また、環境省において、産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業として、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者を対象に、民暴対策担当弁護士及び警察庁担当官による講演会を東京及び大阪で開催した。
④ 暴力団に対する厳正な処分の促進	警察庁	i ◎平成22年度において、暴力団に対する厳正な処分等を図るため、暴力団犯罪対策に係る経費(32百万円)を措置した。
		ii ◎平成22年1月、埼玉県警察において殺人罪で逮捕した山口組幹部が、3月、組織的殺人罪で起訴されるなど、組織的犯罪処罰法を積極的に活用するなどして、より厳格な刑事責任の追及を図った。
		iii ◎(再掲:第4-1-②-ii)暴力団対策法第31条の2を適用した損害賠償請求訴訟の提起。
	法務省	i ◎検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
	財務省	i ◎(再掲:第3-1-③-財-v)会議等を通じての情報の共有。
⑤ 行政対象暴力対策の強化	警察庁	i ◎都道府県警察に対して、各地方公共団体に対しコンプライアンス条例・要綱等の制定に向けた働き掛けを強化するよう指示しており、平成22年4月末現在、全国の地方公共団体の99.9%において制定されている。
		ii ◎平成21年3月、各都道府県警察における不当要求防止責任者講習での活用等を目的とした行政対象暴力対策ビデオを制作し、行政対象暴力対策を推進した。
	各省庁	i ◎「行政対象暴力に対する関係省庁等連絡会議」において、対策の強化について検討するとともに、「行政対象暴力対策の推進について」(平成15年7月29日関係省庁申合せ)に基づき、各省庁における不当要求防止責任者を選任し、都道府県暴力追放運動推進センター等が行う責任者講習を受講させるなど、行政対象暴力に対する組織的な対応を推進している。
⑥ 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化	警察庁	i ◎平成21年度において、暴力団からの離脱を希望する暴力団員に対する離脱支援や暴力団に加入するおそれのある若年者等に対する加入防止を目的とする教養テキストを作成し、都道府県警察に配布した。
	法務省	i ◎警察等と連携し、暴力団からの離脱の促進等を図っている。
	文部科学省	i ◎(再掲:2-1-①-文-ii)非行防止教室の実施の推進。
	厚生労働省	i ◎暴力団離脱希望者に対しては、ハローワークにおいて職業相談・職業紹介等を行い、就職支援を実施している。
2 マネー・ローンダリング対策		
① マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進	警察庁	i ◎平成21年中、組織的犯罪処罰法に係るマネー・ローンダリング事犯を226件、麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯を10件検挙するなど、徹底したマネー・ローンダリング犯罪の摘発を推進している。
		ii ◎平成21年度において、マネー・ローンダリング対策強化に係る経費(17百万円)を措置した。
	法務省	i ◎検察部内の意見交換等及び関係諸機関との連携をするとともに、各種法令の積極的な活用等により厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪を図っている。
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
② 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化	金融庁 警察庁 財務省 国土交通省	i ◎関係省庁が連携し、平成20年度において、銀行、両替業者、宅地建物取引業者等を対象とした説明会をそれぞれ開催し、法律の概要や特定事業者の義務について説明を行った。21年度も引き続き、銀行等を対象とした説明会を開催した。
	金融庁	i ◎金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢を整備することの重要性を指摘している。犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための銀行等の内部管理態勢について、検査・監督を通じて把握し、問題があると認められる場合には、必要に応じ銀行法等に基づき報告を求め、業務改善の実施状況のフォローアップを行っている。
		ii ◎平成20年12月、金融商品取引業者による「疑わしい取引の届出」の促進を図る観点から、有価証券の発行関連業務に着目した事例について、「疑わしい取引の参考事例」に追加を行った。
	警察庁	i ◎平成21年度中、犯罪収益移転防止法が規定する本人確認義務等に違反した疑いが認められた郵便物受取サービス業者(いわゆる私設私書箱業者)20事業者、貸金業者及び電話受付代行業者それぞれ1事業者に関し、国家公安委員会とは、報告及び資料の提出を求めるなどし、そのうち9事業者(22年4月末現在)について、経済産業大臣に対して意見陳述を行った。
	総務省	i ◎(再掲:第4-1-②-総-i)犯罪収益移転防止法に基づく、電話受付代行業者への指導・監督の実施。

施策名	省庁名	実施状況
	法務省	i ◎犯罪収益移転防止法の運用・解釈について、日本司法書士会連合会へ周知した。
	厚生労働省	i ◎労働金庫に対する立入検査等に当たって、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の確実な履行のための内部管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ労働金庫法で準用する銀行法(以下「準用銀行法」)第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、準用銀行法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとしている。
	農林水産省	i ◎「系統金融機関向けの総合的な監督指針」等において、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢を整備することの重要性を指摘している。犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うため系統金融機関の内部管理態勢について、検査・監督を通じて把握し、問題があると認められる場合には、必要に応じ農協法等に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、農協法等に基づき業務改善命令を発出するものとしている。
	農林水産省 経済産業省	i ◎個々の商品取引員のみならず、商品先物取引業界全体の問題として疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われるように、同業界の振興団体及び自主規制団体に対し、所属会員に対する周知徹底を要請している。また、商品取引員における疑わしい取引の届出事務に資するように、特に注意を払うべき取引の類型の例示等、疑わしい取引の参考事例を作成し、業界団体に対し通知している。
	経済産業省	i ◎警察庁と連携して、犯罪収益が疑われる者の業界への周知を行うとともに、特定事業者が行う本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が確実に行われるよう指導した。
	国土交通省	i ◎平成21年1月、関係業界団体と連携して、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等に係る実務的な内容を中心とする宅地建物取引業者向けのQ&Aを作成し、公開した。 ii ◎平成21年度、犯罪収益移転防止法の適正な運用等を推進するため、国土交通省総合政策局不動産課に不動産監視官を設置した。
③ FIUの充実・強化	警察庁 外務省	i ◎多くの国・地域のFIUとの間で、積極的な情報交換を可能とするための情報交換枠組みの構築を推進しており、平成22年3月末までに合計21の国・地域との間で取決めを作成し、更に30以上の国・地域と協議を行っている。
④ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化	警察庁	i ◎平成21年度において、疑わしい取引に関する情報の提供先機関との連携を強化するためタイポロジー・スタディ会合を開催し、課題を協議するなど相互に協力して対策を推進した。
⑤ FATF相互審査を踏まえたマネー・ローndリング等対策の強化	金融庁 警察庁 法務省 外務省 財務省 警察庁	i ◎平成20年11月、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」及び「FATF対日相互審査フォローアップに関する分科会」を設置し、関係省庁が連携して対日相互審査のフォローアップに取り組んでいる。 ii ◎特定事業者による顧客管理の在り方について検討する際の参考とするため、平成22年2月、学識経験者や実務家等を委員とする「マネー・ローndリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」を設置した。
<b>3 銃器対策の推進</b>		
① 厳格な銃砲刀剣類行政の推進	警察庁	i ◎銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等の措置を講ずることを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が平成21年12月4日に全面施行された。警察では、所持の禁止の対象となった剣(ダガーナイフ)を回収するなど、銃砲刀剣類を使用した事件・事故を防止するため所要の対策を推進している。 ii ◎猟銃等に起因する事件事故の絶無を期するため、平成21年度において、猟銃等講習会等における指導用教材のための経費(3百万円)を措置した。 iii ◎平成20年の銃刀法の改正により設けられた諸制度的な運用を図るとともに、猟銃等所持許可時の厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、火薬類取扱場所、猟銃等の保管場所への立入検査等を推進している。 iv ◎平成22年度において、銃砲登録照会業務の高度化を図るため、猟銃・空気銃等管理ファイル活用のための照会システムの改修経費(12百万円)を措置した。 v ◎各都道府県警察の警察職員を対象に、銃刀・火薬類の許可等事務を適正かつ効果的に運用するために関係法令の知識等を修得させることを目的とした教育の充実等を図っている。
② 銃器犯罪に対する厳正な処分の促進	警察庁	i ○首領等幹部の責任のより実効的な追及については、適切な法制の在り方を含め、引き続き、関係省庁において検討する予定。 ii ◎平成21年中、407丁(うち暴力団構成員等から148丁)のけん銃を押収するなど、犯罪組織等による銃器事犯の摘発を推進した。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、銃器事犯について厳正に対処している。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
③ 銃器密輸の水際阻止	警察庁	i ◎(再掲:第3-1-③-警-i)けん銃等密輸入事件の検挙。
		ii ◎平成22年度において、水際対策等を始めとする銃器事犯捜査等の徹底を図るため、高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費(217百万円)を措置した。
	財務省	i ◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOUを締結した国内の関連業界団体等に対する不審情報の提供依頼。
		ii ◎(再掲:第3-1-①-財-ii)監視艇を活用した離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集の積極的な実施。
		iii ◎(再掲:第3-1-③-財-i)取締機器を活用した検査の実施。
		iv ◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結への取組みの推進。
		v ◎(再掲:第3-1-③-財-iii)日中韓3か国協力の一層積極的な推進。
		vi ◎(再掲:第3-1-③-財-iv)外国税関との情報交換の積極的な推進。
		vii ◎(再掲:第3-1-③-財-v)会議等を通じての情報の共有及び合同船内検査等の実施。
		viii ◎(再掲:第3-1-③-財-vi)技術協力の実施。
		ix ◎(再掲:第3-1-③-財-vii)郵便事業株式会社との連携。
		x ◎(再掲:第3-1-③-財-x)密輸情報提供リーフレット等による広報啓発活動。
		xi ◎(再掲:第3-1-③-財-xi)税関ウェブサイトによる水際取締対策の広報。
		xii ◎(再掲:第3-1-③-財-xii)平成22年度におけるテロ対策・密輸取締機器整備経費の措置。
xiii ◎(再掲:第3-1-③-財-xiii)平成22年度における税関監視取締関係経費の措置。		
xiv ◎(再掲:第3-1-③-財-xiv)平成22年度における密輸ダイヤルPR等経費の措置。		
海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化。	
	ii ◎(再掲:第3-1-③-海-ii)平成22年度における薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費を措置。	
	iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。	
④ 関係団体に対する支援及び広報啓発活動の推進	警察庁	i ◎平成22年度において、「銃器犯罪根絶の集い」の開催に必要な経費(1百万円)を措置した。
⑤ 銃器の不正取引を防止するための規制の導入	警察庁 経済産業省	i ○インターネット上におけるけん銃等の不正取引を防止するため、けん銃の密売広告の禁止のための規定の導入について検討している。
⑥ 銃器対策に関する国際協力の推進	警察庁 経済産業省 法務省	i ○国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案の可及的速やかな国会提出を目指している。
		i ○国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて、銃器対策推進会議を通じるなどして、関係省庁間における国内法を整備するための作業に協力する。
	外務省	ii ◎(再掲:第1-3-①-法-v)平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。 i ○国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書(仮称)の締結に向けて努力する。
4 薬物対策の推進		
① 薬物密輸の水際阻止	警察庁	i ◎(再掲:第3-1-③-警-i)薬物密輸入事件の検挙。
		ii ◎平成22年度において、薬物捜査用車両の整備に係る経費(20百万円)を措置した。
		iii ◎(再掲:第4-3-③-警-ii)平成22年度における高解像度衛星画像解析システムの運用に係る経費の措置。
	財務省	i ◎(再掲:第3-1-①-財-i)MOUを締結した国内の関連業界団体等に対する不審情報の提供依頼。
		ii ◎(再掲:第3-1-①-財-ii)監視艇を活用した離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集の積極的な実施。
		iii ◎(再掲:第3-1-③-財-i)取締機器を活用した検査の実施。
		iv ◎(再掲:第3-1-③-財-v)会議等を通じての情報の共有及び合同船内検査等の実施。
		v ◎(再掲:第3-1-③-財-vii)郵便事業株式会社との連携。
		vi ◎(再掲:第3-1-③-財-xii)平成22年度におけるテロ対策・密輸取締機器整備経費の措置。
		vii ◎(再掲:第3-1-③-財-xiii)平成22年度における税関監視取締関係経費の措置。
	厚生労働省	i ◎巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、情報収集・分析体制の強化とともに、麻薬取締官の増員(6名)等、所要の捜査資機材の整備を図った。
	海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-③-海-i)情報収集・分析及び機動的な広域捜査を推進し、国内外関係機関との連携を強化。
		ii ◎(再掲:第3-1-③-海-ii)平成22年度における薬物銃器の密輸入対策の強化等のための経費を措置。
		iii ◎(再掲:第3-1-③-海-iii)国外における情報収集活動の強化。

施策名	省庁名	実施状況
② 密輸・密売組織の壊滅に向けた取組及び多様化する乱用薬物への対応	警察庁	i ◎平成21年中、薬物密売6事件につき通信傍受を実施するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。
		ii ◎平成21年中、薬物事犯捜査について、コントロールド・デリバリーを38回実施するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。
		iii ◎平成21年中、麻薬特例法第5条(業として行う不法輸入等)違反35件を検挙するなど、薬物密売組織の壊滅に向けた取組を推進している。
		iv ◎(再掲:第4-4-①-警-ii)平成22年度における薬物捜査用車両の整備に係る経費の措置。
		v ◎平成22年度において、薬物の分析、代謝及び毒性に関する研究に係る経費(5百万円)を措置した。
	警察庁 厚生労働省	i ◎薬物の需要の根絶を図るため、大麻等末端乱用者の取締りを推進するとともに、インターネットを利用した大麻の種子の販売事犯につき、都道府県警察と麻薬取締部との合同捜査を実施するなど連携の上、平成21年4月、大麻種子購入者・大麻種子販売者を検挙した。
	法務省	i ◎検察当局において、関係諸機関と連携しつつ、麻薬特例法等を積極的に活用するなどして、厳正な科刑の獲得及び薬物犯罪収益の剥奪に努めている。
		ii ◎平成22年度において、薬物対策推進経費(2百万円)を措置した。
	財務省	i ◎警察庁及び財務省間において、薬物密輸事犯に係る押収薬物の鑑定・分析方法及び分析結果に関する情報の交換を図るとともに、押収薬物のシグニチャー・アナリシスの実施に関する共助に努めている。
	厚生労働省	i ◎携帯電話、インターネットの利用による薬物密売に対する譲受け捜査の活用、覚せい剤密輸事犯に対する関係機関と合同でのコントロールド・デリバリーの実施等に努めた。
③ 薬物乱用防止に向けた取組の推進	内閣府 警察庁	i ◎平成22年度において、青少年の薬物乱用に関する調査研究費(7百万円)を措置した。
		i ◎平成22年度において、薬物対策用パンフレットのための経費(2百万円)を措置した。
		ii ◎平成22年2月、「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、薬物乱用少年の早期発見・補導及び薬物乱用防止のための広報啓発活動の強化等について指示した。
	法務省	iii ◎平成22年度において、少年の薬物乱用防止対策として、広報用パネル等のための経費(7百万円)を措置した。
		i ◎(再掲:第2-2-①-法-i)刑事施設における薬物事犯者処遇の充実強化。
		ii ◎少年院においては、薬物事犯者等に対する薬物依存離脱に係る指導計画等の一層の充実を図るなど、在院者に対する再非行防止教育の実施に努めている。
		iii ◎(再掲:第4-4-②-法-i)麻薬特例法等の活用による薬物犯罪収益の剥奪等。
		iv ◎(再掲:第4-4-②-法-ii)平成22年度における薬物対策推進経費の措置。
	財務省	v ◎平成22年度において、心理学等の専門的知識に基づく体系化された手順による「覚せい剤事犯者処遇プログラム」の実施等、薬物事犯者に対する保護観察の充実強化のための経費(41百万円)を措置した。
		i ◎学校等へ税関職員を派遣して行う講演会や税関見学会等において、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示するなど薬物乱用防止に向けた積極的な広報に努めている。
		ii ◎(再掲:第3-1-③-財-x)密輸情報提供リーフレット等による広報啓発活動。
		iii ◎(再掲:第3-1-③-財-xi)税関ウェブサイトによる水際取締対策の広報。
	厚生労働省	iv ◎(再掲:第3-1-③-財-xiv)平成22年度における密輸ダイヤルPR等経費の措置。
		i ◎薬物乱用防止啓発読本を作成して、全小学6年生保護者、全中学1年生及び全高校3年生に配布し、薬物の危険性や薬物乱用による健康被害についての理解促進を図った。
		ii ◎全国での街頭キャンペーンや主要な都市における薬物乱用防止運動の実施、各種媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
	文部科学省	iii ◎保健所・精神保健福祉センターにおける相談事業及び普及啓発活動によって、薬物問題に関する早期発見・早期対応を可能にした。
		i ◎平成21年度において、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、薬物乱用防止教室の推進、シンポジウムの開催及び広報啓発活動の推進に係る経費(37百万円)を措置した。また、22年度においても、事業継続のための経費(34百万円)を措置した。
④ 薬物対策に関する国際協力の推進	警察庁	i ◎平成22年2月に「アジア・太平洋薬物取締会議」を開催するなど、情報交換、技術移転等薬物対策のための国際協力を推進した。
	総務省	i ◎財務省の発表資料に基づき、引き続き、銃器及び不正薬物の密輸仕出国の郵政庁に対し、我が国における銃器及び不正薬物の輸入制限について郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出したところ、多数の国から徹底する旨の回答を得た。

施策名	省庁名	実施状況	
		ii ◎万国郵便連合(UPU)国際事務局を通じて、引き続き、全加盟国郵政庁に対し、我が国の銃器及び不正薬物の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への銃器及び不正薬物の密輸防止への協力を要請した。	
		iii ◎国際郵便関係施設内において、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、郵便事業株式会社に対して要請したところ、郵便事業株式会社から、X線検査装置等の設置場所の税関への施設提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力をを行い、両者の連携により検査が効果的に行われた旨の報告を受けた。	
		法務省 i ◎平成21年2月から3月及び22年3月、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの刑事司法実務家を対象とした中央アジア刑事司法制度研修を実施し、薬物犯罪及びテロ犯罪に対する効果的な対策及び国際協力の推進について協議した。23年3月にも同様の研修を実施する予定。	
	財務省	ii ◎「ADLOMICO(国際協力のための麻薬対策連絡官会合)」等の各種国際会議への参加を通じ、世界的な薬物乱用問題につき情報を共有するとともに、その協力関係の強化に努めている。	
		iii ◎(再掲:第4-4-②-法-ii)平成22年度における薬物対策推進経費の措置。	
		i ◎(再掲:第1-4-⑤-財-i)税関相互支援協定等の締結への取組の推進。	
		ii ◎(再掲:第3-1-③-財-iii)日中韓3か国協力の一層積極的な推進。	
	厚生労働省	iii ◎(再掲:第3-1-③-財-iv)外国税関との情報交換の積極的な推進。	
		iv ◎(再掲:第3-1-③-財-vi)技術協力の実施。	
	海上保安庁	i ◎第33回アジア・太平洋地域薬物取締機関長会議(HONLEA)、第53回国連麻薬委員会に参加し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国際機関及び各国関係者と意見交換を行った。	
		ii ◎「薬物乱用防止啓発活動研修」(JICA事業)を通じて開発途上国の行政官への研修を行った。	
	5 組織的に取行される各種事犯への対策		i ◎国連麻薬委員会等国際会議への積極的な参加、主にアジア諸国を対象にした技術移転等を目的とする「密輸・密航取締強化支援事業(ODA事業)」、「海上犯罪取締り研修(JICA事業)」等の実施を通じ、連携・協力を強化している。
			ii ◎平成22年度において、薬物取締りに関する国外関係取締機関等との情報交換のための経費(199百万円)を措置した。
① カード犯罪、偽造通貨等対策の推進	金融庁	i ◎平成21年3月、6月、10月、12月及び22年2月、偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況を取りまとめ、公表した。	
	警察庁	i ◎全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会等と協力し、啓発のためのポスター、ステッカー及びチラシの作製による加盟店及び会員への注意喚起及び不正使用対策の検討を実施している。	
		ii ◎金融機関の現金自動預入支払機(ATM)に隠しカメラやスキマーが取り付けられる事案を認知したこと等から、平成17年12月、従来の防犯基準を一部改正し、以降、ATM機器及びその周辺の点検並びに利用者への注意喚起等について金融機関に要請している。	
		iii ◎通貨偽造防止等の観点から、通貨の発行当局、業界団体等と継続的な情報交換を行っている。	
		iv ◎平成22年度において、通貨偽造対策のため、偽造通貨発見届出者に対する協力謝金に係る経費(17百万円)を措置した。	
財務省警察庁	i ◎平成16年12月末から偽造旧1万円券が大量に発見された状況を受けて、財務省、警察庁及び日本銀行の関係部局長の連名で、日本自動販売機工業会及び金融機関関係団体に対して、新券の流通促進による偽造銀行券の抑制の観点から、現金取扱機器における新券対応の促進について、平成17年1月、協力要請を行い、関係機関との連携強化に努めている。		
財務省警察庁金融庁	i ◎平成17年1月末から偽造新500円貨が3都県(東京都、福岡県及び熊本県)の郵便局において大量に発見されたことを受けて、財務省、警察庁、金融庁、造幣局、日本銀行、日本郵政公社及び日本自動販売機工業会で構成された「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、財務省、警察庁及び金融庁は各般の施策を取りまとめ、17年3月、偽造対応策を発表し、関係機関との連携強化に努めている。		
	ii ◎「偽500円貨に係る関係省庁等連絡会議」での検討を踏まえ、捜査当局と税関との連携、捜査当局への連絡の迅速化、造幣局による鑑定作業の迅速化、新500円貨のクリーン化(損傷貨幣等の回収・官封貨幣の供給拡大)、税関における偽造貨の密輸取締りの強化及び広報・注意喚起の徹底を実施している。		
財務省	i ◎偽造通貨に関する政府広報(ウェブサイト・CD)を行い、特に目の不自由な方に対しては、音声広報CDを作製し、全国の点字図書館や盲学校等に配布し、広報に努めている。		
	ii ◎平成19年度より、通貨偽造の最近の国内外の発生状況を踏まえ、「国庫企画官」を新設し、国内外の関係機関との情報交換及び通貨偽造事件への迅速な対応が可能となる体制整備に努めている。		
	iii ◎平成22年度において、500円貨のクリーン度を向上させるための経費(15,083百万円)を措置した。		

施策名	省庁名	実施状況
② 環境犯罪対策の推進	経済産業省	i ◎(再掲:第3-4-③-経-i)クレジット関係業界に対するクレジットカードのICカード化及びICカードの受入れのためのインフラ整備の要請。
	警察庁	i ◎廃棄物事犯を中心とした環境犯罪の取締りを推進している。
		ii ◎平成22年度において、環境犯罪対策用資機材の整備等に係る経費(101百万円)を措置した。
		iii ◎(再掲:第1-4-①-警-iii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
	警察庁 環境省 海上保安庁	i ◎環境犯罪の取締りを強化するため、環境犯罪対策連絡会議等を開催するなど、関係省庁間の連携を図っている。平成21年7月には、第10回環境犯罪対策連絡会議を開催し、産業廃棄物事犯の現状報告等、関係機関との情報交換を行い、更なる連携強化を図った。
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省 海上保安庁 法務省	i ◎硫酸ピッチの不法投棄等を撲滅するため、関係省庁間で関連情報の共有等により、関係省庁間の連携を図った。平成22年度も引き続き、情報提供を行うなどして関係省庁間の連携を図っていく。
	海上保安庁	i ◎環境関係事犯が増加する傾向にあるところ、検察当局においては、厳正な捜査及び処理を行っている。
	海上保安庁	i ◎関係機関等と連携しつつ、一斉取締りの実施等により、廃棄物不法投棄事犯等の海上環境事犯の取締りを強化している。あわせて、情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。
		ii ◎平成22年度において、環境犯罪取締り強化等のための経費(204百万円)を措置した。
	環境省	i ◎環境犯罪の取締りを強化するため、環境犯罪対策連絡会議等を開催するなど、関係省庁間の連携を図っている。
		ii ◎処理を委託した産業廃棄物の移動や処理の状況等を排出事業者自らが電子的に把握することにより、排出事業者の責任を明確にするとともに、排出事業者及び処理業者にとっての情報管理の合理化や行政の監視業務の合理化を図るため、電子マニフェスト普及促進事業を実施している。
		iii ◎平成22年度において、ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業に係る経費(15,360万円)を措置した。
		iv ◎産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施している。
		v ◎平成22年度において、産業廃棄物処理業優良化推進事業費に係る経費(3,327万円(産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための事業費5,908千円を含む。))を措置した。
		vi ◎産業廃棄物の不法投棄事犯、不法焼却事犯及び水質汚濁事犯等の環境犯罪について、関係省庁連携の下、取締りを強化した。また、地方公共団体等と連携し、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を契機とした「全国ごみ不法投棄撲滅運動」の実施、ITを活用した未然防止・拡大防止のためのシステムの配備、衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止・拡大防止対策のモデル事業の実施等、不法投棄等が発生しない仕組みづくり、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止を図った。平成22年度も引き続き、これらの取組を実施していく。
	環境省 警察庁	i ◎(再掲:第4-1-③-環警-i)産業廃棄物処理業者等を対象とした警察庁担当官等による講演会の開催。
③ 不正軽油関係事犯の取締りの推進	警察庁	i ◎硫酸ピッチやスラッジの不適正処理事犯の取締りを推進している。
		ii ◎(再掲:第1-4-①-警-iii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。
		iii ◎(再掲:第4-5-②-警-ii)平成22年度における環境犯罪対策用資機材の整備等に係る経費の措置。
	環境省 総務省 警察庁 経済産業省 海上保安庁	i ◎(再掲:第4-5-②-環総警経海-i)関係省庁間の情報共有等による連携確保。
	総務省 経済産業省	i ◎軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯については、関係省庁と関連情報の提供等の連携を図るなど、防止対策を推進した。
	法務省	i ◎(再掲:第1-3-②-法-i)検察当局における厳正な捜査及び処理の実施。
	海上保安庁	i ◎軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯については、関係省庁と関連情報の提供等の連携を図るなど、防止対策を推進した。

施策名	省庁名	実施状況	
④ 密漁事犯の根絶	環境省	i ◎軽油引取税の脱税を目的とした不正軽油の製造・販売及びその製造過程で生成される硫酸ピッチの不法投棄等の事犯については、関係省庁と関連情報の共有等の連携を図るなど、防止対策を推進した。平成22年度も引き続き、情報提供を行うなどして関係省庁間の連携を図っていく。	
	内閣府 警察庁	i ◎関係機関等と連携を図りつつ、悪質・巧妙化する違反操業に対する取締りを強化した。	
		ii ◎密漁事犯の取締りを推進している。	
	法務省 農林水産省	i ◎(再掲:第1-4-①-警-iii)警察庁生活安全局生活経済対策管理官の新設。	
		i ◎検察当局において、悪質・巧妙な密漁事犯について関係罰則の厳正な運用に努めている。	
	海上保安庁	i ◎関係機関等と連携を図りつつ、悪質・巧妙かつ広域化する違反操業に対する取締りを強化した。	
		ii ◎平成22年度において、我が国200海里水域内等における漁業の指導・取締りの強化のため、指導監督及び取締りに係る経費(10,463百万円)を措置した。	
	⑤ 違法風俗店等に対する取締りの推進	警察庁	i ◎関係機関等と連携しつつ、悪質な密漁事犯の取締りを強化している。あわせて、情報収集・分析能力の強化、監視体制の検討、捕捉能力の向上等に向けた検討を行うとともに、より効果的な証拠保全のための現場鑑識の実施方法について検討を実施している。
			ii ◎平成22年度において、密漁事犯取締りの強化等のための経費(123百万円)を措置した。
		法務省	i ◎平成20年12月に発出した「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について」等に基づき、違法風俗店、不法就労及び人身取引に対する取締りを強化している。
ii ◎毎年11月に「風俗関係事犯取締り強化期間」を設定し、風俗関係事犯及び人身取引事犯の取締りを強化している。			
第5 安全なサイバー空間の構築			
1 違法・有害情報対策			
① インターネット上の違法・有害情報対策に係る関係者間の連携強化	内閣官房	i ◎インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対応するため、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、政府、事業者、関係団体等に対し、平成20年度に10回、21年度に10回、情報提供を行うなど、官民の関係セクターを横断した情報共有を図った。	
	内閣府	i ◎平成22年4月、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策の推進について関係府省庁間で密接な連絡等を行うため、関係府省庁課長級で構成される青少年インターネット環境整備推進課長会議を設置した。	
	内閣府 経済産業省 警察庁	i ◎会合、シンポジウム等への参加、後援等を通じて、安心ネットづくり促進協議会等民間団体への積極的な支援を行った。	
		i ◎平成21年4月、青少年インターネット環境整備基本計画の策定のため、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議の下に設置されたインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会に出席した。	
	総務省	ii ◎(再掲:第1-5-④-警-vii)平成22年度におけるサイバーボランティア謝金等に係る経費の措置。	
	法務省	i ◎平成21年1月に策定した「安心ネットづくり促進プログラム」に基づき、「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」における情報共有等の取組を支援している。	
	文部科学省	i ◎平成21年4月、青少年インターネット環境整備基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進等するために設置されたインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議幹事会に出席し、施策の推進に努めている。	
	② インターネット上の有害情報から青少年を守るための対策の推進	内閣官房	i ◎平成22年3月、全国規模で学校関係団体、PTA等の連携を強化する「ネット安全安心全国推進会議」を開催するとともに、地域の実情に応じた取組を実施し、全国レベル・地域レベルでの推進体制の整備を進めている。
		内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省 内閣府	i ○IT安心会議を開催し、国内外のインターネット上の違法情報・有害情報やITに関連する様々な社会問題の実態把握や対処方法、国民への周知等について、関係省庁間の一層の連携強化を図る。 ◎(再掲:第1-5-④-官府警法総文経-i)青少年インターネット環境整備法に基づく関連施策の推進。
			i ◎(再掲:第1-5-④-府-i)青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施。

施策名	省庁名	実施状況
		ii ◎(再掲:第1-5-④-府-ii)青少年のインターネット利用環境実態調査の実施。
		iii ◎(再掲:第5-1-①-府-i)青少年インターネット環境整備推進課長会議の設置。
		iv ◎(再掲:第1-5-④-府-iii)平成22年度における青少年のインターネット利用環境実態調査経費の措置。
		v ◎(再掲:第1-5-④-府-iv)平成22年度における諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査経費の措置。
		vi ◎(再掲:第1-5-④-府-v)平成22年度における青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報啓発経費の措置。
	総務省	i ◎平成20年4月に行われた総務大臣からの携帯電話事業者等へのフィルタリングサービスの改善等に関する要請に基づき、携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組を進めている。
	文部科学省	i ◎平成22年2月、昨年度に引き続いて携帯電話のインターネット利用に際して留意点等を盛り込んだ子ども向けリーフレットを作成し、全国の小学校6年生に配布するとともに、携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレットを、都道府県教育委員会・PTA団体等へ配布した。また、有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成・配布した。
	経済産業省	i ◎平成21年5月、インターネット上に流通する様々なコンテンツのうち、青少年にとって有害なものを過不足なく分類するための格付け基準(SafetyOnline3)の見直し・改定を支援した。また、CGMサイトの増加を踏まえ、保護者・サイト管理者・フィルタリングソフトベンダー等関係事業者に望まれる対応について検討し、「青少年の安全なインターネット利用環境の整備を目指して関係者に望まれる取組について～書き込み可能なCGMサイト増加への対応～」として取りまとめた。
		ii ◎簡易フィルタリングソフトの無償提供を実施している。
		iii ◎情報モラル教育、インターネットの適切な利用の推進及びインターネット上の違法情報・有害情報対策(ホットラインセンターの紹介等)等に関するセミナーを保護者・教育関係者・青少年等に対して実施している。
③ 情報モラル教育及び広報啓発活動の推進	内閣官房	iv ◎(再掲:第5-1-①-経-i)安心ネットづくり促進協議会等民間団体への積極的な支援。
		i ◎「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」等を随時更新するなど、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を実施した。
	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-④-府-i)青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施。
		ii ◎(再掲:第1-5-④-府-v)平成22年度における青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報啓発経費の措置。
		iii ◎内閣府ウェブサイト内に「青少年の安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の推進」ページを開設し、青少年インターネット環境整備法等に関連する情報を掲載し、広く一般国民に対し同法の趣旨及び内容を広報している。
	警察庁	i ◎情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図るため、サイバー犯罪の現状、対策等について周知を図るサイバーセキュリティに関する講習を開催しているほか、警察庁ウェブサイトや情報セキュリティ対策ビデオ等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図った。
		ii ◎平成21年2月に「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」、平成22年2月に「学年末及び新学期における少年の非行及び犯罪被害者防止対策の推進について」を都道府県警察に発出し、非行防止教室等を通じて、保護者や学校関係者を始め住民に対するフィルタリングの普及及びインターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進するよう指示した。
		iii ◎平成20年3月に都道府県警察に発出した「子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動について」に基づく保護者に対するきめ細かな啓発活動を推進している。
		iv ◎(再掲:第1-5-④-警-iii)平成22年度における出会い系サイト犯罪抑止対策資料等に係る経費の措置。
		v ◎(再掲:第1-5-④-警-iv)出会い系サイト犯罪抑止対策資料の作成及び都道府県警察に対する配布。
	総務省	i ◎通信関係団体等と連携し、主に保護者及び教職員を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全な利用のための啓発講座(e-ネットキャラバン)を全国において開催している。
	文部科学省	i ◎情報モラル教育、インターネットの適切な利用の推進及びインターネット上の違法情報・有害情報対策等に関するセミナーを保護者、教育関係者、青少年等に対して実施している。
	経済産業省	i ◎平成21年3月、「教育の情報化に関する手引」を公開した。その中で学校における情報モラル教育等の具体的な指導に当たっての指導方法案や指導事例案が記載されている。
	文部科学省	i ◎平成21年4月から一部先行実施された小中学校の学習指導要領において、情報モラル教育の充実を図っている。
		ii ◎平成21年度において、情報モラル専門員派遣や指導者養成に関する事業を実施し、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図った。
	iii ◎平成21年度において、情報モラル専門員派遣や指導者養成に関する事業を実施し、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図った。	

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎各種講演や会議等の機会を通じて、「情報モラル指導ポータルサイト」の普及を図り、新学習指導要領の円滑かつ確実な実施を図っている。
④ 違法・有害情報への対応の検討	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-④-府-iii)平成22年度における青少年のインターネット利用環境実態調査経費の措置。
		ii ◎(再掲:第1-5-④-府-iv)平成22年度における諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査経費の措置。
		iii ◎(再掲:第1-5-④-府-ii)青少年のインターネット利用環境実態調査の実施。
		iv ◎平成22年7月、青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた具体的な施策の取組状況についてフォローアップを行った。
	総務省	i ◎(再掲:第1-5-②-総-i)携帯電話フィルタリングの多様化に向けた取組の推進。
	経済産業省	i ◎違法・有害情報に関するトラブルについて、各国消費者の意識、トラブル遭遇状況、ADRの認知の状況等について調査を実施している。
2 違法・有害情報を排除するための自主的な取組への支援		
① インターネット・ホットラインセンターの体制強化等の推進		
	警察庁	i ◎平成20年12月、プロバイダ等関係団体において、違法性判断基準や警察からの削除依頼への対応手続等について整理したガイドラインが改訂されたことを受け、21年1月、警察においても「インターネット上の違法情報に関する削除依頼実施要領」を改訂し、都道府県警察に対して当該実施要領に従った適切な対応に努めるよう指示した。
		ii ◎出会い系サイトの禁止誘引情報や登録制サイト内の児童ポルノ・わいせつ物公然陳列画像等の違法情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務(サイバーパトロール)を平成20年10月から外部委託しており、21年は10,161件の違法情報につき通報がなされた。
		iii ◎(再掲:第1-3-③-警-i)平成22年度におけるホットライン業務の外部委託等に係る経費の措置。
	総務省	i ◎「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」において、違法・有害情報対策に係るプロバイダ等の法的責任の在り方や事業者による自主的取組の促進策等について検討を行い、平成21年1月に最終取りまとめを公表した。
	経済産業省	i ◎(再掲:第5-1-③-経-i)情報モラル教育等の推進に関するセミナーの実施。
② 携帯電話の適切な利用のための環境整備の推進		
	総務省	i ◎平成21年2月に設立された産学連携した自主的取組を推進する民間団体である「安心ネットづくり促進協議会」の取組を引き続き支援する。
	総務省	i ◎(再掲:第5-1-③-総文-i)インターネットの安心・安全な利用のための啓発講座(e-ネットキャラバン)の開催。
	文部科学省	i ◎子どもたちの携帯電話の利用実態や携帯電話に対する意識等を把握するために、「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」を実施し、平成21年5月に公表した。
	文部科学省	ii ◎平成21年1月、「学校における携帯電話等の取扱いについて」を发出した。また、都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集めた会議において、本通知内容について周知した。
		iii ◎(再掲:第5-1-①-文-i及び第5-1-②-文-i)青少年を取り巻く有害環境対策の推進。
	経済産業省	i ◎(再掲:第5-1-①-経-i)安心ネットづくり促進協議会等民間団体への積極的な支援。
③ 違法・有害情報に関する紛争解決手続の在り方についての調査・検討		
	総務省	i ◎(再掲:第4-1-②-総-i)平成22年度におけるインターネット上の違法・有害情報相談対応業務請負費用を措置。
	経済産業省	i ◎(再掲:第5-1-④-経-i)違法・有害情報に関するトラブル等についての調査の実施。
		ii ◎(再掲:第5-1-①-経-i)安心ネットづくり促進協議会等民間団体への積極的な支援。
④ 違法・有害情報検出方法及びフィルタリングソフトの高度化及び普及促進		
	内閣府	i ◎(再掲:第1-5-④-府-v)平成22年度における青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報啓発経費の措置。
		ii ◎(再掲:第1-5-④-府-i)青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施。
	総務省	i ◎平成21年度補正予算において、家庭・地域・事業者による連携したネット安全利用に向けた対策を促進する目的で、各地域における被害実態や必要な取組、関係者の果たすべき役割等に関する実証的な調査・分析を行うための経費(100百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年度から、インターネット上の違法・有害情報検出技術の研究開発のための予算措置を行い、(独)情報通信研究機構において民間による活動を支援している。
	経済産業省	i ◎(再掲:第5-1-②-経-i)格付け基準の見直しに関する支援の実施。
		ii ◎(再掲:第5-1-②-経-ii)簡易フィルタリングソフトの無償提供の実施。
		iii ◎(再掲:第5-1-③-経-i)情報モラル教育等の推進に関するセミナーの実施。
3 サイバー犯罪対策の推進		
① 官民連携によるサイバー犯罪の防止と徹底検挙		
	警察庁	i ◎サイバー犯罪防止のため、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」等への参加を通じ、官民の連携強化に努めている。

施策名	省庁名	実施状況		
		ii ◎平成22年度において、サイバー犯罪対策を推進するため、ファイル共有ソフト監視端末等に係る経費(7百万円)を措置した。		
		iii ◎サイバー犯罪の複雑化・巧妙化に対し適切に対処するため、平成21年7月、警察大学校における「サイバー犯罪取締・対策専科」等の実施により、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準の向上を図った。		
		iv ◎平成21年4月及び11月並びに22年2月及び4月、G8ローマ/リヨン・グループに置かれたハイテク犯罪サブグループに参加するなど、国際連携・協力の強化に努めた。		
		v ○インターネットカフェにおける様々な犯罪の発生防止のため、平成21年7月に行ったインターネットカフェの実態調査の結果を踏まえ、全国の都道府県警察においてインターネットカフェ連絡協議会を設置し、会員制を導入していない業者に対し会員制を導入するなど、防犯対策を推進させるよう都道府県警察に指導する予定。		
		vi ◎(再掲:第1-5-3-警-i)平成20年度総合セキュリティ対策会議において児童ポルノ流通防止に向けた取組の方向性等についての報告書を取りまとめた。		
		vii ◎平成22年3月、オンラインゲームにおける不正アクセス行為が増加していたことから、オンラインゲーム業界に対して個人認証の強化及び統一的な被害相談窓口の設置を要請した。		
		viii ◎平成21年11月、ファイル共有ソフトを利用した著作権法違反事件について、10都道府県において一斉取締りを実施した。		
		ix ◎(再掲:第1-5-3-警-vi)「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」を策定し、児童ポルノ根絶に向けた総合的な対策を推進。		
		x ◎(再掲:第1-5-3-警-x iii)「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づく児童ポルノ対策の推進に係る経費の措置。		
		x i ◎平成22年度において、サイバー犯罪捜査に係る国際的な連携を強化するため、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議に係る経費(9百万円)を措置した。		
		x ii ◎平成22年度において、サイバー犯罪に関する警察職員の能力向上を図るため、部外での教育訓練に係る経費(23百万円)を措置した。		
		x iii ◎FIRSTの技術会合に出席し、参加機関との情報共有等を実施した。		
		x iv ◎平成22年度において、サイバー攻撃に関する情報交換のため、FIRST参加等に係る経費(2百万円)を措置した。		
		x v ◎サイバー空間におけるテロの予兆等の早期検知のため、リアルタイム検知ネットワークシステムの更新・高度化を実施し、平成21年3月、運用を開始した。		
		x vi ○平成22年度において、サイバー犯罪の捜査に携わる警察職員の技能水準向上のため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(情報技術解析)」を2回実施する予定。		
		② サイバー犯罪に関する条約の締結に向けた法整備等の推進	法務省	i ◎検察当局において、サイバー犯罪への検察官等の知識教養の習得向上に努め、厳正な捜査及び処理を行っている。 ii ◎平成22年度において、サイバー犯罪対策経費(15百万円)を措置した。
		③ 情報セキュリティに関する知識及び対策の普及啓発活動の推進	警察庁 総務省 法務省 経済産業省 外務省	i ○「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し、継続審議となっていたが、平成21年7月の衆議院解散に伴って廃案となったことから、条約締結等のためにどのような法整備が必要かという観点から検討している。
			内閣官房	i ○「国民を守る情報セキュリティ戦略」(平成22年5月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、国民・利用者がITリスクを認識し、自ら情報セキュリティ対策を実施することを促すため、「包括的な普及・啓発プログラム」を策定する予定。 ii ◎「国民を守る情報セキュリティ戦略」(及びこれに含まれる「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月情報セキュリティ政策会議決定))に基づき、情報セキュリティに関する知識及び対策の普及促進のため、情報セキュリティ政策会議及び内閣官房情報セキュリティセンターの活動のウェブサイトにおける公開やメールマガジンの発行を行っている。 iii ◎平成22年より、2月を「情報セキュリティ月間」とし、47都道府県において約2,900件の関連行事を開催し、約35万2千人が参加した。
警察庁	i ◎(再掲:第5-1-3-警-i)サイバーセキュリティに関する講習の開催、警察庁ウェブサイト、情報セキュリティ対策ビデオ等によるサイバー犯罪の手口等についての周知。 ii ◎(再掲:第1-5-4-警-iv)出会い系サイト犯罪抑止対策資料の作成及び都道府県警察への配布。 iii ◎(再掲:第1-5-4-警-iii)平成22年度における出会い系サイト犯罪抑止対策資料等に係る経費の措置。			

施策名	省庁名	実施状況
		iv ◎警察庁セキュリティポータルサイトを通じて、サイバー攻撃等の発生状況等を一定時間ごとに表示する「インターネット定点観測」や各種プログラムのぜい弱性に関する注意喚起情報等の情報セキュリティに資する情報の提供を行っている。
	総務省	i ◎総務省「国民のための情報セキュリティサイト」について、情報通信の利用状況及び情報セキュリティ脅威の動向等を踏まえた情報セキュリティに関する情報を広く提供している。
	経済産業省	i ◎平成21年度において、インターネットを利用する一般利用者が、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を全国各地で154回開催した。22年度においても、「インターネット安全教室」を全国各地で開催している。
		ii ◎平成21年度において、中小企業の情報セキュリティ対策を促進するため、日本商工会議所、全国商工会連合会及び特定非営利活動法人ITコーディネーター協会等と協力して、「中小企業情報セキュリティ対策指導者育成セミナー」を全国各地で21回開催した。22年度においても、同事業を全国各地で実施する予定。
		iii ◎平成21年度において、フィッシングに係る情報収集・提供、注意喚起等を行うため、「フィッシング対策協議会」の運営を行った。22年度においても、引き続き、フィッシングに係る情報収集・提供、注意喚起等を行うため同協議会の運営を実施している。
④ コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備	経済産業省	i ◎平成21年度において、コンピュータウイルス、不正アクセス、ソフトウェアの脆弱性等の届出制度を活用するとともに、海外機関を含む関係機関と連携し、関連する情報セキュリティ上の問題に関する最新情報の収集・調査を通じて、一般利用者や企業等に対策情報の提供を行った。22年度においても、情報セキュリティに係る対策情報を適切に提供するため、同事業を実施している。
⑤ 情報通信ネットワーク等の安全性及び信頼性の確保	総務省	i ◎平成22年度において、情報セキュリティ基盤技術に関する研究開発のための経費（(独)情報通信研究機構運営費交付金32,500百万円の内数）を措置した。
	経済産業省	i ◎平成21年度において、情報セキュリティに係る脅威が急速に変化・拡大している状況を踏まえ、情報セキュリティに係る根本的な問題解決等を図るための中長期的な視点に立った研究開発等を実施した。22年度においては、21年度の成果を踏まえ、情報セキュリティに係る研究開発等を実施するとともに、システムLSIに係る国際水準のセキュリティ評価・認証体制の整備（23年度完了予定）を継続する。
		ii ◎平成21年度において、企業における安全な情報資産管理や事業継続等の促進をする情報セキュリティガバナンスの確立に向けた「情報セキュリティガバナンス導入ガイダンス」等、各種ガイダンスを取りまとめて公表した。22年度においては、ガイダンス等の更なる普及に向けた取組を推進する。
第6 テロの脅威等への対処		
1 テロに強い社会の構築		
① 国民の理解と協力を基盤とした総合的なテロ対策の推進	内閣官房	i ◎「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」や「国際テロ対策幹事会」等により、関係省庁が緊密に連携して総合的なテロ対策を推進している。また、所管省庁を通じ、国民や事業者、地方自治体等の理解や協力を得ながら、各種テロ対策を実施している。
		ii ○我が国として、どのようなテロ法制の整備が必要かについて、諸外国の法制度等も研究しながら検討している。
		iii ◎2010年APECにおけるテロ対策等の安全対策に万全を期するため、平成21年11月に内閣に設置された「日本APEC準備会議」において、関係省庁が緊密に連携しながら、政府一体、官民一体となったテロ対策等を推進している。
② 外国人集住コミュニティの住民団体等との連携の強化（再掲）	警察庁	i ◎（再掲：第3-4-②-警- i）外国人集住地域総合対策の推進。
		ii ◎（再掲：第3-4-②-警- ii）平成22年度における外国人集住地域総合対策の推進に要する経費の措置。
	法務省	i ◎（再掲：第3-4-②-法- i）関係機関との迅速・的確な情報交換の実施。
③ 国際社会におけるテロ対策協力・支援の強化	警察庁	i ◎平成21年6月、11か国から12人を招へいして「国際テロ事件捜査セミナー」（JICA課題別研修）を開催した。
		ii ◎平成21年2月、4月及び11月にイタリアで、22年2月及び4月にカナダで、それぞれ開催された「G8ローマ/リヨン・グループ会合」に警察庁幹部が出席し、国際テロ対策について議論を行うなど積極的に関与した。
		iii ◎平成21年5月にベトナム・ハノイで開催されたASEANAPOL（ASEAN警察長官会合）に警察庁次長が出席し、国際テロ関連ウェブサイトに関する情報共有の枠組みについて提案を行い、参加国の同意を得た。
		iv ◎平成21年7月に開催された日韓テロ協議に警察庁幹部が出席し、国際テロ対策について議論を行うなど積極的に関与した。
		v ◎平成22年3月、警察庁長官が韓国を訪問して同国警察庁長との間で意見交換を行い、日本APEC首脳会議等及びソウルG20首脳会議等が安全かつ円滑に開催されるよう、情報交換の実施等相互に協力すること等について一致した。
		vi ◎平成21年12月に開催された日米豪テロ対策総合協議に警察庁幹部が出席し、東南アジアテロ情勢に関する情報やテロ対策に関する認識を共有するとともに、キャバシティ・ビルディングの在り方等について協議・政策調整を図った。
	法務省	i ◎G8ローマ/リヨン・グループに参加し、G8における国際テロ対策の議論に積極的に関与している。

施策名	省庁名	実施状況	
		ii	◎平成21年6月にイタリアで開催された国連テロ対策専門家会合に出席し、関連情報の収集・共有に努めた。
		iii	◎(再掲:第4-4-④-法一i)薬物犯罪及びテロ犯罪に対する効果的な対策及び国際協力の推進。
		iv	◎「ベトナム最高人民検察院犯罪学研究センター」設立に寄与するため、日本の犯罪学・刑事政策の研究機関の組織・研究手法等や犯罪白書公刊の実際について学ぶほか、刑事統計データの集積・分析方法等についての知識を習得することを目的とし、ベトナム最高人民検察院検事らを招へいして、平成20年6月、「犯罪学研究」を実施した。
		v	◎ベトナム最高人民検察院検事らを招へいして、平成21年3月、「刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究」を実施し、同年10月には、市場経済化により複雑化する犯罪情勢に対応し得る刑事訴訟制度の確立を目指す研修を実施した。さらに、22年6月には、「ベトナムの刑事訴訟法及び検察院組織法の改正の動向」に関する共同研究を実施した。引き続き、本年12月頃に、同検察院検事らを招へいして、ベトナム刑事訴訟法改正に向けた研修を実施予定。
		vi	◎出入国管理セミナーを昭和62年度から毎年度実施し、東南アジアを中心とする国・地域の出入国管理行政に関する意見交換・情報交換を行い、テロリストの入国阻止方策を含む、参加各国の効果的な出入国管理政策立案及び効果的な行政運用の実現に寄与している。
		公安調査庁	i
	外務省	i	◎毎年開催されているG8テロ・国際組織犯罪専門家会合及びテロ対策行動グループ会合に参加している。平成22年は議長国カナダの下、国際テロ対策強化及び効果的な途上国へのテロ対策キャパシティ・ビルディング支援についての議論に貢献している。
		ii	◎途上国に対するテロ対策関連能力向上支援として、出入国管理、航空保安、海上・港湾保安、税関協力、輸出管理・不拡散、法執行、テロ資金対策、CBRNテロ対策、テロ防止関連諸条約締結促進等、幅広い分野で研修員受入れ、専門家派遣、機材供与等を実施している。
		iii	◎平成21年9月、ベトナム北部最大のコンテナ取扱量を誇るハイフォン港に、銃火器・麻薬等の摘発能力強化のためのコンテナ貨物検査用の大型X線貨物検査機材及び関連施設を導入するため、8.61億円の供与を決定したほか、22年3月には、ウズベキスタン共和国のアフガニスタン国境及びタジキスタン国境に隣接する国境税関事務所の銃火器、麻薬等の密輸入の摘発や取締り能力の強化のための車載型の大型貨物用X線検査機材を導入するため、4.67億円の供与を決定するなど、開発途上国におけるテロ対策協力を実施している。
		iv	◎平成22年3月、東京において、日シンガポール共同APECセミナー「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」を開催した。我が国が議長を務め、18のAPECメンバー・エコノミー及びUNODCが参加し、海上貿易保全におけるテロの脅威や脆弱性についての現状認識をするとともに、多国間のプログラムやイニシアティブ及び国際的な法的枠組み等の海上貿易の安全を高めるための既存の施策について横断的かつ包括的な視点で議論し、参加各国の対策能力向上に貢献した。
	国土交通省	i	◎平成21年8月、航空保安セミナー(JICA集団研修)のフォローアップセミナーをJICAと協力して実施した。また、日ASEAN交通連携プロジェクトの航空保安ワークショップを実施し、国際的な航空保安体制強化への協力を行っている。
		ii	◎日ASEAN交通連携の下で、日ASEAN港湾保安共同訓練及び日ASEAN港湾保安専門家会合を実施している。
	海上保安庁	i	◎平成21年9月に行われた第10回北太平洋海上保安サミットの海上セキュリティワーキンググループに議長として参加し、具体的な連携・協力方策についての検討を行った。
		ii	◎平成22年3月に行われた北太平洋海上保安フォーラム専門家会合の海上セキュリティワーキンググループに議長として参加し、各国の海上セキュリティに係る情報交換等を行った。
	防衛省	i	◎旧テロ対策特措法及び補給支援特措法に基づき、平成13年12月より途中の中断をはさみながら、約8年にわたりインド洋においてテロ対策に取り組む各国艦艇に補給支援を行った。(補給支援特措法の失効に伴い平成22年1月15日をもって活動を終了)
<b>2 水際対策の強化</b>			
① 空港・港湾危機管理(担当)官を中心とした水際危機管理体制の強化	内閣官房	i	◎重要な国際空港(2)・港湾(6)に設置した空港・港湾危機管理官により、当該空港・港湾における事態対応訓練等を逐次実施するとともに、保安委員会等において必要な調整等を推進している。
		ii	◎その他の国際空港(27)・港湾(118)においては、管轄警察機関等から指名された空港・港湾危機管理担当官により、訓練・調整等を逐次実施している。
		iii	◎内閣官房に設置した「空港・港湾水際危機管理チーム」の会合を適宜行い、必要な情報共有、対応体制の確認等を実施している。

施策名	省庁名	実施状況		
	警察庁	i ◎テロ等の事案発生時における関係機関相互の緊密な連携の強化及び事案対処能力の向上を図るため、空港・港湾危機管理(担当)官を中心として、不法侵入事案対応訓練を始めとする関係機関との各種合同訓練を、平成22年1月から同年3月までの間、空港において21回、港湾において16回、それぞれ実施した。		
	法務省	i ◎平成22年度において、厳格かつ円滑な出入国審査の推進のための経費(1,821百万円)を措置するとともに、入国審査官の増員(147人)を措置した。また、大幅な拡張を控えた羽田空港における水際の摘発・収容等退去強制手続体制の強化のために入国警備官の増員(20人)を措置した。		
		ii ◎各空海港において、テロ事案、新型インフルエンザ対策等を想定した合同訓練を実施した。		
	財務省	i ◎関係機関と合同訓練を実施するなど連携強化を図っている。		
	国土交通省	i ◎港湾や空港におけるテロ対策等の合同訓練を実施するとともに、水際危機管理チームや港湾・空港保安委員会において、情報共有を図るなど、関係機関との連携を強化している。		
	海上保安庁	i ◎各港湾において関係機関と連携して、水際対策訓練等を随時実施している。 ii ◎平成22年度において、警備情報収集・分析体制の強化等のための経費、管区警備情報課の設置及び増員を措置した。		
② 情報収集の強化及び出入国管理関係法令の適切かつ厳格な運用	法務省	i ◎個人識別情報等によって判明した上陸拒否事由に該当する者に対しては、引き続き、厳格な上陸審査を実施している。また、テロ行為等を行うおそれのある者に対しては、退去強制手続を執ることとしている。 ii ◎平成21年5月下旬から約6か月、タイのバンコク国際空港にリエゾン・オフィサーを派遣し、本邦向け航空機等に搭乗する外国人の旅券についての航空会社職員に対する助言及び出入国管理に関する情報収集を行った。		
③ 事前報告情報等の効果的活用・資機材の整備等	法務省	i ◎乗員上陸許可書を所持する外国人が、乗員上陸の許可を受けた者本人であるか否かを即時に確認するため、平成22年1月から、当該外国人に対して乗員上陸許可書に加えて、顔写真が貼付されている旅券又は乗員手帳の携帯・提示を義務付ける措置を開始した。		
		ii ◎当局の事前旅客情報システム(APIS)のシステム改修を行い、平成22年2月に空港シングル・ウィンドウ化を実現し運用している。		
		iii ◎偽変造文書鑑識技術者を対象とした偽変造文書鑑識技術者研修及び偽変造文書鑑識機器を設置した海空港職員に対する鑑識機器研修を実施した。		
		iv ◎上陸審査時に提供される指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないかの確認を実施している。また、入国審査官は、ディスプレイ上で指の腹に異物があるかないかなどを確認している。		
		v ◎平成21年8月からは、ICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を入国審査に活用し、テロの未然防止を図っている。		
④ 海上警備・沿岸警備の強化(再掲)	内閣府	i ◎(再掲:第3-1-1-①-府農- i)漁業取締船による取締活動及び関係機関への迅速な情報提供の実施。		
	農林水産省			
	警察庁	i ◎(再掲:第3-1-1-①-警- i)沿岸地域における警戒活動の実施。		
	法務省	i ◎(再掲:第3-1-1-①-法- i)船舶による不法出入国対策の強化。		
	財務省	i ◎(再掲:第3-1-1-①-財- i)MOUを締結した国内の関連業界団体に対する不審情報の提供依頼。 ii ◎(再掲:第3-1-1-①-財- ii)監視艇を活用した離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集の積極的な実施。		
		海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-1-①-海- i)関係機関等との合同パトロール、警戒活動等の実施。 ii ◎(再掲:第3-1-1-①-海- ii)海上警察力充実強化のための措置。 iii ◎我が国においてAPECが全国各地で開催されることに伴い、平成21年11月から「海上保安庁APEC海上警備対策準備本部」を設置し、体制を強化した上で所要の警備を進めている。	
	防衛省	i ◎(再掲:第3-1-1-①-防- i)艦艇や航空機による警戒監視活動の実施及び海上保安庁との共同訓練の実施。		
	⑤ 改正SOLAS条約を踏まえた港湾及び船舶の保安対策の推進(再掲)	国土交通省	i ◎(再掲:第3-1-2-①-国- i)国際航海船舶の検査を実施し、船舶保安証書を交付。 ii ◎(再掲:第3-1-2-①-国- ii)ポートステートコントロールの体制整備等海事保安体制の整備・強化のための経費の措置。 iii ◎(再掲:第3-1-2-①-国- iii)保安規程の承認を受けた国際埠頭施設の立入検査の実施。	
			海上保安庁	i ◎(再掲:第3-1-2-②-海- i)船舶及び港湾施設等に対するテロ防止措置の実施。 ii ◎(再掲:第3-1-2-②-海- ii)事前入港通報に対応するための経費の措置。
3 テロの手段を封じ込める対策の強化				
① NBCテロ等に使用されるおそれのある各種物質の管理体制等の強化	警察庁	i ◎IAEAにおいて、核セキュリティ基本文書等の策定及び改訂を進めているところ、核物質等の適切な管理・防護の在り方について、関係省庁連絡会に参加し、検討を行っている。		
		ii ◎原子炉等規制法に基づき、経済産業省及び文部科学省と連携して、原子力施設に対する立入検査を実施している。		

施策名	省庁名	実施状況
		iii ◎感染症予防法に基づき、厚生労働省と連携して、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施している。
	文部科学省	i ◎核物質又は放射性同位元素の取扱事業者に対して原子炉等規制法又は放射線障害防止法に基づき適切に検査を実施するとともに、保管・管理の徹底等を指導している。また、放射性同位元素については、IAEAの行動規範に基づいて、放射性同位元素の厳格な管理のため、放射線源登録制度を平成21年8月から試行的に開始している。
	厚生労働省	i ◎最新の知見に基づき毒物及び劇物の指定の見直しを行っている。また、毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査を適時適切に実施するとともに、違反事業者については、再度の立入検査等により違反の確実な改善が図られるよう各都道府県に対して指導を行っている。
		ii ◎国民保護法に基づく病原体等に関する調査について、引き続き、内閣官房に協力していく。
		iii ◎平成20年度以降、特定病原体等取扱施設に対して立入検査等を実施している。22年度も引き続き、立入検査を実施する。
	農林水産省	i ◎都道府県及び関連業界団体等に対し、NBCテロ等に使用されるおそれのある物質の販売時に不審な点がある場合やネット販売を行う場合には、用途及び本人確認を徹底するなどの協力を依頼した。
	経済産業省	i ◎NBCテロ等に使用されるおそれのある生物剤について、取扱事業者を対象とした保管・管理の徹底等を要請している。
		ii ◎平成22年度において、従来の化学兵器禁止法の規制に係る取組のほか、事業者におけるテロ対策への取組の推進等も含めた調査費(35百万円)を措置した。
② マネー・ローンダリングに対する厳正な処分の推進(再掲)	警察庁	i ◎〔再掲:第4-2-①-警- i〕組織的犯罪処罰法・麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙。
	法務省	i ◎〔再掲:第4-2-①-法- i〕各種法令の積極的な活用等による厳正な科刑の実現・犯罪収益等の的確な剥奪。
		ii ◎〔再掲:第1-3-①-法- v〕平成22年度における国際・組織犯罪等対策経費の措置。
③ 犯罪収益移転防止法の履行に係る特定事業者への指導監督の強化(再掲)	金融庁	
	警察庁	i ◎〔再掲:第4-2-②-金警財国- i〕特定事業者に対する説明会等の実施。
	財務省	
	国土交通省	
	金融庁	i ◎〔再掲:第4-2-②-金- i〕犯罪収益移転防止法に基づく本人確認及び疑わしい取引の届出を的確に行うための銀行等の内部管理態勢の検査・監督。
		ii ◎〔再掲:第4-2-②-金- ii〕「疑わしい取引の参考事例」の追加。
	警察庁	i ◎〔再掲:第4-2-②-警- i〕特定事業者に対する行政調査等の実施。
	総務省	i ◎〔再掲:第4-2-②-総- i〕犯罪収益移転防止法に基づく、電話受付代行業者への指導・監督の実施。
	法務省	i ◎〔再掲:第4-2-②-法- i〕犯罪収益移転防止法の運用・解釈に関する日本司法書士会連合会への周知。
	厚生労働省	i ◎〔再掲:第4-2-②-厚- i〕労働金庫に対する検査・監督の実施。
	農林水産省	i ◎〔再掲:第4-2-②-農- i〕農・漁協系統金融機関(農協、漁協、信農連、信漁連及び農林中金)に対する検査・監督の実施。
	農林水産省	i ◎〔再掲:第4-2-②-経農- i〕商品先物取引業界の振興団体及び自主規制団体に対する所属会員への周知徹底の要請。
	経済産業省	i ◎〔再掲:第4-2-②-経- i〕犯罪収益が疑われる者の業界への周知及び特定事業者に対する指導の実施。
	国土交通省	i ◎〔再掲:第4-2-②-国- i〕宅地建物取引業者向けのQ&Aの作成・公開。
		ii ◎〔再掲:第4-2-②-国- ii〕不動産業監視官の設置。
④ FIUの充実・強化(再掲)	警察庁	i ◎〔再掲:第4-2-③-警外- i〕情報交換枠組みの締結推進。
	外務省	
⑤ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化(再掲)	警察庁	i ◎〔再掲:第4-2-④-警- i〕情報提供先機関との連携強化。
⑥ FATF相互審査を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化(再掲)	金融庁	
	警察庁	i ◎〔再掲:第4-2-⑤-金警法外財- i〕関係省庁連絡会議等における対日相互審査のフォローアップの実施。
	法務省	
	外務省	
	財務省	
	警察庁	i ◎〔再掲:第4-2-⑤-警- i〕「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」の設置。
4 情報機能等の強化及び違法行為の取締りの徹底		

施策名	省庁名	実施状況	
① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化	内閣官房	i	◎平成20年度、内閣情報会議の構成員に内閣官房副長官補(内政、外政、安全保障・危機管理)を加え、情報部門と政策部門の連携を強化したところであるが、引き続き、原則として年2回上記内閣情報会議を開催している。
		ii	◎平成20年度、従来の情報コミュニティである内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省に加え、拡大情報コミュニティとして金融庁、財務省、経済産業省及び海上保安庁を参加させることとし、政府の中の情報をより効果的に活用し共有する体制を強化したところであるが、引き続き、原則として年2回上記内閣情報会議を開催している。
		iii	◎内閣情報会議を踏まえ、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査を行った。
		iiii	◎平成20年度に設置された内閣情報分析官が、各省庁から提供される情報等、政府部内のあらゆる情報を活用しつつ、総合的な分析を行い、官邸幹部及び関係各省庁に対し高度の分析結果を報告している。
	警察庁	i	◎平成22年1月、数か国のテロ対策担当者を招へいし、地域テロ対策協議を開催するなど、外国治安情報機関等との情報交換を推進した。
		ii	◎爆発物原料販売事業者、旅館・ホテル業者等の各種事業者に対し、不審情報の通報を依頼するなどの働き掛けを行っている。特に、爆発物原料については、厚生労働省、経済産業省及び農林水産省と連携し、販売事業者に対して、販売の記録を記載した書面の保存の指導・要請や保管管理に関する指導等につき働き掛けを行った。
		iii	◎2010年APEC首脳会議等に向けて、テロの未然防止を図るべく、情報の収集・分析を推進しており、平成22年度において、捜査員の活動に要する経費(480百万円)及び効果的な情報収集・分析に要する経費(199百万円)を措置した。
	公安調査庁	i	◎平成22年度において、テロの未然防止のための情報収集及び分析機能の強化を図るための経費(128百万円)を措置した。
		ii	◎外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、国内外の関係機関との協力態勢を一層強化しているほか、国内において、国際テロ組織とのかかわりが疑われる人物や組織の有無等に関する情報の収集・分析に努め、得られた情報や分析結果を適時適切に政府・関係機関に提供している。
		iii	◎国際テロ情勢の分析に資する継続的な調査研究を実施するなどして、分析機能の充実強化に努めるとともに、平成21年4月には、国際テロに関する基礎資料として「国際テロリズム要覧」を作成し、政府・関係機関等に配布した。
		iv	◎2010年APEC関連会合の安全な開催に寄与するため、平成21年11月に、「日本APEC関連特別調査本部」を設置し、テロの未然防止の観点から情報収集・分析体制を強化している。
	外務省	i	◎情報コミュニティと連携を図りながら、在外公館のネットワーク等を通じて、広範な情報を収集するとともに、有識者の知見も活用しつつ、関連情報の分析・調査を行った。
	文部科学省	i	◎放射性物質の取扱事業者に対し、法令に基づいた譲渡譲受制限の遵守の徹底を指導するとともに、放射性物質の分析機関等に対し、規制に抵触するおそれのある放射性物質が見つかった際に当省への報告を求める要請文を平成21年1月28日、2月12日、2月17日に発出した。
	厚生労働省	i	◎毒劇物の譲渡手続及び交付制限の遵守等、適切な保管管理の徹底等について、毒物劇物業者等に対する指導徹底を各都道府県等に要請している。特に爆発物の原料となり得る化学物質については、不審な者に対する販売の差し控え等、適正な販売を営業者に対して指導するよう、平成21年12月に各都道府県等に通知した。
		ii	○医療機関における化学剤及び放射性同位元素の保管管理に係る仕組みの構築に関する検討について、内閣官房に協力していく。
		iii	◎都道府県及び関係業界団体に対し、旅館等の営業者に、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客についてはその旅券の写しの保管を求める旨周知した。
		iv	◎平成20年度以降、特定病原体等取扱施設に対して、立入検査等を実施している。22年度も引き続き、立入検査を実施する。また、警察等から病原体等の管理の徹底に関する要請等があった際には、病原体等取扱施設に対し、改めて適切な管理を指導するとともに、万一、事故等が確認された際には適切な措置を講ずるよう要請している。
	農林水産省	i	◎(再掲:第6-3-①-農-i)都道府県及び関連業界団体への協力依頼の実施。
	経済産業省	i	◎(再掲:第6-3-①-経-i)NBCテロ等に使用されるおそれのある生物剤の取扱事業者へ保管・管理の徹底等を要請。
		ii	◎原子炉等規制法に基づき策定が義務付けられている核物質防護規定に従い、原子力事業者は緊急時対応計画を定め、異常な事象が認められた際に速やかに関係機関へ連絡する体制を整備している。
国土交通省	i	◎宿泊関係団体に対し、日本国内に住所を有しない外国人宿泊客についてはその旅券の写しの保管を求める旨を傘下会員に周知するよう要請した。	
海上保安庁	i	◎(再掲:第6-2-①-海-ii)警備情報収集・分析体制の強化等。	
② カウンターインテリジェンス機能の強化	内閣官房	i	◎内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターにおいて、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集及び分析を行い、その成果を各省庁に配布している。

施策名	省庁名	実施状況	
		ii	◎「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づく特別管理秘密制度に関し、各省庁における運用の状況の把握を行っている。
		iii	◎内閣官房の職員に対し、カウンターインテリジェンス意識の啓発を図るための研修を実施している。
		iv	◎各省庁における職員のカウンターインテリジェンス意識の啓発及び特別管理秘密取扱職員に対する研修を支援するため、カウンターインテリジェンス・センターにおいて教材を作成し、各省庁に配布した。
		警察庁	i
	ii		◎平成20年4月に体制を整備し、カウンターインテリジェンスに係る情報の収集並びに職員に対する意識啓発及び指導を推進している。
	iii		◎平成20年度から各種研修の場で、カウンターインテリジェンスに関する講義を実施しているほか、警察庁WANシステム電子掲示板を活用し、職員の意識啓発や制度の周知徹底に努めた。
	公安調査庁	i	◎平成22年度において、カウンターインテリジェンス関連の情報収集及び情報防護体制を強化するための経費(14百万円)を措置した。
		ii	◎我が国の公共の安全に影響を及ぼす外国機関の我が国に対する情報収集活動の実態解明に向け、国内外の関係機関との連携を強化しつつ、関連情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時適切に政府・関係機関に提供している。
		iii	◎平成20年度において、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、カウンターインテリジェンスに関する庁内の管理責任体制を確立したほか、特別管理秘密に係る基準についても、関連規程の整備を実施した。上記特別管理秘密に係る基準の運用が開始された21年度においては、特別管理秘密取扱者に対する研修を実施するなど、同基準の適正な運用に努め、22年度においても、その取組を継続する。
		iv	◎平成20年度以降、研修所で実施する各種研修等において、情報保全(カウンターインテリジェンスや情報セキュリティを含む。)に関する講義を設け、職員の意識向上や遵守事項の周知徹底に努めており、22年度においても、その取組を継続する。
	外務省	i	◎平成19年8月、大臣官房総務課の下に情報防護対策室を設置し、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案を行うとともに、関連内規の整備、研修の強化、パソコン、携帯電話からの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施している。
		ii	◎平成19年度及び20年度において、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、関連内規の改正等を通じ、情報収集・共有、事案対処等の体制整備に加え、関連研修の強化を行った。
		iii	◎平成21年度から、政府統一基準に基づき、特別管理秘密制度の運用を開始したほか、各種研修を通じた省員の意識啓発、各種資機材の導入による物理面の対策強化に努めている。
	海上保安庁 防衛省	i	◎平成22年度において、秘密情報保全体制の強化のための経費を措置した。
i		◎平成21年3月に、防衛省におけるカウンターインテリジェンスに関する方針を策定するとともに、カウンターインテリジェンス情報を集約・共有することを目的として、防衛省カウンターインテリジェンス委員会を設置した。	
ii		◎平成21年4月から、政府統一基準に基づき、特別管理秘密の制度の運用を開始した。	
		iii	◎平成21年8月に、カウンターインテリジェンスに関する情報の効果的な収集・共有を図るため、これまで各自衛隊に設置されていた情報保全隊を統合し、自衛隊情報保全隊を新編するとともに、所要の増員を措置した。22年度においても、所要の増員を措置する予定。
		i	◎極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りを徹底するよう、都道府県警察に対して指導等を行うとともに、平成22年度において、各種情報収集用資機材の整備に係る経費(114百万円)を措置した。
③ 極左暴力集団、右翼、国際テロ組織等による違法行為の取締りの徹底	警察庁	i	◎(再掲:第6-2-①-海-ii)警備情報収集・分析体制の強化等。
5 重要施設等の警戒警備及び対処能力の強化	海上保安庁	i	◎(再掲:第6-2-①-海-ii)警備情報収集・分析体制の強化等。
① テロ等の未然防止のための重要施設・要人等の警戒警備の強化	警察庁	i	◎機動隊等による政府関連施設等の重要施設の警戒警備を徹底するとともに、国及び地域レベルにおいて開催される鉄道テロ対策連絡会議等を通じて、事業者等への働き掛けを実施し、自主警備態勢の強化を図った。また、平成21年12月の米旅客機に対するテロ未遂事件を受け、空港等重要施設への警戒警備を徹底した。
		ii	◎平成20年12月4日の副大臣会議における各省庁申合せを踏まえ、平素から各省庁との連絡態勢を整備するとともに、情勢に応じて必要な警戒警備の実施を推進した。

施策名	省庁名	実施状況	
		iii	◎原子炉等規制法に基づき、経済産業省及び文部科学省と連携して、原子力施設に対する立入検査を実施し、核物質防護の強化を図った。
		iv	◎感染症予防法に基づき、厚生労働省と連携して、特定病原体等所持者等の事務所又は事業所に対する立入検査を実施し、生物テロの未然防止を図った。
		v	◎2010年APECの安全確保に万全を期すべく、平成21年11月、警察庁に「2010年APEC警備対策委員会」を設置し、首脳会議開催地である横浜市を管轄する神奈川県警察を始め、全国警察の総力を挙げて、テロ等違法行為に係る未然防止対策の強化等の取組を推進している。22年度において、APECの警戒警備に必要な資機材や警備部隊の活動等に要する経費(9,832百万円)を措置した。
	文部科学省	i	◎外国より要人等が来日する際、放射性物質の取扱事業者に対し、管理体制の強化・徹底を改めて呼び掛ける通知を发出している。また、特定の原子力施設においては、原子炉等規制法に基づいた防護措置を義務付けるとともに、当該防護措置の遵守状況等に係る検査を実施している。
		ii	◎核不拡散上機微な物質を取り扱っている施設につき、核物質の監視及び核物質の計量管理等を行っている。
	経済産業省	i	◎要人等の来日の際、原子力施設等を管理する関係事業者に対して、保安管理の徹底を実施するよう要請し、自主警備態勢の強化を図っている。また、防護措置の実効性を監視するために、定期的(年1回)に核物質防護検査を実施しており、今後も引き続き実施していく。
	国土交通省	i	◎警察等関係機関との連携強化及び空港の外周フェンス等へのセンサー設置及び増設等により警戒警備態勢を強化している。
	海上保安庁	i	◎臨海部における原子力施設、米軍施設、国際空港等について、必要に応じた警戒を実施し、要人の臨海部及び海上への進出があれば、所要の警備を実施している。
		ii	◎(再掲:第6-2-④-海-iii)2010年APEC開催へ向けた対応。
	② 交通機関のテロ対策の推進	国土交通省	i
		ii	◎鉄道において、テロに使用される可能性のある爆発物を検知するシステム等、鉄道テロ対策に資する新しい技術の活用の可能性について、鉄道駅における実証実験を含めて調査・検討を実施している。
		iii	◎空港設備管理者に、空港の外周フェンス等へのセンサー設置及び増設等による空港警備の強化を、航空関係事業者にも、航空保安対策の強化・徹底を指示している。
③ 緊急事態への対処能力の強化	警察庁	i	◎平成22年度において、緊急事態への対処態勢の強化を図るべく、SAT、NBCテロ対応専門部隊等の機能強化に資する装備資機材の整備に係る経費(393百万円)を措置した。
		ii	◎緊急事態への機動隊等の対処能力の向上を図るため、NBCテロ対応専門部隊等において、爆発物処理資機材や生物・化学剤検知資機材の習熟訓練を実施したほか、消防、海上保安庁、海外治安機関等との各種合同訓練を実施した。
	消防庁	i	◎平成21年度において、地方公共団体等における緊急事態への対処能力を強化するため、14県において具体的なテロ事案を想定した国民保護共同訓練を実施した。22年度においても、同事業に係る経費(83百万円)を措置した。
		ii	◎人命救助体制の強化を図るため、高度な技術・資機材を有する特別高度救助隊及び高度救助隊を整備している。また、大型除染システム、化学剤検知器及び生物剤検知器等の資機材を国において整備し、特別高度救助隊及び高度救助隊に配備している。
	海上保安庁	i	◎平成22年度において、巡視船艇30隻(うち継続19隻)、航空機12機(うち継続9機)等を整備することとしている。
	防衛省	i	◎平成22年度において、ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費(91,244百万円)を措置した。
		ii	◎平成22年度において、NBC兵器による攻撃への対処能力の強化のため、装備資機材の整備、訓練等に係る経費(9,019百万円)を措置した。
		iii	◎大規模・特殊災害への対応のため、装備資機材を整備するとともに、自衛隊統合防災演習等の災害対処訓練を実施している。
6 サイバーテロ対策・サイバーインテリジェンス対策			
① サイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策の強化	内閣官房	i	◎サイバーテロ、サイバーインテリジェンス対策のため、サイバー攻撃に係る情報収集・分析等を行っている。
		ii	◎「大規模サイバー攻撃事態等への初動対処について(平成22年3月19日内閣危機管理監決裁)」を策定し、大規模サイバー攻撃事態等の発生時における政府の初動対処態勢の充実強化を図った。
	警察庁	i	◎平成21年7月における米国・韓国に対するサイバー攻撃事案に関して韓国と連携したほか、22年3月には警察庁長官が韓国を訪問して同国警察庁長との間で意見交換を行い、サイバーテロに関する両国の協力関係強化を確認するなど、サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策のため、国内外の治安関係機関との情報交換を実施するなど、情報の収集・分析等を行っている。

施策名	省庁名	実施状況	
		ii ◎サイバーテロ・サイバーインテリジェンス対策に従事する警察職員の技能向上のため、警察学校、民間企業等における教育訓練等を実施している。	
		iii ◎（再掲：第5-3-①-警-x v）リアルタイム検知ネットワークシステムの更新・高度化を実施し、運用を開始。	
		iv ◎（再掲：第5-3-①-警-x iii）FIRSTの技術会合に出席し、参加機関との情報共有等を実施。	
		v ◎（再掲：第5-3-①-警-x iv）FIRST参加等に係る経費を措置。	
	公安調査庁	i ◎政府のサイバーテロ・サイバーインテリジェンスに関する対策に資する関連情報を収集する態勢の強化に向け、外国関係機関との連携、情報交換を緊密に行うなど、これら機関との協力態勢の強化に努めている。 ii ◎サイバー空間におけるテロの予兆等の早期把握を可能とする態勢の整備に向け、公安調査官を対象に、外部有識者による技術的な内容の講義を含めた各種研修を実施している。	
防衛省	i ◎防衛省の保有する情報システムに対するサイバー攻撃等に関する脅威・影響度の分析・対処能力を更に向上させるため、ネットワークセキュリティ分析装置を研究試作するとともに、平成21年度に引き続き、不正アクセス監視・分析技術、サイバー攻撃分析技術及びアクティブ防御技術等について基礎的な研究を実施している。また、情報システムの情報保証を確保するため、サイバー攻撃及びサイバー攻撃対処に係る最新技術動向を継続的に調査するとともに、一元的な対処態勢等について調査研究を実施している。		
② 重要インフラ事業者等との更なる連携の強化	警察庁	i ◎各管区警察局等に設置されたサイバーフォース及び都道府県警察に設置されたサイバーテロ対策プロジェクトにおいて、重要インフラ事業者等への個別訪問、サイバーテロ対策協議会及びサイバーテロ対策セミナーを実施し、脆弱性に関する診断等、情報セキュリティ強化のための情報提供や指導・助言を行っている。また、重要インフラ事業者等との共同訓練等を通じ、警察への速報等対処態勢の強化に努めている。	
7 大量破壊兵器の拡散等国境を越える脅威に対する対策の強化			
① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等	内閣官房 警察庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 水産庁 経済産業省 国土交通省 海上保安庁 防衛省 警察庁	i ◎拡散に対する安全保障構想(PSI)に関し、海上阻止訓練の主催、他国主催の訓練への参加、関連会合への出席等を通じて、大量破壊兵器等の拡散防止のための我が国の取組を向上するとともに、関係国との連携を強化している。	
		i	◎平成21年10月にシンガポールで実施されたPSI(拡散に対する安全保障構想)海上阻止訓練へ、警視庁と愛知県警察のNBCテロ対応専門部隊が参加し、参加国が共同して採り得る移転及び輸送阻止のための措置を検討・実践したところであり、今後も引き続き参加することとしている。
		ii	◎平成21年3月、5月及び6月、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあるとして、外国為替及び外国貿易法により輸出が規制されている貨物を不正輸出した事件を検挙した。
		公安調査庁	i ◎平成22年度において、大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止及び拉致容疑事案への対応等のための情報収集及び分析機能の強化を図るための経費(119百万円)を措置するとともに、公安調査官の増員(34人)を措置した。 ii ◎我が国から拡散懸念国等に対する大量破壊兵器及び通常兵器の製造等への転用が可能な汎用品の不正輸出等の実態解明に向け、国内外の関係機関との連携を強化しつつ、関連情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時適切に政府・関係機関に提供している。
		外務省	i ◎5つの国際的な輸出管理レジームへの対応や、アジア輸出管理セミナーの開催等のアウトリーチを通じた輸出管理強化に貢献している。 ii ◎平成15年11月以降、アジア不拡散協議(ASTOP)を開催し、アジアにおける不拡散の取組強化について協議している。 iii ◎海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約2005年議定書の締結について、引き続き必要な検討を実施している。
		財務省 外務省 国土交通省	i ◎平成21年3月から、米国政府と協力し、横浜港南本牧ふ頭において、放射線検知施設を設置し、コンテナ内の核物質その他放射性物質の監視を行うメガポート・イニシアティブのパイロット・プロジェクトを実施している。また、22年度において、パイロット・プロジェクト実施経費を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	経済産業省	i ◎外国為替及び外国貿易法の一部改正を行い、大量破壊兵器関連物資等に係る技術取引規制の見直し、無許可の輸出・技術取引の罰則強化を行った。
		ii ◎国内外の関係機関と連携し、安全保障貿易管理を厳格に実施するほか、輸出関連企業や大学・研究機関等に対し、安全保障貿易管理制度の説明会を全国各地で開催するなど、制度の普及啓発に努めている。
		iii ◎平成22年度において、安全保障貿易管理の厳格な実施のための調査及びアジア各国に対する輸出管理制度の理解促進のための普及啓発、中小企業の自主管理体制の構築支援等のため、安全保障貿易管理事業委託費(224百万円)を措置した。また、施策実施のため、上席安全保障貿易検査官1名、安全保障貿易検査官2名の増員を措置した。
② 海賊対策の強化	海上保安庁	i ◎平成15年のPSI発足当初から総会及び専門家会合等へ職員を派遣しているほか、各国と連携した海上阻止訓練に巡視船等を派遣しており、平成21年10月のシンガポールでの海上阻止訓練には職員を派遣した。今後とも引き続き、他国との共同対処能力の練度を維持向上するため合同訓練に可能な限り参加し、関係国との共同対処能力を更に高めていくこととしている。
	内閣官房	i ◎海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定める「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」を第171回通常国会に提出し、平成21年6月に成立した。
	法務省	i ◎ソマリア沖・アデン湾における海賊対処事案についての国際会議に出席し、国内では関係各省庁と連絡を取るなどして、定期的に海賊対処事案についての情報交換を行っている。
	外務省	i ◎周辺国の取締能力向上のために国際海事機関(IMO)に14億円を拠出した。ソマリアに対しては、平成19年以降で総額1億2440万米ドルの支援を行っている。さらに、警察支援として1000万ドル、公共インフラ改修及び人道支援として2920万ドルの追加拠出を決定した。また、21年9月には、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ第4回会合において議長団を務めた。
		ii ◎平成22年度において、海賊対策に係る国際協力の推進のための国際会議参加費及び運営費等(537万円)を措置した。また、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合及び海賊対策に係る自衛隊派遣等に関する担当官を1名ずつ、合計2名の増員を措置した。
	農林水産省	i ◎我が国遠洋漁船に対し、危険海域等の情報提供及び指導を実施した。
	国土交通省	i ◎平成21年7月24日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が施行され、同月28日から同法に基づく海賊対処行動による護衛活動がアデン湾において開始された。国土交通省においては、自衛隊の海賊対処行動に係る船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施している。
	海上保安庁	i ◎東南アジア海域については、沿岸諸国の海上保安機関の能力向上のため、巡視船の派遣による連携訓練等の実施、研修生の受け入れ、専門家の派遣等の人材育成支援を中心とした取組を継続的に実施している。
		ii ◎ソマリア沖・アデン湾については、海賊対処行動の発令によりソマリア沖・アデン湾に派遣されている自衛艦に海上保安官を同乗させ、必要に応じて海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動を行うこととしている。また、周辺諸国の海上保安機関の能力向上のための取組を行うとともに、海賊対処についての国際会議への出席及び国際機関への支援を実施している。
		iii ◎平成22年度において、海賊対策のための経費(116百万円)を措置した。
	防衛省	i ◎平成21年3月に海上警備行動を発令し、アデン湾に護衛艦2隻を、5月には固定翼哨戒機P-3C2機を派遣した。また、7月に「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」が施行されたことから、海賊対処行動を発令し、同法に基づき民間船舶を護衛するとともに、引き続きP-3Cによる警戒監視活動等を実施している。22年度において、ソマリア・アデン湾における海賊対処能力の強化のための経費(5,225百万円)を措置した。
	8 北朝鮮による日本人拉致容疑事案等への対応	
① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進	内閣官房	i ◎すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、平成21年10月に新たに設置した拉致問題対策本部の下、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くしている。第1回本部会合の結果を踏まえ、平成22年度において、拉致問題対策に係る情報関係予算を中心に大幅に拡充(618百万円→1,240百万円)するとともに、事務局についても、情報関係の体制強化を図った。
② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化	警察庁	i ◎海外治安情報機関との間で、外情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換を行うとともに、外事調整指導官の指導・調整の下での実務担当者による積極的な情報交換を実施するなど緊密な連携を図ることにより、情報収集・分析体制の強化を図っている。
	公安調査庁	i ◎〔再掲：第6-7-①-公安-i〕平成22年度における情報収集及び分析機能の強化を図るための経費及び公安調査官の増員を措置。
ii ◎日本人拉致問題等の解明に向け、拉致被害者の安否・動静等に関する情報や北朝鮮の動向に関する情報の収集・分析に努めるとともに、得られた情報や分析結果を適時適切に政府・関係機関に提供している。		

施策名	省庁名	実施状況
③ 拉致問題の解決に向けた外交交渉の継続	海上保安庁	i ◎(再掲:第6-2-①-海-ii)警備情報収集・分析体制の強化等。
	外務省	i ◎平成20年6月及び8月、日朝実務者協議を実施し、拉致問題に関する全面的な調査のやり直しの具体的態様につき合意がなされた。同合意に基づいた調査の早期開始を、北朝鮮側に対して強く働き掛けている。
		ii ◎平成21年11月、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議(拉致問題への言及を含む。)が国連総会第3委員会にて採択され(5年連続5回目)、12月中旬、同総会本会議で採択された。
④ 北朝鮮による人権侵害問題に関する啓発活動の推進	法務省	iii ◎平成22年3月、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について調査・報告を行うとの北朝鮮人権状況特別報告者のマンデートを1年間延長する決議(日本とEUが共同で提出)が人権理事会で採択された。
		i ◎内閣官房拉致問題対策本部作成の「民間と連携した広報活動」のポスター・チラシを各法務局・地方法務局へ配布し、来庁者の目に入りやすい場所に掲示するなど効果的な広報活動の実施を依頼した。
第7 治安再生のための基盤整備	各省庁	ii ◎平成21年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間において同週間の周知ポスターを掲示し、インターネットバナー広告を実施した。
		i ◎平成21年の北朝鮮人権啓発週間(12月10日～16日)において広報ポスターの掲示や広報チラシの配布等、各種広報を実施している。
1 人的・物的基盤の強化		
① 地方警察官等の増員	警察庁	i ◎平成22年度において、科学捜査力の充実を図るための警察署鑑識体制の強化及び一層緻密かつ適正な検視業務を推進するための体制強化を図るため、地方警察官の増員(868人)を措置した。また、平成22年度において、警察庁職員等の増員(180人)を措置した。このほか、約10,900人の退職警察職員を交番相談員、警察安全相談員、スクールサポーター等の非常勤職員として活用している。
② 治安関係職員の増員	法務省	ii ◎平成22年度において、地方警察官及び警察庁職員等の増員に係る経費を措置した。
		i ◎平成22年度において、刑事施設の保安警備・処遇体制の充実強化等、少年院の教育処遇体制及び少年鑑別所の観護処遇体制の充実強化等のため、刑事施設639人、少年院37人、少年鑑別所21人の増員が措置された。
		ii ◎平成22年度において、検察体制の充実強化のため、検察庁職員の増員(288人)を措置した。
		iii ◎平成22年度において、更生保護制度の充実強化のため、保護観察官の増員(68人)を措置した。
	公安調査庁	iv ◎平成22年度において、出入国審査の一層の厳格化、不法入国・不法滞在者の更なる縮減等を図るため、入国管理官署職員の増員(入国審査官187人、入国警備官20人)を措置した。
		i ◎(再掲:第6-7-①-公安-i)平成22年度における公安調査官の増員を措置。
	財務省	i ◎平成22年度において、水際における治安対策の強化を図るため、税関職員の増員(255名)を措置した。
	外務省	i ◎平成22年度において、外国人犯罪件数の45%を占める中国人(国籍別第1位、平成21年度上半期統計)に対する査証審査体制の強化等のため、在中国公館を中心とした増員(6名)を措置した。
	国土交通省	i ◎平成22年度において、港湾における保安体制を確保し、水際対策の強化を図るため、地方整備局の港湾事務所等に配置される港湾保安調査官の増員(8名)を措置した。これにより、担務する施設数が多大な港湾事務所等や遠距離の港湾を担務する港湾事務所等における保安体制の充実強化を図った。
	海上保安庁	i ◎平成22年度において、巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化、北朝鮮問題に対応するための体制強化、海賊・武装強盗事案対策体制の強化等、海上における治安対策を強化するため現場要員等の増員(229人)を措置した。
厚生労働省	i ◎(再掲:第4-4-①-厚-i)麻薬取締官の増員。	
③ 保護司活動の基盤整備	法務省	i ◎平成22年度において、保護司候補者検討協議会の設置経費(27百万円)を措置した(全国450か所)。
		ii ◎平成20年度から更生保護活動サポートセンターの適正な運営を実施しているところ、22年度において、同センターの運営経費(27百万円)を措置した。
④ 現場執行力の強化に向けた教育の推進	警察庁	i ◎平成22年度において、第一線における執行力強化のため、実戦的な教育訓練の充実に必要な資機材の整備に係る経費(46百万円)を措置した。
		ii ◎平成21年4月、ロールプレイング方式による現場対応措置及び指揮訓練の実施要領等を策定し、全国警察に対して同訓練の推進について指示した。
	海上保安庁	i ◎研修の充実等により現場執行能力の強化を図っている。
		ii ◎平成22年度において、現場執行力の強化に向けた教育のための経費(6百万円)を措置した。
⑤ 関係機関間における人事交流の促進	警察庁	i ◎警察機関と海上保安庁、税関、入管、国税等との間において人事交流を実施している。
	法務省	i ◎法務省内において、組織間人事交流を実施しているほか、公正取引委員会、国税庁、証券取引等監視委員会等、関係省庁間における人事交流を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
	財務省	i ◎警察及び海上保安庁等との連携の維持、強化を図るため、人事交流を引き続き実施している。
	厚生労働省	i ◎平成22年度において、警察庁及び税関等との人事交流を引き続き実施している。
	海上保安庁	i ◎平成21年度において、犯罪取締り及び犯罪調査等に係る専門家の育成等治安関係職員の質的向上を図るため、関係機関との人事交流を実施している。
⑥ 留置施設の整備と留置業務の効率化の推進	警察庁	i ◎留置施設の整備に関しては、警察署の新築・増改築時に十分な規模の留置施設の整備を推進しており、平成22年度において、新たに10施設約180人分の収容力の増強に要する経費を措置した。 ii ◎留置保護室の整備に関しては、新築・増改築する警察署については、留置施設に留置保護室を整備するよう指示しており、平成22年度において、新たに11施設14室の留置保護室の設置に要する経費を措置したほか、8都府県で単独事業として15施設15室の留置保護室の設置に要する経費が措置されている。 iii ◎集中護送制度に関しては、平成20年10月1日現在、36都道府県が実施していたところ、22年4月1日現在、39都道府県で導入されている。
	法務省	i ◎平成21年度において、都道府県警察から拡充要請のあった地方検察庁の同行室整備を実施している。
⑦ 治安関係施設等の整備	警察庁	i ◎適正な取調べを担保するため、取調べ室の透視鏡の設置及び机の床面固定等を推進している。 ii ◎平成22年度において、警察署等警察施設の整備のための経費(16,483百万円)を措置した。
	法務省	i ◎平成22年度において、刑務所を始めとした矯正施設・宿舎の整備のための経費(13,346百万円)を措置した。 ii ◎平成22年度において、検察庁庁舎等の整備を図るための経費(8,713百万円)を措置した。 iii ◎平成22年度において、老朽化等により機能が低下した更生保護施設の改善を期するため、更生保護事業費(施設整備事業)補助金(187百万円)を措置した。 iv ◎平成22年度において、更生保護施設における一層の受入促進を図るための経費(4,526百万円)を措置した。 v ◎平成21年度において、NPO法人1法人及び社団法人1法人が継続保護事業の認可を受け、更生保護施設の運営を開始した。また、医療・福祉への調整を主とする一時保護事業を行う更生保護法人が1法人設立され、その事業運営を開始した。
⑧ 現場執行力の強化に向けた装備資機材等の整備	警察庁	i ◎平成22年度において、街頭犯罪捜査体制強化に伴う資機材の整備に要する費用(93百万円)を措置した。 ii ◎平成22年度において、無線警ら車等の資機材の整備に要する費用(161百万円)を措置した。 iii ◎平成22年度において、銃器を使用した立てこもり事件等に的確に対処するため、銃器使用立てこもり対策用の資機材等に係る経費(120百万円)を措置した。 iv ◎平成21年度において、第一線警察の執行力強化に資するため、現場映像等所要の情報を伝送するための機動警察通信隊の装備資機材拡充に係る経費(946百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎〔再掲：第6-5-③-海-i〕平成22年度における巡視船艇、航空機等整備費の措置。
⑨ 警察の現場執行力の強化に向けた技術の活用	警察庁	i ◎緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮と緊急走行に伴う事故防止を図るため、緊急車両の優先信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)を整備し、平成22年3月末現在、13都道府県で運用中である。 ii ◎平成20年12月に発出した「初動警察刷新強化に向けた精強な第一線警察構築の更なる推進について」で示した指針に基づき、都道府県警察において緊急配備システム、地図情報システム等の整備の促進による通信システムを高度化するための施策を推進している。 iii ◎平成22年度において、通信指令施設更新整備に係る経費(370百万円)を措置した。 iv ◎平成21年度補正予算(第1号)により、携帯電話発信地表示システムの全国整備を完了する。 v ◎平成21年度において、「地域警察デジタル無線システムの整備」に係る経費(28,627百万円)を措置した。
⑩ 警察の情報基盤の強化	警察庁	i ◎情報管理システムの信頼性の向上のため、平成22年5月に警察庁情報管理システムに係る業務継続計画を策定した。
⑪ 治安関係機関の通信システムの高度化	警察庁	i ◎平成22年度において、警察基幹通信網の再編に要する経費(7,883百万円)を措置した。 ii ○平成22年度において、高度化した警察基幹通信網の運用及び維持管理に必要とする知識及び技能を修得させるため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(基幹通信)」及び「情報通信技術専科(IP)」を実施する予定。 iii ◎平成21年4月に情報通信審議会情報通信技術分科会に設置された「公共無線システム委員会」に参画し、「公共ブロードバンド移動通信システムの技術的条件」について検討を行った結果が、22年3月の情報通信審議会からの答申に反映された。
	総務省	i ○公共ブロードバンド移動通信システムの制度化に向けた検討を進めている。
⑫ 各種調査研究等の実施	内閣府	i ◎〔再掲：第1-4-④-府-vi〕平成22年度における青少年有害環境対策推進事業費の措置。 ii ◎〔再掲：第4-4-③-府-i〕平成22年度における青少年の薬物乱用に関する調査研究費の措置。

施策名	省庁名	実施状況
	内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 最高裁判所 警察庁	i ◎関係府省庁等において、「少年非行事例等調査研究」企画分析会議を実施している。平成21年度は「第4回非行原因に関する総合的研究調査」を実施した。
		i ◎平成21年度において、来日外国人少年非行防止対策研究会の開催に係る経費(4百万円)を措置した。
		ii ◎平成22年度において、青少年問題研究会の開催に係る経費(6百万円)を措置した。
		iii ◎平成22年度において、最近の少年非行の実態把握と効果的な非行防止に関する研究に係る経費(3百万円)を措置した。
		iv ◎限られた人員体制でも効果的な運用を可能とする異常行動検出機能やプライバシー保護機能を装備した街頭防犯カメラシステムをモデル地区において実証・開発中である。
	総務省	i ○今後、情勢に応じて、必要な検討を行う。
	法務省	i ◎家庭内の重大犯罪、無差別殺傷事犯、諸外国における位置情報確認制度等の調査研究を実施している。
	文部科学省	i ◎平成19年度より、科学技術振興調整費「科学技術連携施策群の効果的・効率的な推進プログラム」において、「テロ対策のための研究開発－現場探知システムの実現－」を実施している。
		ii ◎平成19年度より、テロ対策等の重要研究開発課題の研究開発を行う「安全・安心科学技術プロジェクト」を実施している。21年度から液体爆発物・危険物検知技術の開発を新たに開始した。
		iii ◎平成17年度より、(独)科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業において、戦略目標「安全・安心な社会を実現するための先進的統合センシング技術の創出」の下、CREST「先進的統合センシング技術」で研究開発を実施している。
		iv ◎平成22年度より、科学技術振興調整費「安全・安心な社会のための犯罪・テロ対策技術等を実用化するプログラム」において、関係府省の連携体制の下、技術開発テーマの絞り込みからユーザーニーズの明確化、技術開発、技術運用の調査、現場における実証試験までを、一体的なシステムにより実施する新規事業を開始した。
<b>2 犯罪の追跡可能性の確保、証拠収集方法の拡充</b>		
① 犯罪の痕跡の確実な記録と迅速かつ的確な犯罪捜査への協力確保	警察庁	i ◎ATMのほか、携帯電話、IP電話等が犯罪に利用された場合に捜査への的確な協力を得られるよう、関係事業者に対し犯罪捜査への協力確保について継続的な働き掛けを行っている。
	法務省	i ◎検察当局において、捜査に不可欠な情報をより迅速かつ的確に収集することができるよう、具体的な事件捜査を通じて、電気通信事業者、金融機関等の事業者にも更なる理解を求め、捜査関係事項照会等への迅速かつ的確な対応を促している。
	海上保安庁	i ◎捜査に必要不可欠な情報をより迅速・的確に収集するために関係機関・事業者に対し、捜査関係事項照会への迅速・的確な対応を促し、携帯電話やIP電話が犯罪に使用されたときに捜査への的確な協力が得られるよう、関係事業者に対し必要な働き掛けを行うなど関係機関との連携を強化している。
② 国民からの情報提供の促進	警察庁	i ◎平成22年度において、広く国民から重要凶悪犯罪の被疑者検挙に資する情報の提供を受けるため、捜査特別報奨金制度(公的懸賞金制度)に係る経費(12百万円)を措置した。
③ 自動車ナンバー自動読取システムの一層の整備活用	警察庁	i ◎平成22年度において、盗難自動車の発見や自動車を利用した重要犯罪の捜査に活用するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備に係る経費(69百万円)を措置した。
	国土交通省	i ◎平成16年4月から、ナンバープレートが盗難・紛失している場合には、同一の登録番号による再交付は行わず、番号変更で対応することを運輸支局等に徹底している。
④ 客観的な証拠の収集方法の整備強化	警察庁	i ◎平成22年度において、急増するDNA型鑑定需要に対処するため、警察庁における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費(125百万円)を措置した。
		ii ◎科学警察研究所に置かれた法科学研究所において、各都道府県警察の鑑定技術職員を対象として、より高度なDNA型鑑定知識・技能の修得を目的とした研修を実施している。
		iii ◎平成22年4月、「犯罪捜査におけるDNA型データベースの積極的活用について」を都道府県警察に発出し、被疑者に対するDNA型鑑定の積極的な実施、DNA型鑑定の迅速かつ適正な実施に必要な体制の確保等について指示するなど、DNA型鑑定体制の強化を推進している。
		iv ◎平成21年度において、通信傍受を一層的確かつ効果的に実施するため、通信傍受法用記録等装置の減耗更新と高度化に要する経費(47百万円)を措置した。
		v ◎各都道府県警察の警察官を対象に、通信傍受法を適正かつ効果的に運用するために必要な法的知識、装置の運用方法等を修得させることを目的とした教養を実施している。

施策名	省庁名	実施状況
		vi ◎捜査については、取調べに過度に頼ることなく、他の捜査手法によって得られる客観的証拠をより重視するものとしていく必要があることから、捜査手法、取調べ等の課題については、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」等において、抜本的な調査・研究を行っている。このため、平成22年度において、諸外国の関係機関での実地調査、有識者による研究会の開催等に係る経費(48百万円)を措置した。
		vii ◎交通事故事件捜査体制を強化するため、衝突実験に基づく事故解析等を内容とする交通事故鑑識官養成専科を実施するなど、専従職員の捜査能力の一層の向上に努めている。また、すべての都道府県警察本部に交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を設置し、運用している。
⑤ 犯罪捜査活動の密行性の強化	警察庁 国土交通省	i ◎(再掲:第4-4-①-警-ii)平成22年度における薬物捜査用車両の整備に係る経費の措置。 i ◎今後、情勢に応じて、必要な検討を行う予定。
⑥ 死因究明体制の強化	警察庁	i ◎平成22年度において、適正な死体取扱業務を推進するため、検視における画像検査等に係る経費(99百万円)を措置した。 ii ◎適正な死体取扱業務を推進するため、教養の充実、大学法医学講座等との連携促進等検視体制の強化を図っている。 iii ◎平成22年度において、諸外国における死因究明制度の調査等に要する経費(20百万円)を措置し、警察庁において、法医学者、刑事法学者等の有識者からなる「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」を立ち上げ、検討を進めている。
	厚生労働省	i ◎医師の死体検案に対する意識・能力を向上させるための死体検案研修を実施するとともに、平成22年度より異状死の死因究明に関し、地方公共団体が独自に解剖の取組を行っている場合の解剖経費等の支援や、死亡時画像診断(Ai)の施設・設備の整備を行う場合の補助を行っている。また、22年6月に「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会」を立ち上げ、異状死や診療行為に関連した死亡の死因究明のため、死亡時画像診断を活用する方法等について検討を開始したところである。
	文部科学省	i ◎平成21年2月の国公立大学医学部長会議等において、各国公立大学に対し、法医学を担う人材の養成、確保等に向けた取組の充実を要請している。 ii ◎平成22年度において、法医学を担う人材養成のための経費(229百万円)を措置した。
	海上保安庁	i ◎より高度で専門的な法医学知識を職員に習得させるための法医学研修に係る経費を措置するとともに、的確な検視・解剖の実施に資する人員の増強、施設・資機材・体制の整備等の推進について検討している。 ii ◎平成22年度において、法医学研修のための経費(1百万円)及び検視施設の設置等のための経費(13百万円)を措置した。
⑦ 科学捜査力の充実・強化	警察庁	i ◎平成22年度において、第一線警察における科学捜査力の強化のため、鑑識・鑑定資機材等に係る経費(13百万円)を措置した。 ii ◎(再掲:第7-2-④-警-i)平成22年度における被疑者DNA型の大量鑑定に係る経費の措置。 iii ◎(再掲:第7-2-④-警-iii)DNA型鑑定体制強化の推進。 iv ◎画像の高度解析技術等先進的な科学技術の犯罪捜査への一層の活用を図るため、被疑者三次元顔画像データベースの整備について検討することとしている。 v ◎国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会の開催やデジタルフォレンジックの世界的権威であるNFIへの職員の派遣等を通じて情報共有を図るなど、関係機関等との連携の強化に努めた。 vi ◎平成22年度において、高度化、複雑化する犯罪に適切に対処するため、デジタルフォレンジック用資機材の増強に係る経費(58百万円)を措置した。 vii ◎平成21年12月、情報技術の解析に係る知見の集約・体系化を図るため、IOCE・ICPO・警察庁共催による情報技術の解析に係る国際会議を開催した。 viii ◎(再掲:第5-3-①-警-iv)ハイテク犯罪サブグループに参加するなど国際連携・協力を強化。 ix ◎(再掲:第5-3-①-警-viii)平成22年度におけるアジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議に係る経費の措置。 x ◎(再掲:第5-3-①-警-ix)平成22年度における部外での教育訓練に係る経費の措置。 x i ◎新たな通信手段の通信方式等の技術的事項について調査を実施し、通信傍受に関する技術的課題について研究を行っている。 x ii ◎平成22年度において、携帯電話等の電子機器解析能力の強化、解析に関する高度な技術を身につけた第一線職員育成のため、警察情報通信学校において「情報通信技術専科(電子機器解析)」を実施する予定。 x iii ◎平成22年度において、科学捜査力の充実・強化を図るための研究・実験及びこれらを活用する鑑定・検査により、先進的な捜査技術、犯罪及び少年の非行防止手法を確立するための経費(1,151百万円)を措置した。

施策名	省庁名	実施状況
	警察庁	i ◎デジタルカメラを用いて撮影した写真の証明力を確保するための制度を整備した。
	海上保安庁	i ◎平成22年度において科学捜査力の充実・強化のための経費(84百万)を措置した。
⑧ 社会・経済情勢の変化に応じた有効な捜査手法等の導入・活用の検討	警察庁	i ◎(再掲:第7-2-④-警-v)平成22年度における捜査手法、取調べの高度化を図るための調査・研究に係る経費の措置。
	法務省	i ○諸外国において活用されている司法取引、刑事免責、おとり捜査・潜入捜査、通信傍受等の捜査手法について調査を進めており、引き続き、我が国の刑事訴訟手続に及ぼす影響等を踏まえつつ、これらの捜査手法の導入又は積極的活用について検討することとしている。
		ii ◎(再掲:第1-5-③-法-ii)平成22年度における刑事基本法制整備経費の措置。
⑨ 犯罪の発生原因等の総合的分析の推進	警察庁	i ◎平成21年1月から、犯罪統計、犯罪手口等の情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして、犯罪発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を分析し、よう撃捜査等を支援する情報分析支援システム(CIS-CATS)の運用を開始し、重要事件等の捜査に積極的に活用している。
		ii ◎平成21年度において、情報分析支援システム(CIS-CATS)の導入整備に係る経費(2,135百万円)を措置した。
		iii ◎平成21年度において、連続事件の事件リンク分析と犯人像推定の高度化に関する研究に係る経費(7百万円)を措置した。
		iv ◎平成22年度において、生活安全警察の効率化に関する研究に係る経費(3百万円)を措置した。
		v ◎平成22年度において、犯罪捜査の支援に関する行動科学的研究に係る経費(3百万円)を措置した。
3 裁判への的確な対応		
① 裁判員裁判への的確な対応	警察庁	i ◎各葉指(押)印制度の導入、実況見分調書、検証調書、供述調書等の簡潔明瞭化等、裁判員の的確な心証形成のための工夫を講じている。
		ii ◎裁判員制度の下での証人出廷の機会の増加等に適切に対処していくため、証言要領等を含めた証人出廷に関する知識・技能の修得を図ることを目的として、証人として召喚される可能性のある警察官に対する教養を実施している。
		iii ◎裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するための方策について検討するため、平成20年9月から警視庁、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察及び大阪府警察において取調べの録音・録画の試行を開始し、21年4月からは、すべての都道府県警察に拡大して試行を実施しているところであり、20年9月以降21年12月末までに352件が実施されている。
	法務省	i ◎検察当局においては、刑事裁判になじみの薄い一般国民が裁判員として参加することを踏まえ、平易な言葉の使用、証拠の厳選、簡潔にして要を得た供述調書、ビジュアル資料の活用等、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張、立証のための様々な工夫を行っているところ、今後も引き続き、裁判所、弁護士会等の関係機関と連携しつつ、裁判員裁判の円滑な実施と社会への定着に向けて一層の取組を行うこととしている。
		ii ◎平成22年度において、公判体制等充実経費(565百万円)を措置した。
② 迅速で充実した公判審理の実現	法務省	i ◎検察当局においては、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張、立証のための工夫を行っており、今後とも引き続き、関係機関と連携しつつ、迅速で充実した公判審理を実現していくために一層の取組を行うこととしている。
		ii ◎(再掲:第7-3-①-法-ii)平成22年度における公判体制等充実経費の措置。